

(参考1)

資 料

平成26年度予算フレーム

資料 I - 1 - 1

(単位：億円)

	25年度予算 (当初)	26年度予算	25' →26'	備 考
(歳 入)				
税 収	430,960	500,010	69,050	○ 消費税率の引上げに伴う税込増45,350億円を含む
そ の 他 収 入	40,535	46,313	5,778	○ 特別会計の一般会計への統合に伴う増7,946億円を含む
公 債 金	428,510	412,500	△16,010	○ 公債依存度 43.0% (25年度 46.3%)
うち4条公債(建設公債)	57,750	60,020	2,270	
うち特例公債(赤字公債)	370,760	352,480	△18,280	
年 金 特 例 公 債 金	26,110	—	△26,110	
計	926,115	958,823	32,708	
(歳 出)				
国 債 費	222,415	232,702	10,287	○ 年金特例公債に係る償還費等3,027億円を含む
基礎的財政収支対象経費	703,700	726,121	22,421	○ 特別会計の一般会計への統合に伴う増7,946億円 社会保障4経費の充実等 3,789億円 高齢者医療負担軽減等 4,101億円 } 15,836億円を含む
うち社会保障関係費	291,224	305,175	13,951	
うち地方交付税交付金等	163,927	161,424	△2,502	○ 地方税収の伸びを反映。地方税、地方交付税等の地方の一般財源総額について社会保障の充実分を増額。
計	926,115	958,823	32,708	○ 基礎的財政収支(プライマリーバランス) △18.0兆円 (25年度 △23.2兆円。対前年度5.2兆円の改善)

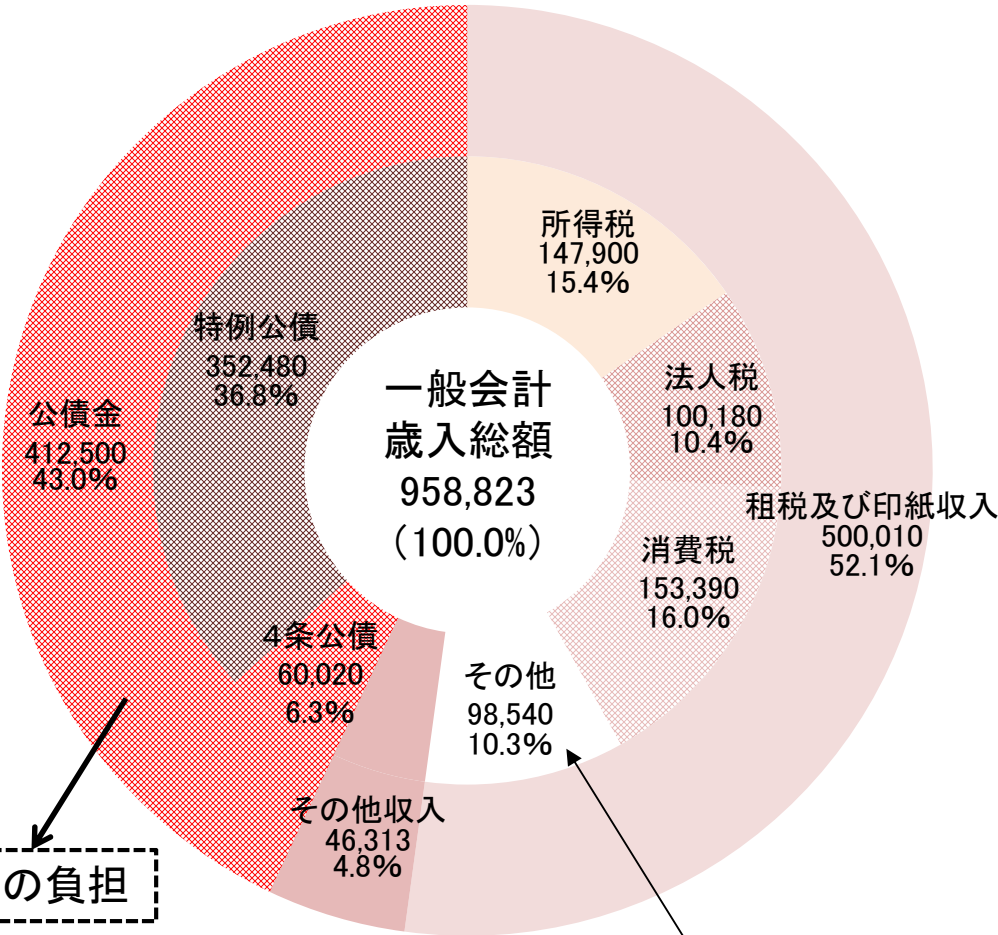
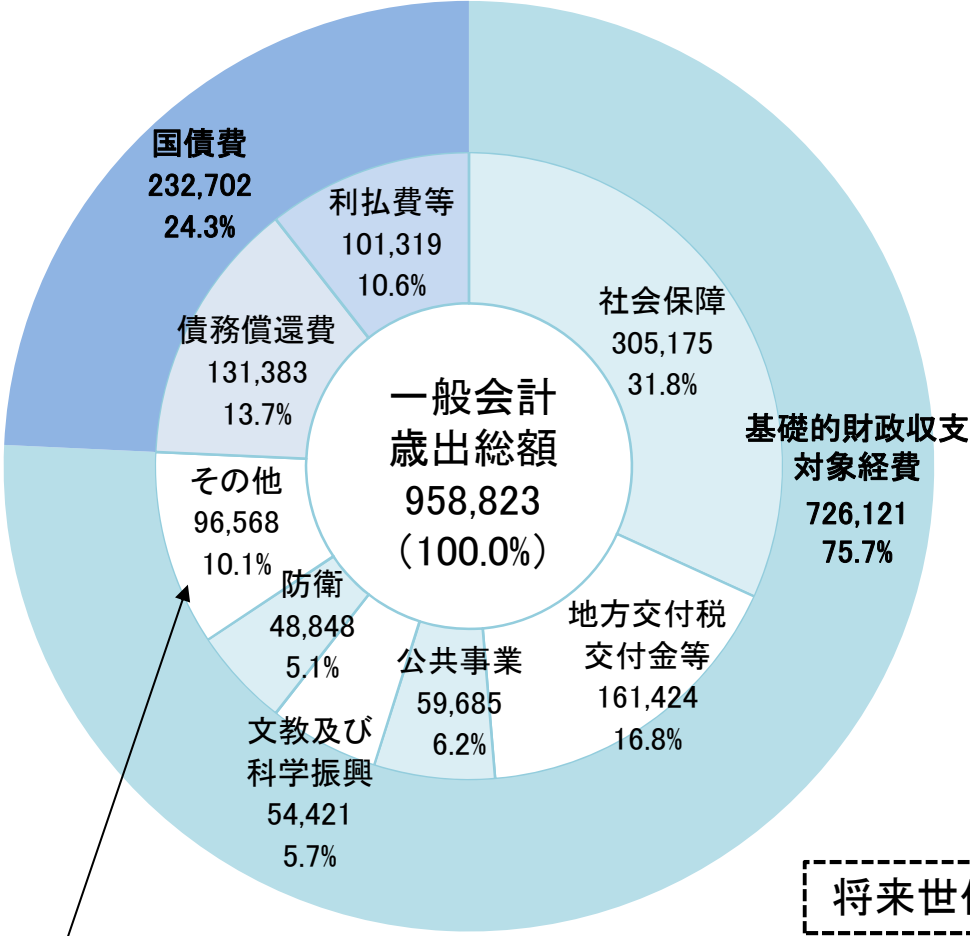
平成26年度一般会計予算から見る財政の現状

資料 I - 1 - 2

【歳出】

【歳入】

(単位: 億円)



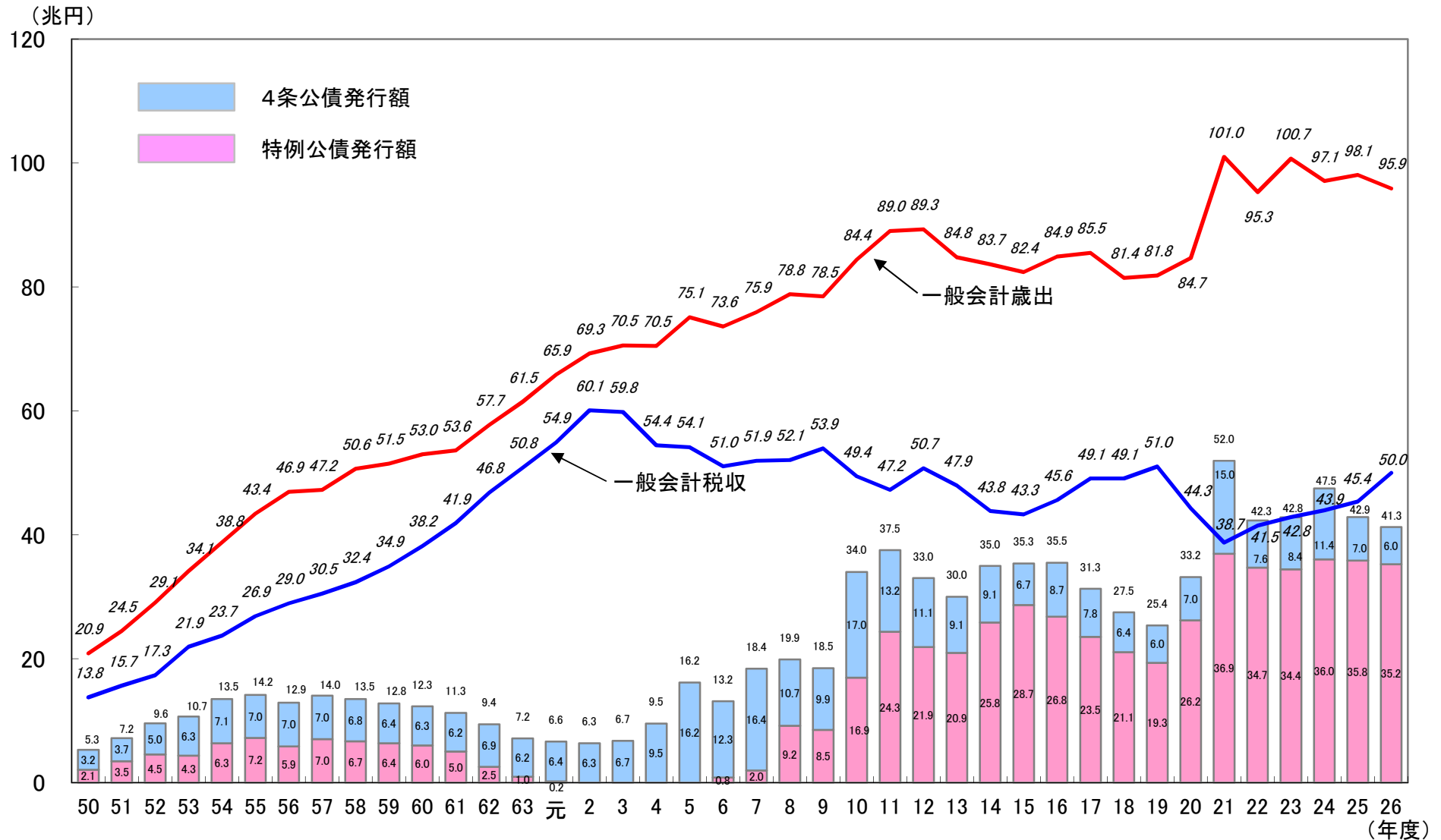
将来世代の負担

食料安定供給	10,507	(1.1%)
中小企業対策	1,853	(0.2%)
エネルギー対策	9,642	(1.0%)
恩給	4,443	(0.5%)
経済協力	5,098	(0.5%)
その他の事項経費	61,526	(6.4%)
予備費	3,500	(0.4%)

相続税	15,450	(1.6%)
酒税	13,410	(1.4%)
たばこ税	9,220	(1.0%)
揮発油税	25,450	(2.7%)
石油石炭税	6,130	(0.6%)
電源開発促進税	3,270	(0.3%)
自動車重量税	3,870	(0.4%)
関税	10,450	(1.1%)
印紙収入	10,560	(1.1%)

一般会計税収、歳出総額及び公債発行額

資料 I - 1 - 3

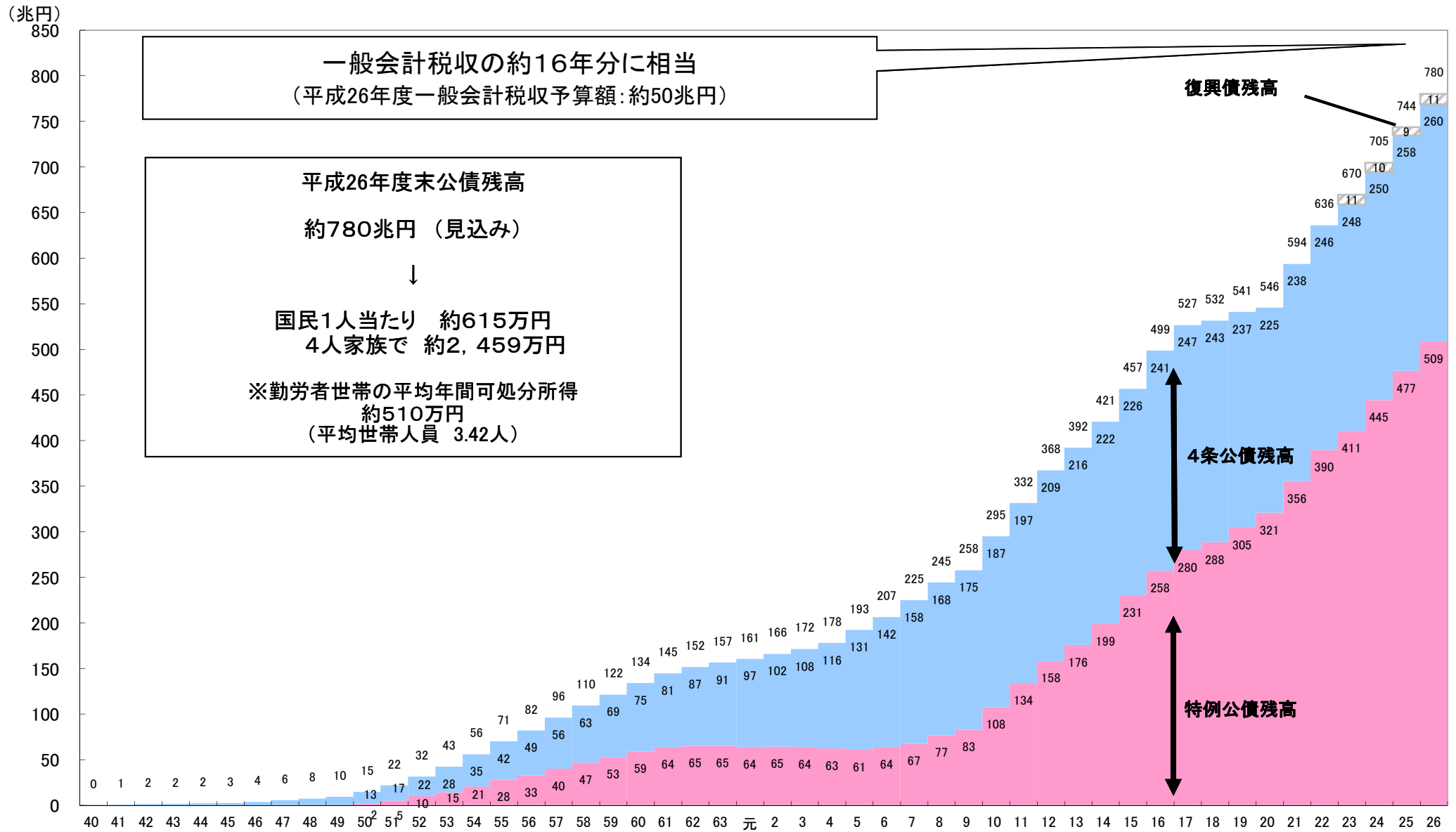


(注1) 平成24年度までは決算、平成25年度は補正後予算、平成26年度は予算による。

(注2) 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度、25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

公債残高の累増

資料 I - 1 - 4



(注1) 公債残高は各年度の3月末現在額。ただし、平成26年度末は予算に基づく見込み。

(注2) 特例公債残高は、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換国債、臨時特別公債、減税特例公債及び年金特例公債を含む。

(注3) 東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債(平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担)を公債残高に含めている(平成23年度末:10.7兆円、平成24年度末:10.3兆円、平成25年度末:9.0兆円、平成26年度末:11.4兆円)。

(注4) 平成26年度末の翌年度借換のための前倒債限度額を除いた見込額は755兆円程度。

I. 基本認識

- 今後10年間(2013年度から2022年度)の平均で、名目GDP3%程度、実質GDP2%程度の成長を目指す。民需主導の持続的成長と財政健全化の好循環を目指していく。

II. 財政健全化に向けた目標

- 国・地方の基礎的財政収支(以下、PB)について、①2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、②2020年度までに黒字化、③その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

III. 平成27年度(2015年度)の目標達成に向けて

1 基本的な取組

- 国・地方のPB赤字の大宗を占める国の一般会計のPB赤字について改善を図る必要。
- 国の一般会計PBについて、少なくとも平成26・27年度の各年度4兆円程度改善。26年度予算においては▲19兆円程度、27年度予算においては▲15兆円程度とし、これをもって、半減目標を達成。
- 新規国債発行額については、平成26年度、平成27年度において、それぞれ前年度を上回らないよう、最大限努力。
- 地方財政についても、地方財政の安定的な運営の観点を踏まえ、国の歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の一般財源の総額については、平成26年度、平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。

2 歳出面・歳入面の取組

- 社会保障:人口高齢化等による増勢がある中で、極力全体の水準を抑制。年金マクロ経済スライド発動の前提となる特例水準の解消、後発医薬品の使用促進に具体的進捗がみられるよう取り組む。
- 社会資本整備:投資効果の高い事業への重点化を図るなど、選択と集中を徹底。
- 地方財政:経済再生にあわせリーマン後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要。

IV. 平成32年度(2020年度)の目標達成に向けて

- 平成27年度(2015年度)までの取組と同様に、一般会計上のPBを改善し、黒字化させる。
- 各年度の予算において、歳出面では、無駄の排除などでPB対象経費を極力抑制し、経済成長によりGDPを増大させることで、PB対象経費の対GDP比を逡減させていく。歳入面では、経済成長を通じて税収の対GDP比の伸長を図る。さらに、増大する社会保障は、制度改革を含めた歳出・歳入両面の取組によって財源を確保することを検討。

「中長期の経済財政に関する試算」(中長期試算)の概要

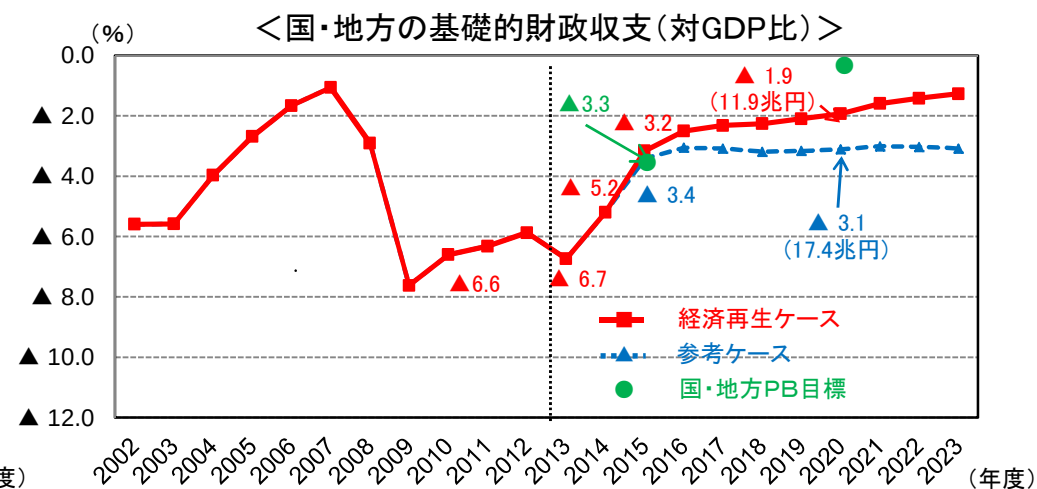
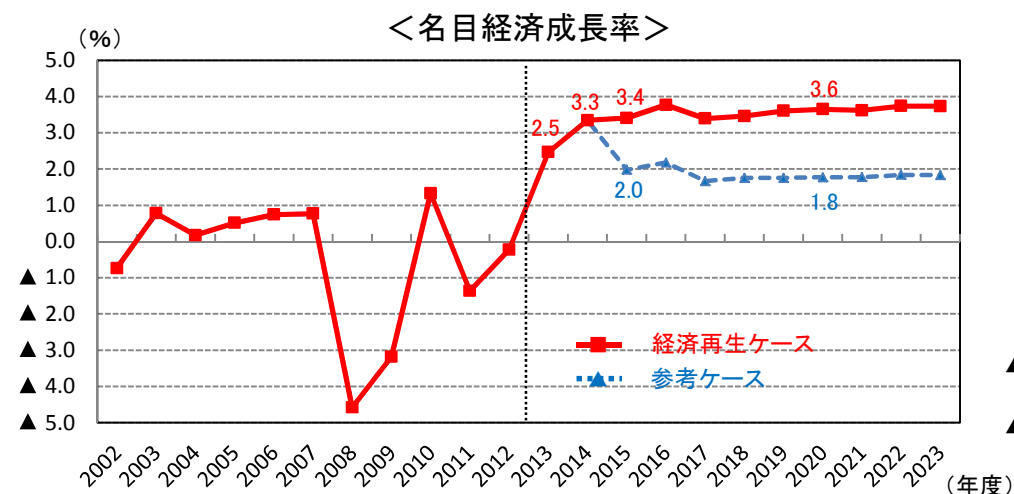
資料 I - 1 - 6

※ 平成26年1月20日 経済財政諮問会議提出(内閣府)

財政面における主要な想定

- ・ 2015年度については、「中期財政計画」を踏まえ、一般会計の基礎的財政収支(PB)の改善努力(各年度少なくとも4兆円程度改善)。
- ・ 消費税率(国・地方)については、現行法を踏まえ、2015年10月1日より10%へ引上げ。
- ・ 2016年度以降の期間については、社会保障歳出は高齢化要因等で増加、それ以外の一般歳出は物価上昇率並に増加すると想定。

試算結果のポイント



＜国の一般会計の姿＞

「経済再生ケース」

(単位: 兆円)

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	...	平成32年度 (2020年度)
P B 対象経費	70.4	72.6	74.4	-	84.0
税 収 等	47.1	54.6	59.9	-	73.9
P B	▲ 23.2	▲ 18.0	▲ 14.5	-	▲ 10.1
差 額	45.5	41.3	39.4	-	51.0
(参考) 名目 GDP	487.3	500.4	517.5	-	616.8

「参考ケース」

(単位: 兆円)

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	...	平成32年度 (2020年度)
P B 対象経費	70.4	72.6	74.4	-	81.5
税 収 等	47.1	54.6	58.7	-	66.7
P B	▲ 23.2	▲ 18.0	▲ 15.7	-	▲ 14.8
差 額	45.5	41.3	40.2	-	50.0
(参考) 名目 GDP	487.3	500.4	510.3	-	558.6

国及び地方の長期債務残高

資料 I - 1 - 7

(単位:兆円程度)

	平成10年度末 (1998年度末) ＜実績＞	平成15年度末 (2003年度末) ＜実績＞	平成20年度末 (2008年度末) ＜実績＞	平成21年度末 (2009年度末) ＜実績＞	平成22年度末 (2010年度末) ＜実績＞	平成23年度末 (2011年度末) ＜実績＞	平成24年度末 (2012年度末) ＜実績＞	平成25年度末 (2013年度末) ＜実績見込＞	平成26年度末 (2014年度末) ＜予算＞
国	390 (387)	493 (484)	573 (568)	621 (613)	662 (645)	694 (685)	731 (720)	770 (747)	811 (786)
普通国債 残高	295 (293)	457 (448)	546 (541)	594 (586)	636 (619)	670 (660)	705 (694)	744 (721)	780 (755)
対GDP比	58% (57%)	91% (89%)	112% (110%)	125% (124%)	133% (129%)	141% (139%)	149% (147%)	154% (149%)	156% (151%)
地方	163	198	197	199	200	200	201	201	200
対GDP比	32%	40%	40%	42%	42%	42%	43%	41%	40%
国・地方 合計	553 (550)	692 (683)	770 (765)	820 (812)	862 (845)	895 (885)	932 (921)	971 (948)	1,010 (985)
対GDP比	108% (108%)	138% (136%)	157% (156%)	173% (171%)	179% (176%)	189% (187%)	197% (195%)	201% (196%)	202% (197%)

(注1) GDPは、平成24年度までは実績値、平成25年度は実績見込み、平成26年度は政府見通しによる。

(注2) 東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債(平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担。平成23年度末:10.7兆円、平成24年度末:10.3兆円、平成25年度末:9.0兆円、平成26年度末:11.4兆円)及び、基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債(平成24年度末:2.6兆円、平成25年度末:5.2兆円、平成26年度末:4.9兆円)を普通国債残高に含めている。

(注3) 平成25年度末までの()内の値は翌年度借換のための前倒債発行額を除いた計数。平成26年度末の()内の値は、翌年度借換のための前倒債限度額を除いた計数。

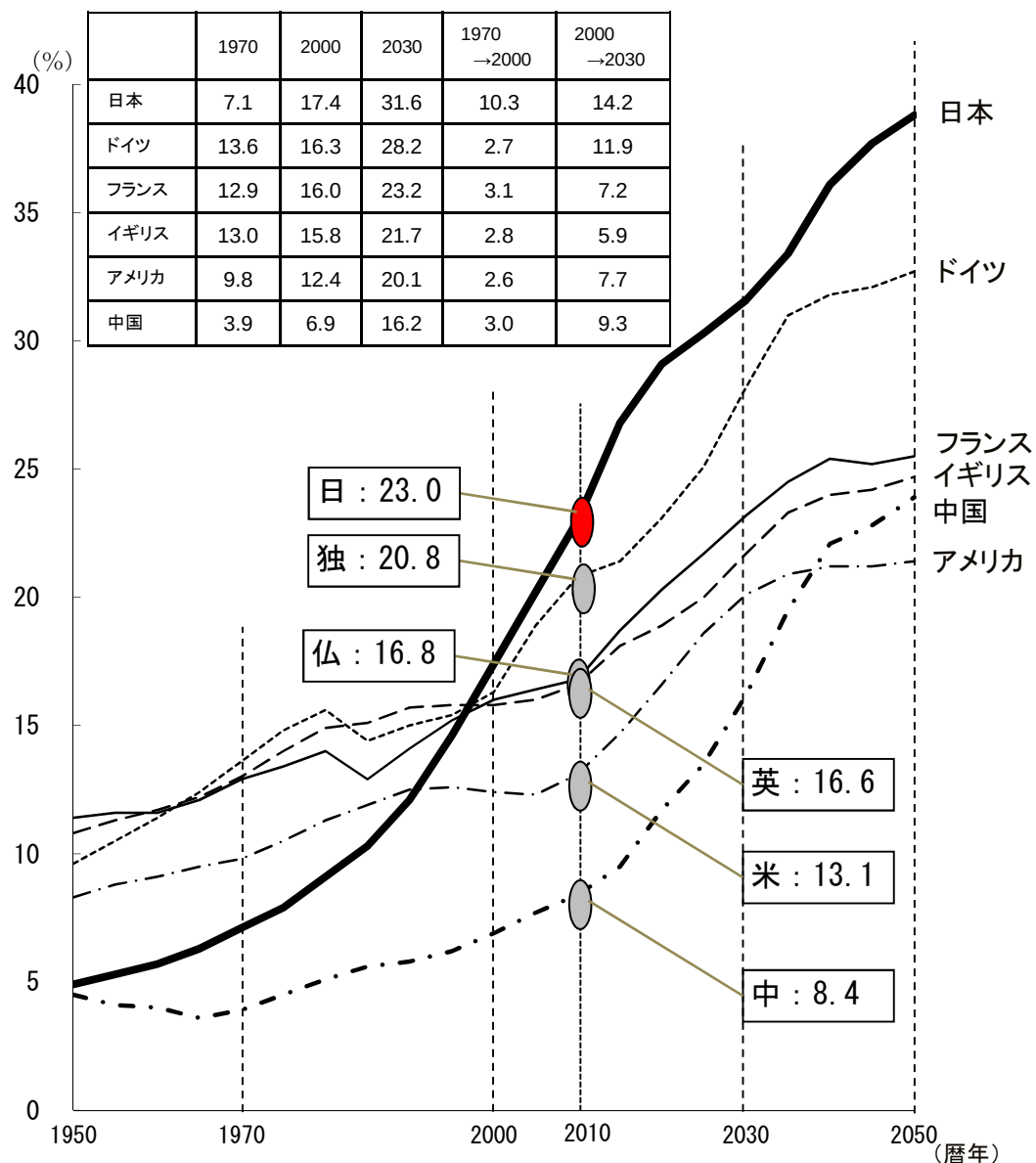
(注4) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、平成19年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成19年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分(平成26年度末で33兆円程度)である。

(注5) 平成25年度以降は、地方は地方債計画等に基づく見込み。

(注6) このほか、平成26年度末の財政投融资特別会計国債残高は101兆円程度。

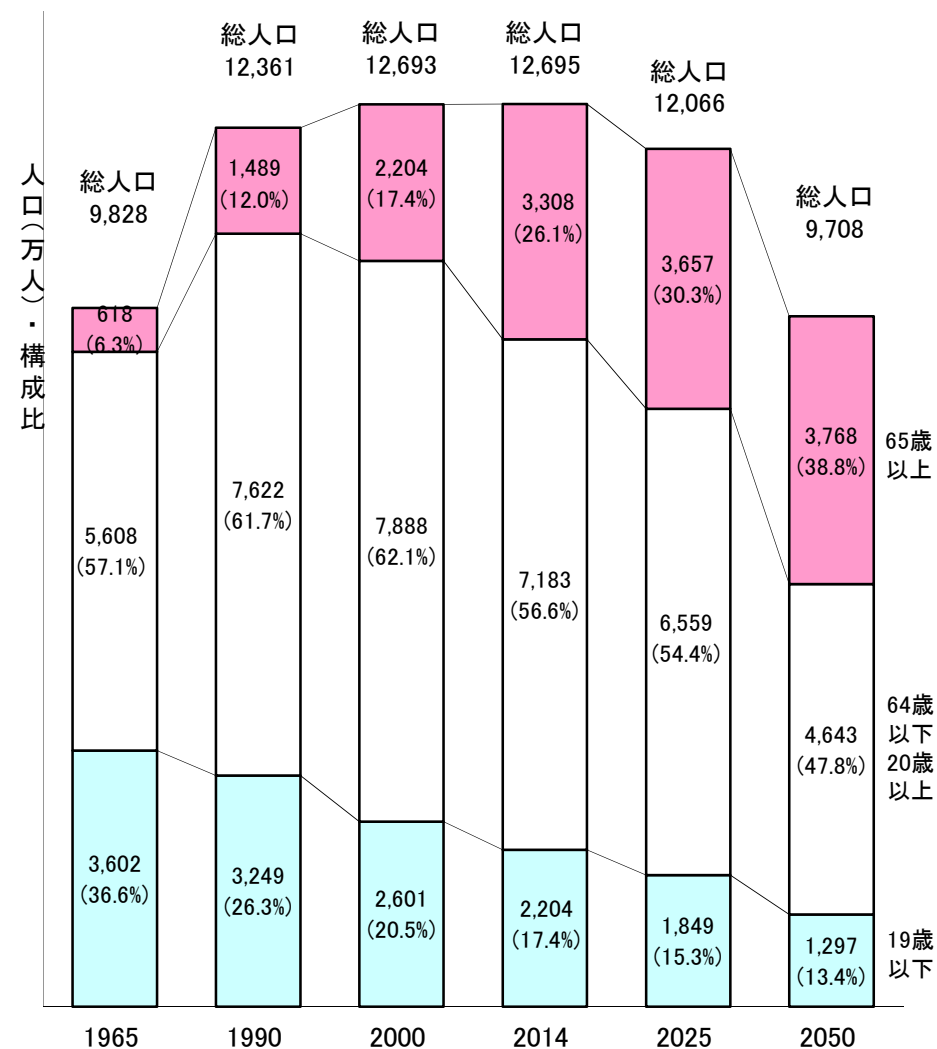
人口構造の変化

<65歳以上の対総人口比>



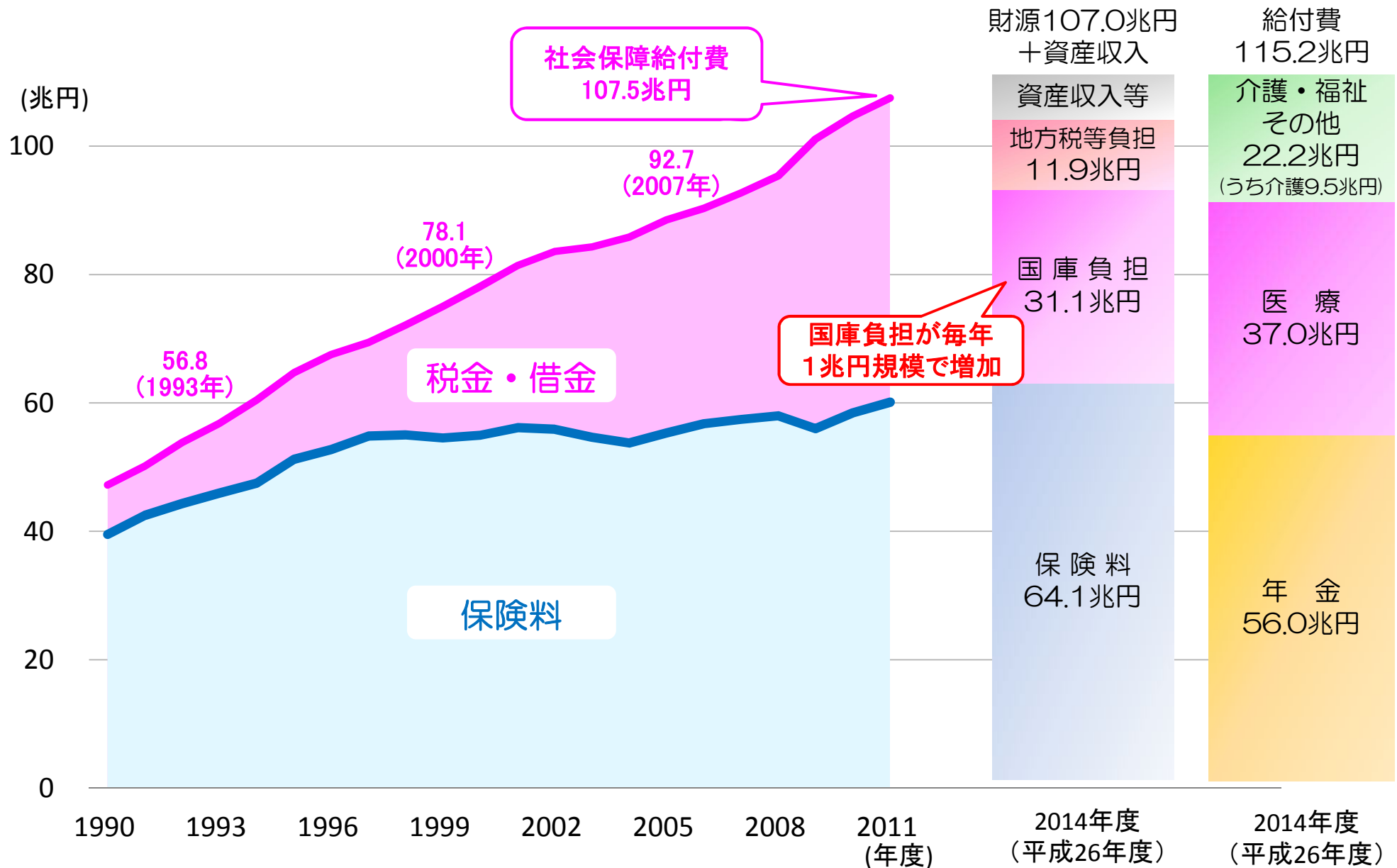
(出典) 日本 ~2010: 国勢調査報告 (総務省)
2011~2050: 日本の将来推計人口 (2012年1月、国立社会保障・人口問題研究所)
諸外国 WORLD POPULATION PROSPECTS: THE 2012 REVISION (中位推計) (国連)

<我が国の人口構造>



(出典) 人口構成は 1965年、1990年、2000年は総務省「国勢調査」、2014年以降は
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (平成24年1月推計)」。

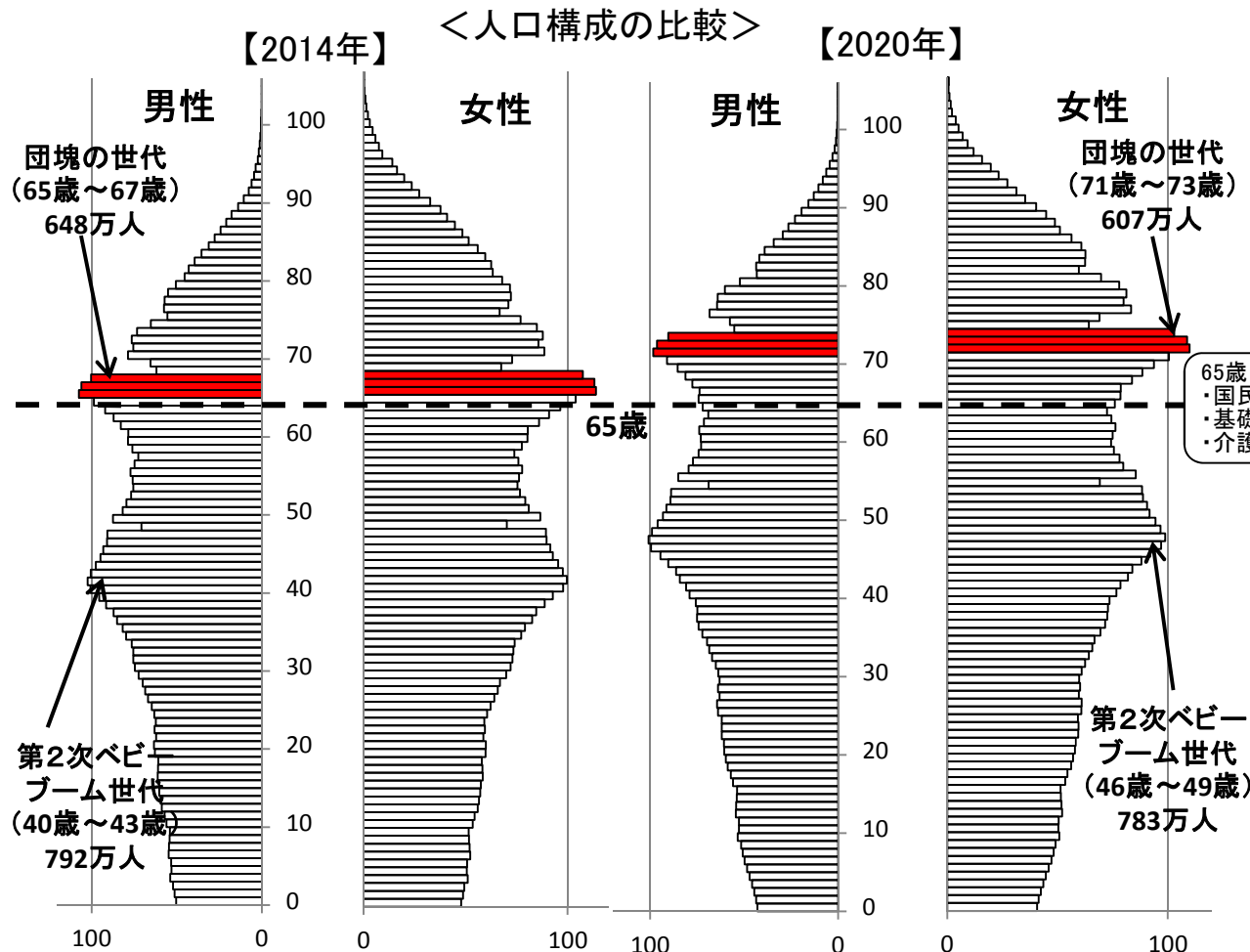
社会保障給付費と財政の関係



(出所) 2011年度までは国立社会保障・人口問題研究所「社会保障統計」 2014年度は国の当初予算をベースに厚生労働省が算出

団塊の世代の高齢化

- 2020年には、団塊の世代(1947～49年生まれ)が71歳～73歳となり、大半が労働力人口から被扶養人口に移行。
 ○労働力人口の減少は経済成長の制約要因となり、所得税や保険料収入の原資となる雇用者報酬が減少する一方で、年金・医療等の費用の増加が見込まれる。



(注) 団塊の世代は1947～49年、第2次ベビーブーム世代は1971～74生まれ。
 (出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月、中位推計)」

<高齢者の労働力人口比率(2012年)>

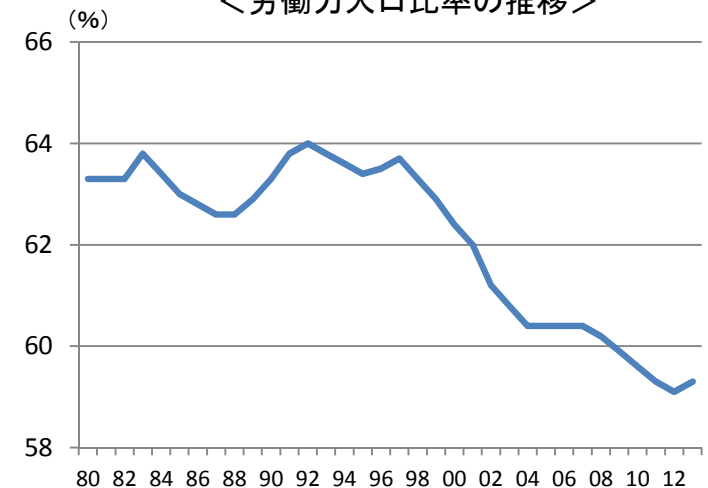
60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
60%	38%	23%	8%

(注)「労働力人口比率」は、各年齢階層ごとの「労働力人口(＝就業者＋完全失業者)」÷「年齢階級ごとの人口」で算出したもの

(出典) 総務省「労働力調査」

65歳～
 ・国民医療費の約5割
 ・基礎年金受給開始
 ・介護1号被保険者

<労働力人口比率の推移>

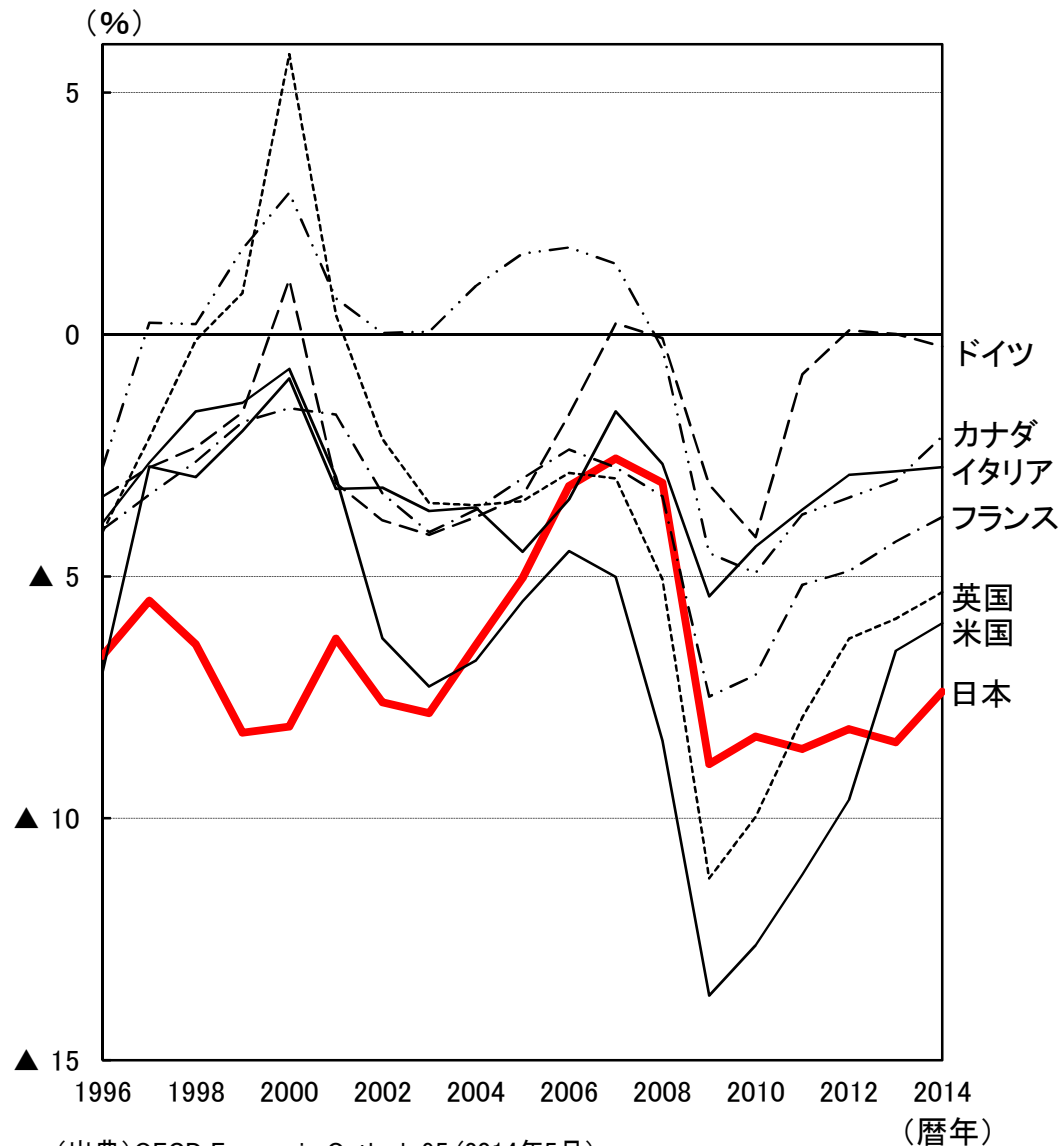


(出典) 総務省「労働力調査」より作成

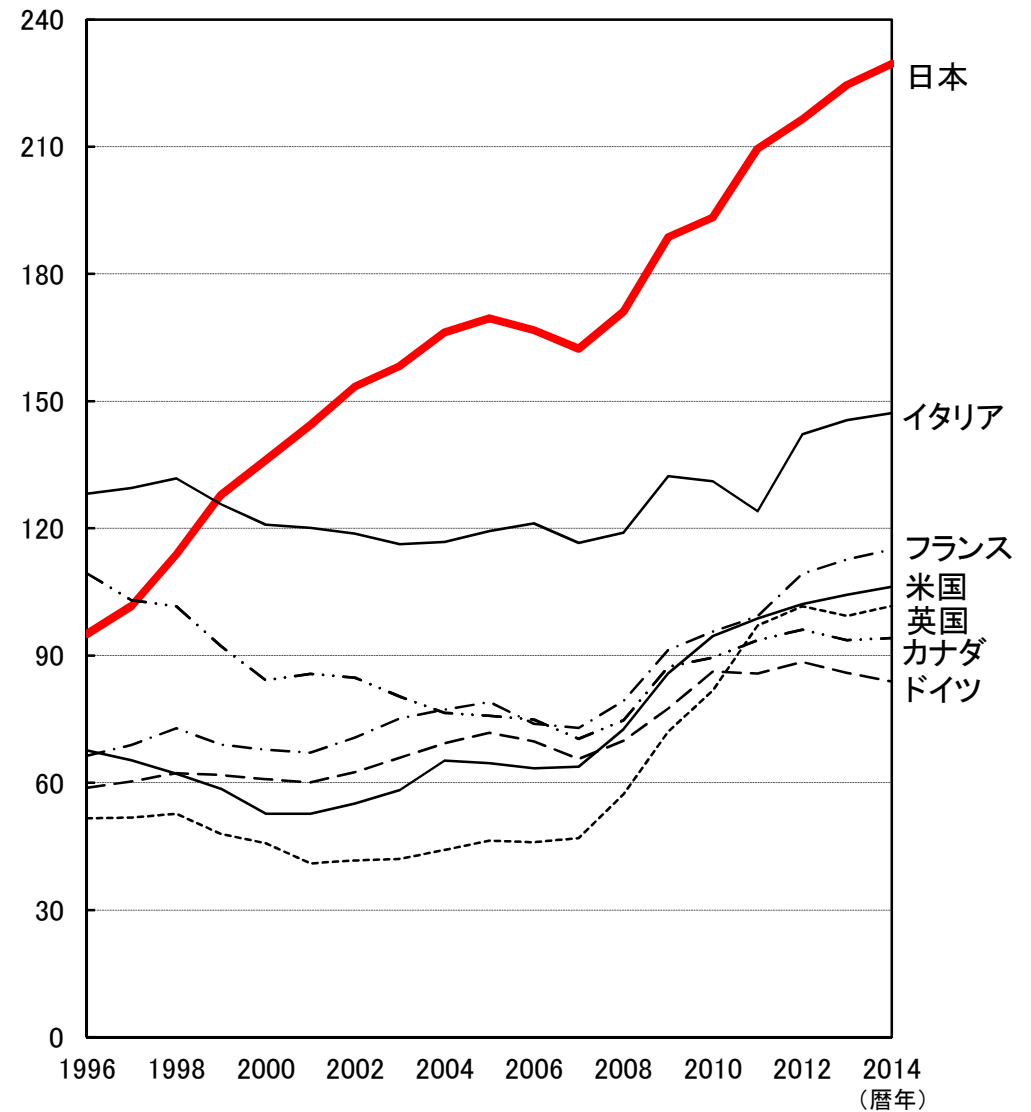
財政収支・債務残高の国際比較

資料 I - 2 - 4

＜財政収支の国際比較(対GDP比)＞



＜債務残高の国際比較(対GDP比)＞



(出典) OECD Economic Outlook 95 (2014年5月)

※ 数値は一般政府ベース、ただし日本と米国は社会保障基金を除いた値

(注) 日本の財政収支については、単年度限りの特殊要因を除いた数値

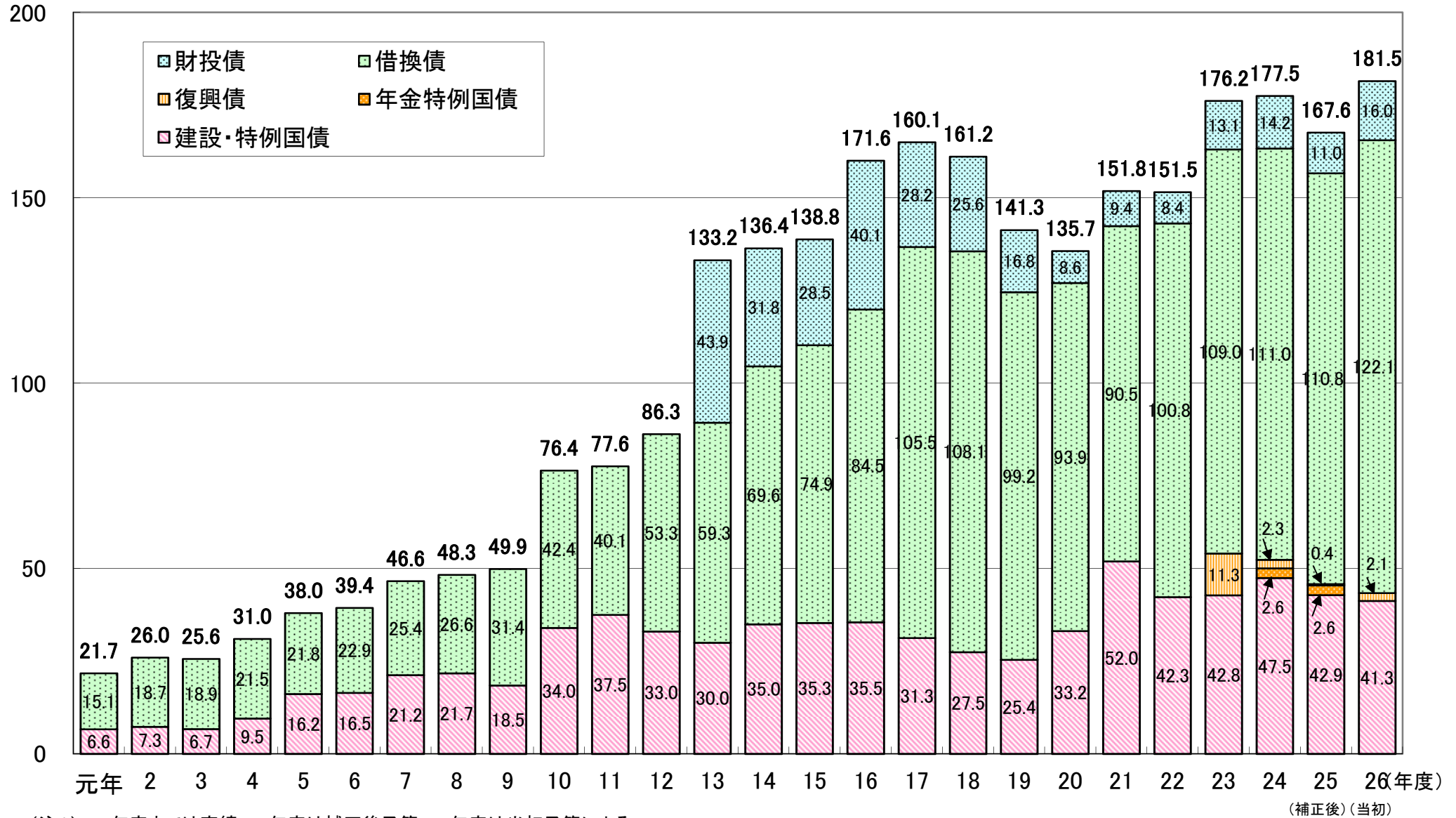
(出典) OECD Economic Outlook 95 (2014年5月)

※ 数値は一般政府ベース

国債発行総額の推移

資料 I - 2 - 5

(兆円)

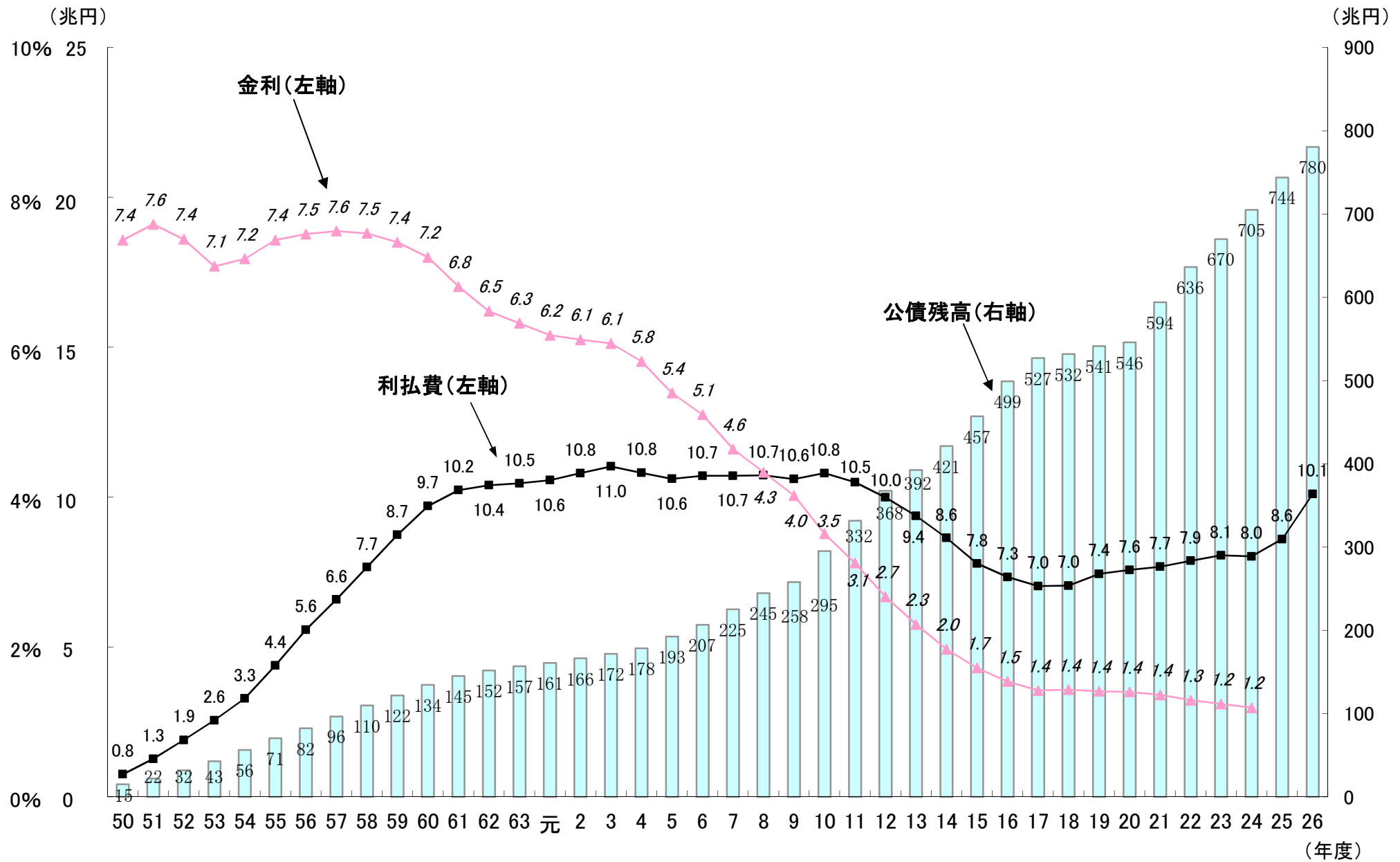


(注1) 24年度までは実績、25年度は補正後予算、26年度は当初予算による。

(注2) 上記国債発行総額には、湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、消費税3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債の発行額を含む。

(注3) 各計数ごとに四捨五入したため、合計において一致しない場合がある。

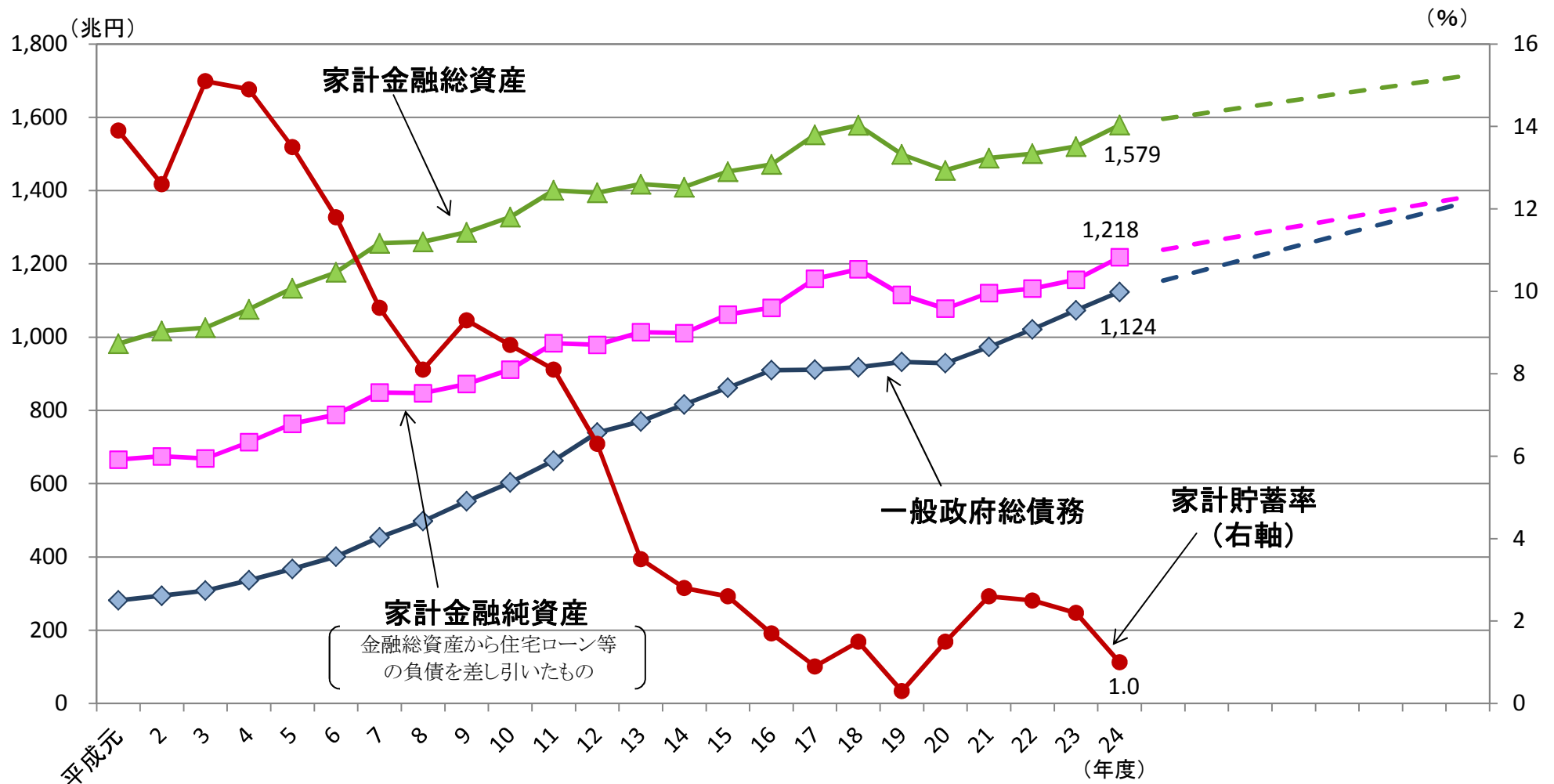
利払費と金利の推移



(注) 利払費は、平成24年度までは決算、平成25年度は補正後予算、平成26年度は予算による。

日本の一般政府債務と家計金融資産の推移

○我が国の国債消化を支える家計金融資産は高齢化等により伸び悩む一方、政府の債務残高は増加。足元では家計金融純資産と一般政府債務の差は縮小傾向。近年中に両者の差が無くなる見込み。



(出所) 日本銀行「資金循環統計」(2013年12月末速報)、内閣府「国民経済計算」 (注) 一般政府債務と家計金融資産については、各年度末の数値

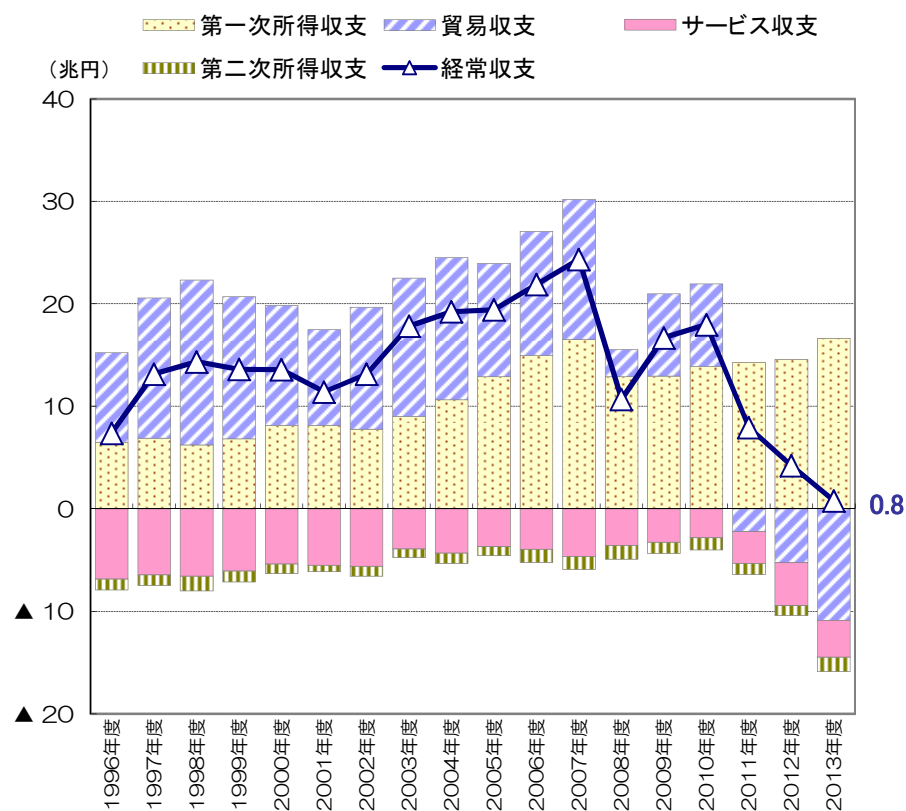
(参考) ・一般政府純債務は616兆円。一般政府総債務との差(金融資産)は、主に社会保障基金の年金積立金、外為特会の対外証券投資等。

・非金融法人企業については、金融資産(916兆円)、金融負債(1,313兆円)。

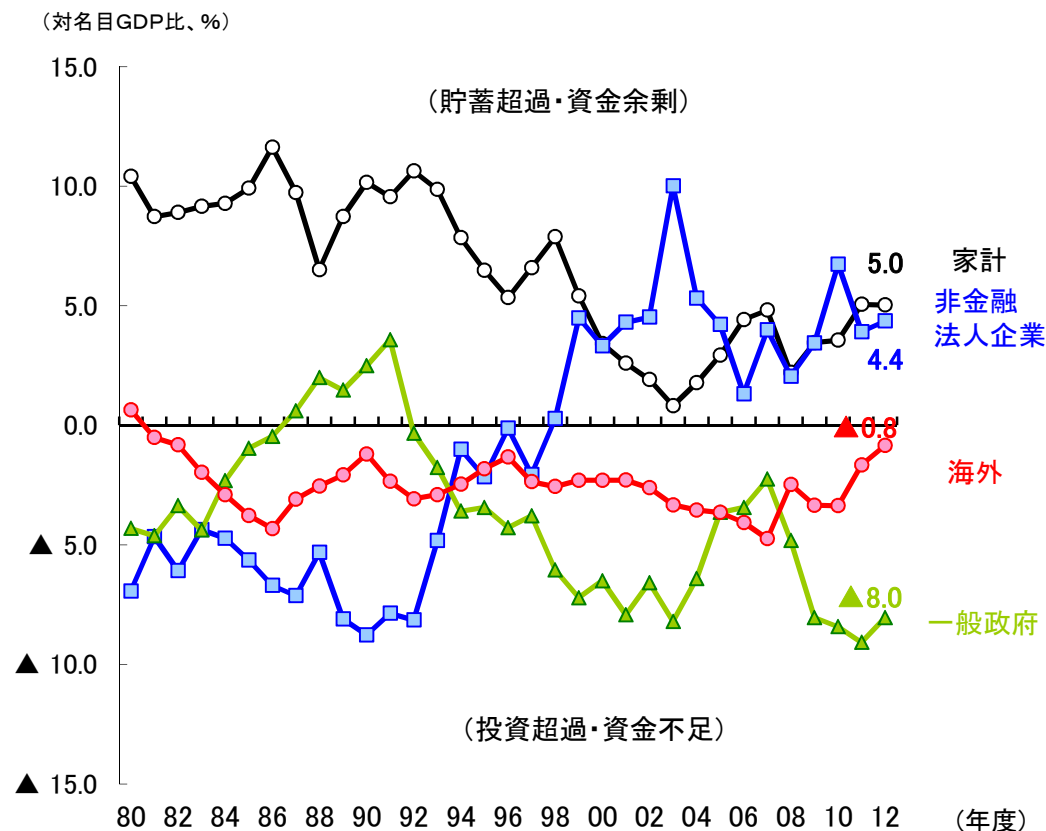
経常収支及び部門別資金過不足の推移

- 貯蓄率の低下等により家計の資金余剰は長期的には減少傾向、また、景気回復に伴い企業の資金余剰が減少することが期待され、中長期には国内部門の資金余剰は減少することが見込まれる。
- 海外部門では、原油等の輸入額の急増により貿易サービス収支が赤字となっており、仮に所得収支の黒字を上回り、経常収支が赤字となった場合、財政赤字が継続していれば、いわゆる「双子の赤字」になるおそれ。
- 仮に、資本収支が流入超となり海外部門がプラスになった場合、海外投資家の国債保有割合が増加する可能性があり、その投資動向は市場にも影響。

経常収支の推移



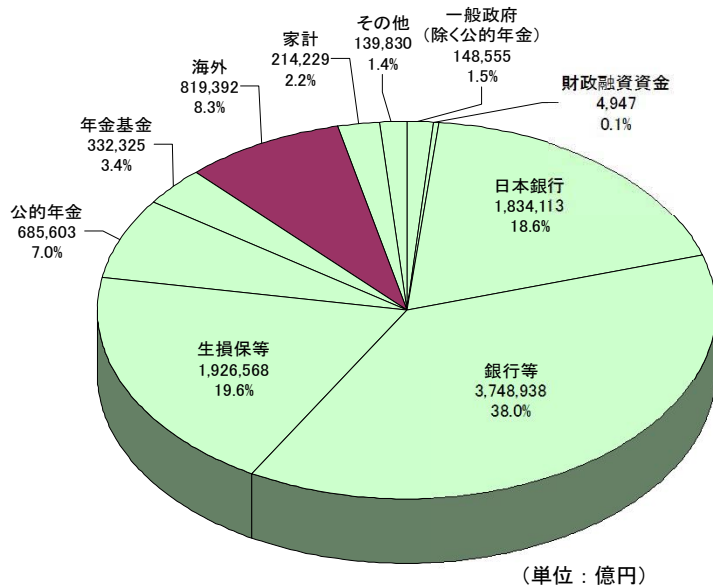
部門別資金過不足の推移



各国の国債等所有者別内訳

<日本>

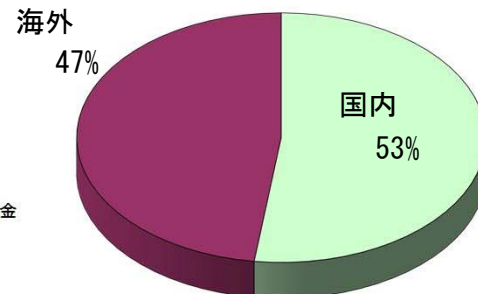
(2013年12月末速報)



合計 985兆4,500億円

<アメリカ>

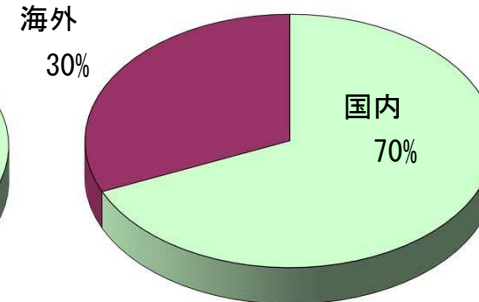
(2013年12月)



合計 12兆3,283億ドル

<イギリス>

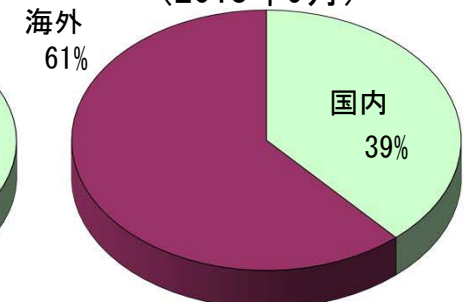
(2013年12月)



合計 1兆4,212億ポンド

<ドイツ>

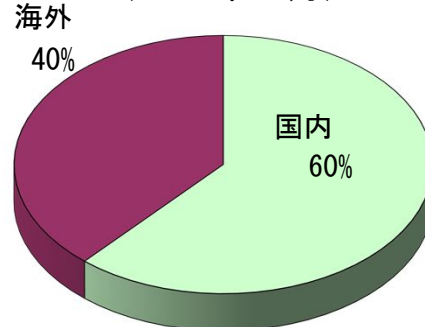
(2013年9月)



合計 1兆7,932億ユーロ

<フランス>

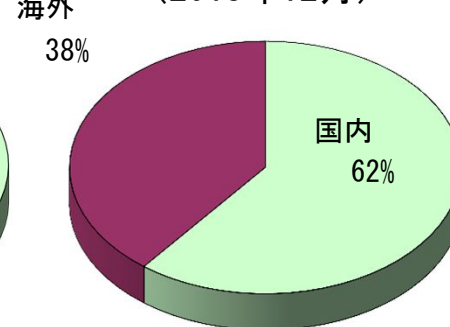
(2013年12月)



合計 5兆3,021億ユーロ

<イタリア>

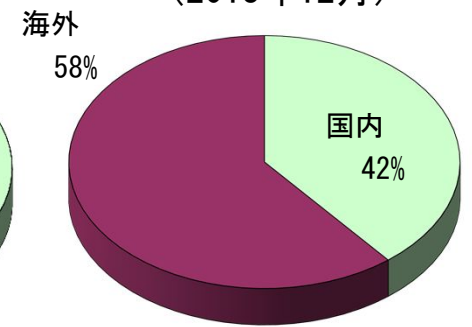
(2013年12月)



合計 1兆7,352億ユーロ

<ギリシャ>

(2013年12月)



合計 735億ユーロ

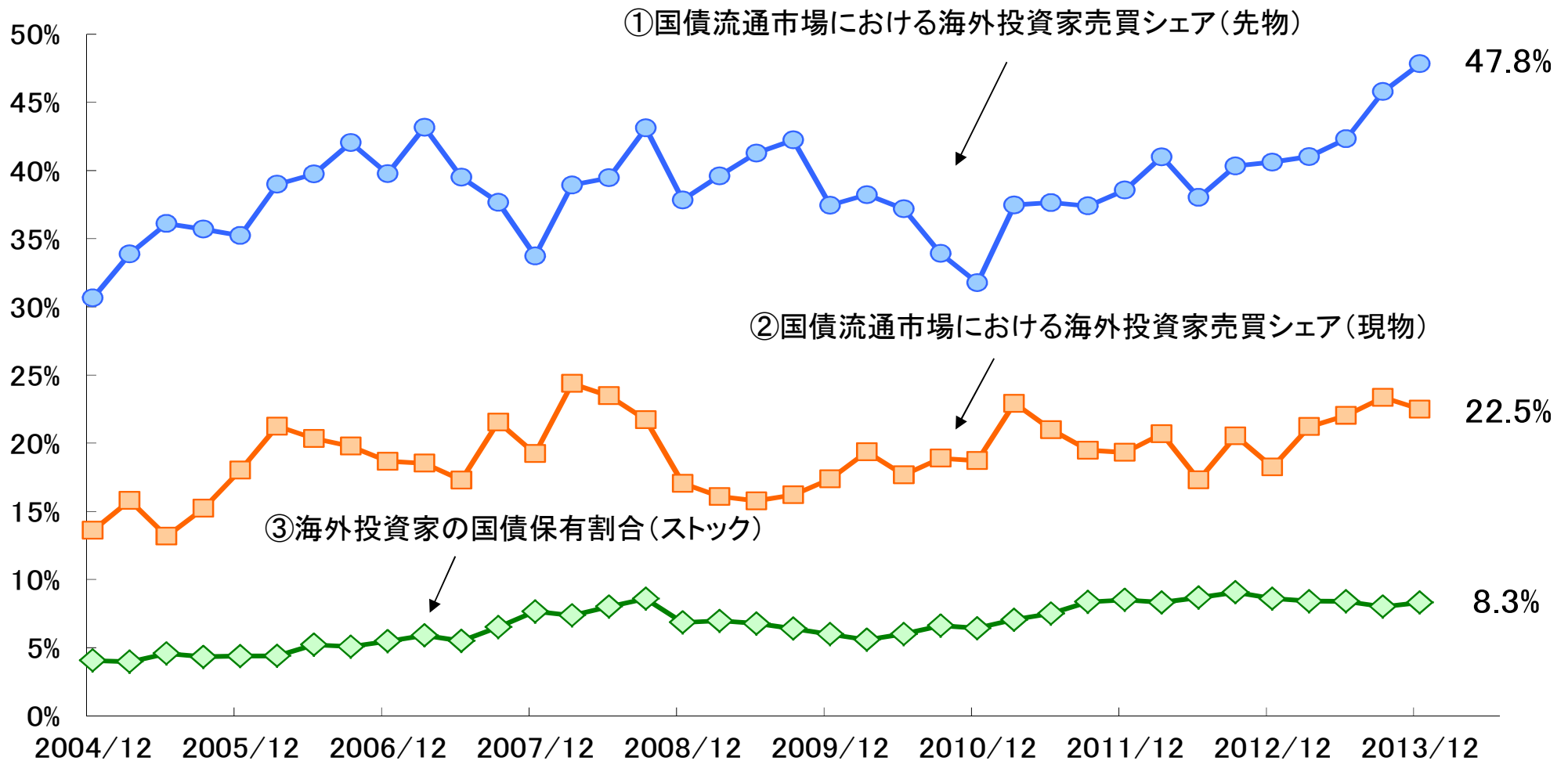
(注) 日本は財投債、国庫短期証券(T-Bill)を含む。アメリカは政府勘定向け非市場性国債を含まない。ドイツ及びイタリアは地方債等を含む。
フランスは地方債、社債等を含む。

(出所) 日本: 日本銀行「資金循環統計」、アメリカ: Federal Reserve Board「Flow of Funds Accounts of the United States」、
イギリス: Office for National Statistics「United Kingdom Economic Accounts」、ドイツ: Deutsche Bundesbank「Deutsche Bundesbank Monthly Report」、
フランス: Banque de France「Financial Accounts」、イタリア: Banca d'Italia「Supplements to the Statistical Bulletin」、ギリシャ: Bank of Greece「Financial Accounts」

国債市場における海外投資家の存在感

資料 I - 2 - 10

海外投資家の国債保有比率は概ね8%から9%程度にとどまるが、売買を積極的に行うことから流通市場でのプレゼンスは相当に大きい。



(注1) 四半期ベース。

(注2) 国庫短期証券(T-Bill)を含む。②は債券ディーラー分を除いた計数。

(出所) 日本銀行、日本証券業協会、東京証券取引所

トロント・サミット「宣言」（仮訳）〔2010年6月26日、27日〕

○...先進国は、2013年までに少なくとも赤字を半減させ、2016年までに政府債務の対GDP比を安定化又は低下させる財政計画にコミットした。日本の状況を認識し、我々は、成長戦略とともに最近発表された日本政府の財政健全化計画を歓迎する。深刻な財政課題がある国は、健全化のペースを加速する必要がある。

(注) 2008年秋以降の金融危機対応のための財政出動により財政事情が悪化した他国と異なり、日本は、それ以前から、高齢化に伴う社会保障給付費の増加や90年代からの累次の財政出動による景気対策の結果、他の先進国と比較して極めて規模の大きな、構造的な財政赤字を抱えていた。

◎ トロント・サミットにおけるフロー目標の比較

目標の内容	フロー目標
日本以外の先進国	目標年次: 2013年 内容: 財政赤字を半減
日本	目標年次: 2015年度 <u>⇒目標年次が遅い</u> 内容: 基礎的財政赤字(PB)を半減 <u>⇒目標の内容が緩やか。</u> 目標年次: 2020年度 内容: 基礎的財政収支(PB)黒字化

(参考1) 財政収支と基礎的財政収支(PB)との関係

(歳入)	(歳出)
公債金収入	債務償還費
財政収支(赤字)	利払費
	PB(赤字)
税金等	政策的経費

利払費の分だけ緩やか

(参考2) ストック目標

日本以外: 2016年までに債務残高対GDP比を安定化又は低下
日本: 2021年度以降、国・地方の公債等残高対GDP比を安定的に低下
⇒この点でも日本は他国と比べて目標年次が遅くなっている。

○ 首脳宣言(仮訳)

6. (略)我々は、主要な世界経済の課題に対処するために協力して努力することにコミットしている。
- ・ 財政の持続可能性を確保しつつ、より強固な回復を実現すること。我々は、本日、強固で持続可能かつ均衡ある成長を実現するための我々の戦略を示すサンクトペテルブルク行動計画に合意した。
- (中略)
- ・ 我々は、財政の持続可能性の文脈において、より強固で持続可能かつ均衡ある成長を実現するための包括的な成長戦略を引き続き策定していく。
10. 我々は、世界経済にとっての主要な課題は次のとおりであると考える。
- (中略)
- ・ いくつかの国、特に実際の債務対GDP比や予想される債務対GDP比の水準が最も高い国々において、短期的な回復を適切に支えつつも対処する必要がある、高い債務水準とその持続可能性(略)
13. (略)G20の先進国は、引き続き持続可能な財政にコミットしつつ、財政戦略の実施に際しては機動的な姿勢を維持することで一致している。(略)
19. 先進国において財政の持続可能性を確保しつつ、より強固で持続可能な回復を実現することは、引き続き極めて重要である。合意に沿って、全ての先進国は、信頼に足る意欲的な各国個別の中期的な財政戦略を策定した。これらの戦略は、債務対GDP比を持続可能な道筋に乗せつつ、経済成長と雇用創出を支えるため、短期的な経済状況を勘案し、機動的に実施される。(略)

○ サンクトペテルブルク行動計画(仮訳)

【回復の下支えと短期的なリスクへの対処】

G20の当面の焦点は、先進国における回復の兆候をとらえ、これが世界経済全体の利益のために持続的なものとなるよう、適時の行動により、成長と雇用を増加させる状況を創出することにある。

(中略)

- ・ G20の先進国は、引き続き持続可能な財政にコミットしつつ、経済成長と雇用を支えるために、財政戦略の実施に際しては機動的な姿勢を維持することで一致している。

【強固で持続可能かつ均衡ある成長に向けた基盤の強化】

財政の持続可能性の向上

先進国において、財政の持続可能性を確保しつつ、より強固で持続可能な回復を実現することは、引き続き重要。全ての先進国は、期待をより安定させるため、信頼に足る各国個別の中期的な財政戦略を策定した。これらの戦略は、各国の状況を反映しており、債務対GDP比を持続可能な道筋に乗せつつ、経済成長と雇用創出を支えるため、短期的な経済状況を勘案し、機動的に実施される。

合意に沿って、全ての先進国は、中期にわたり債務対GDP比を安定化または縮減させることに向けられた戦略を提示した。(略)日本は、2020年度までにプライマリー・バランスの黒字を達成した後、政府債務対GDP比を安定的に縮減することを目指す。(略)



EUの安定成長協定を巡る動き(全体像)

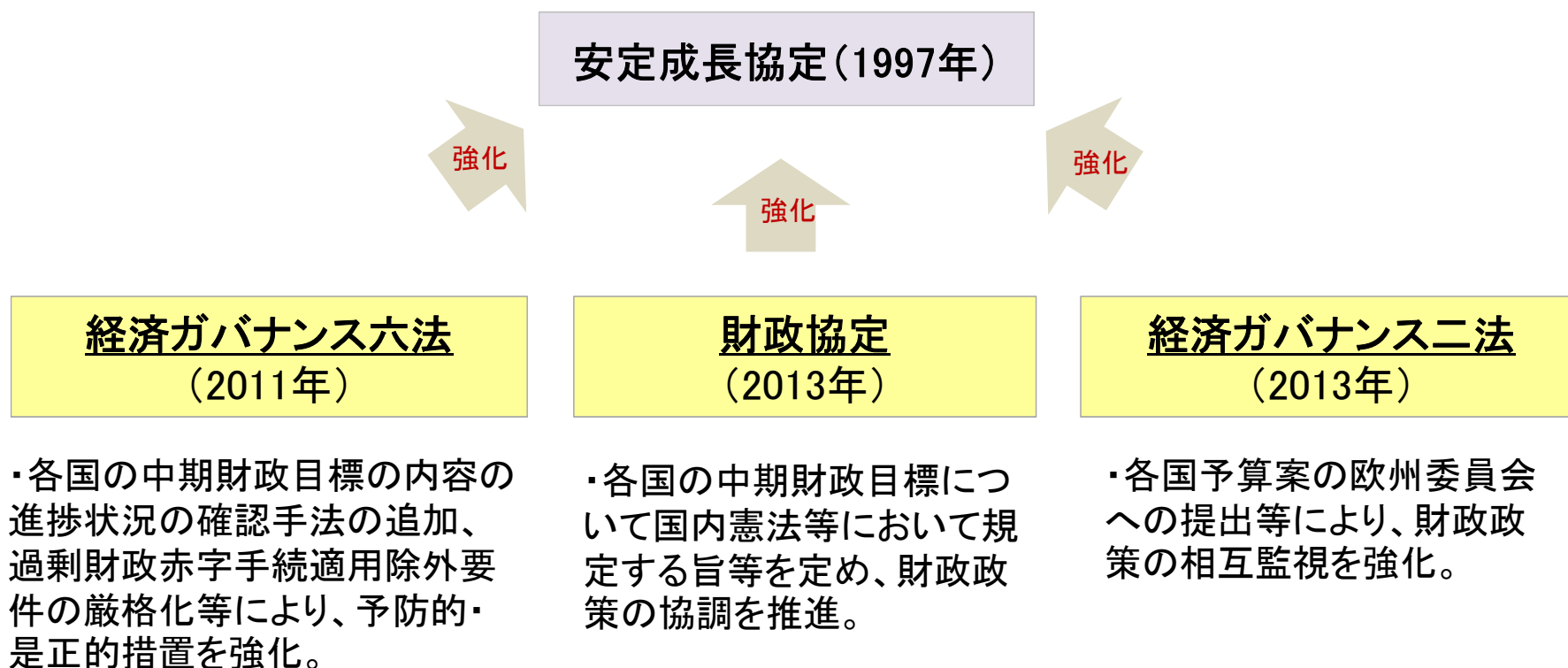
資料 I - 4 - 3

○2001年のITバブル崩壊による景気減速等の影響により独仏の財政赤字が3%を上回ったが、理事会は両国の景気への配慮を優先し、過剰財政赤字手続の適用を停止する等、安定成長協定の運用面での弱さが露呈。

○2005年には、経済状況を考慮するため、各国の中期財政目標を「構造的財政収支(※)を▲1%以内にすること」とする等、安定成長協定を改訂。

(※) 構造的財政収支とは、財政赤字から景気循環要因、一時的要因を取り除いたもの。

→ 2008年の世界的な経済・金融危機以降、安定成長協定のさらなる強化に向けた動き





ドイツの財政健全化目標と財政運営のルール

資料 I - 4 - 4

- 財政健全化目標のうち、マーストリヒト基準については、ドイツは①(一般政府財政赤字対GDP比を3%以内)を既に達成している。他方、②(一般政府債務残高対GDP比を60%以内)は未達成となっている。
- ドイツでは、2009年の基本法(憲法)改正により、連邦政府及び州政府に対し財政収支均衡を義務付けた。連邦政府については2016年から適用、州政府については2020年から適用。

連邦政府及び州政府に対する財政収支均衡の義務付け

○ 連邦及び州の予算は、原則として公債収入なしに均衡させなければならない。(基本法第109条)

※ただし、以下の例外規定がある。

- ・ 連邦予算においては、構造的な要因として、毎年、GDPの0.35%を超過しない範囲で公債発行が認められる^(注1)。州予算においては、公債収入が認められない。
- ・ 連邦及び州は、景気循環の影響を緩和する施策を行うための公債発行を行う場合は、別途法律で規定する必要がある。また、災害時等においては、国会議決により償還ルールを定めることにより公債発行が認められる。

マーストリヒト基準

- ① 一般政府財政赤字対GDP比を3%以内
- ② 一般政府債務残高対GDP比を60%以内^(注2)

(注1) EUの「財政協定」(2013年1月発効)においては、「一般政府の財政収支均衡又は構造的財政収支対GDP比を▲0.5%以内に抑える」こととされている。(なお、「構造的財政収支」とは、実際のGDPが潜在的GDPであると仮定した結果得られる財政収支。)

(注2) EUの「経済ガバナンス六法」の規定により、マーストリヒト基準の②が達成されていない場合、直近3か年の平均で、1年当たり一般政府債務残高対GDP比が60%を超える部分の1/20以上削減することが求められている。



イタリアの財政健全化目標と財政運営のルール

資料 I - 4 - 5

- 財政健全化目標のうち、マーストリヒト基準については、イタリアは①(一般政府財政赤字対GDP比を3%以内)を既に達成している。一方、②(一般政府債務残高対GDP比を60%以内)は未達成となっている。
- さらに、EUの「財政協定」(2013年1月発効)^(注1)に規定された、一般政府の財政収支均衡又は構造的財政収支対GDP比を▲0.5%以内に抑える旨を、2012年末の憲法改正に盛り込んだ。

一般政府に対する財政収支均衡の義務付け

○「行政」^(注2)は、欧州連合の法規と一致するよう、予算の均衡及び公的債務の持続可能性を保証する。(憲法第97条第4項)

→2014年1月から適用されている。

※ただし、以下のとおり様々な適用除外規定がある。

- ・ 国については、景気循環を通じて財政均衡を維持するため、不況期に財政赤字を計上し、好況時に財政黒字を計上することが認められている。
- ・ 国については、深刻な不況、財政危機及び重大な自然災害等の例外的な事象が発生した場合に公債発行が認められる。この場合、上下院における承認が必要。

マーストリヒト基準

① 一般政府財政赤字対GDP比を3%以内

② 一般政府債務残高対GDP比を60%以内^(注3)

(注1)イタリアにおいては、EUの「財政協定」の策定(2012年3月)を踏まえ、同協定が発効する前に独自に憲法を改正した。

(注2)「行政」とは、国の行政機関だけでなく、市町村、県、大都市及び州の行政機関並びに独立した予算を持つ社会保障部門の公法人も含むものと解されている。

(注3) EUの「経済ガバナンス六法」の規定により、マーストリヒト基準の②が達成されていない場合、直近3か年の平均で、1年当たり一般政府債務残高対GDP比が60%を超える部分の1/20以上削減することが求められている。

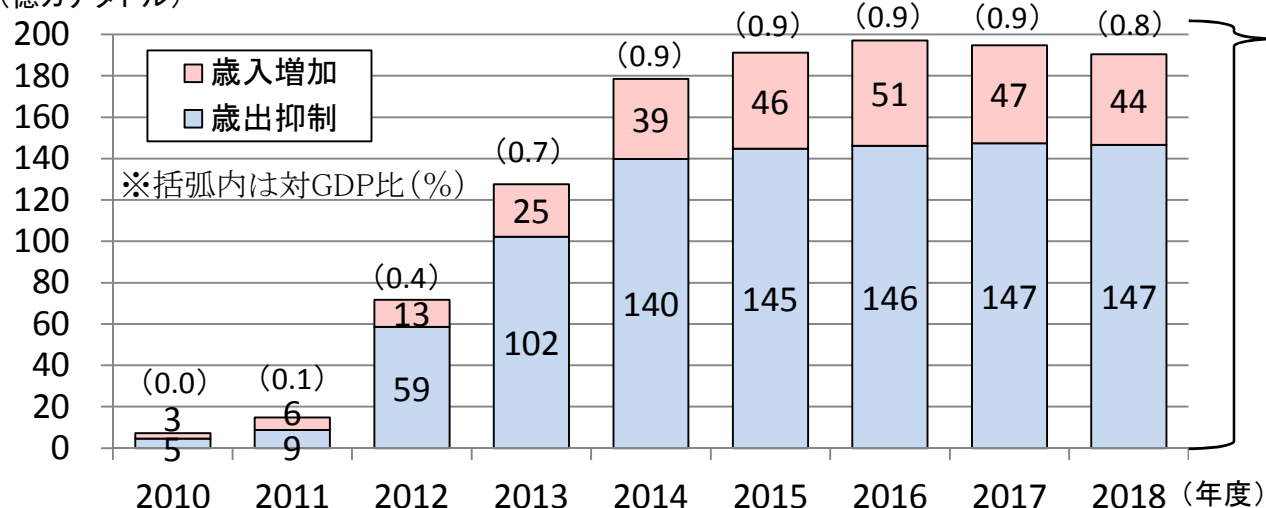


カナダの財政健全化に向けた取組み

資料 I - 4 - 6

- カナダの予算は大きく分けると、①個人への交付金、②州政府等への交付金、③直接プログラム支出（一般行政経費や国防、公営企業等に係る経費など）の3類型で構成。
- 2010年度予算計画において、景気への配慮から、増税せず、①と②の経費を削減しないという方針を定めており、それ以降、③の抑制を中心に財政健全化を進めている。歳入増加策として税制の抜け穴防止をはじめとした措置がとられている。

(億カナダドル)



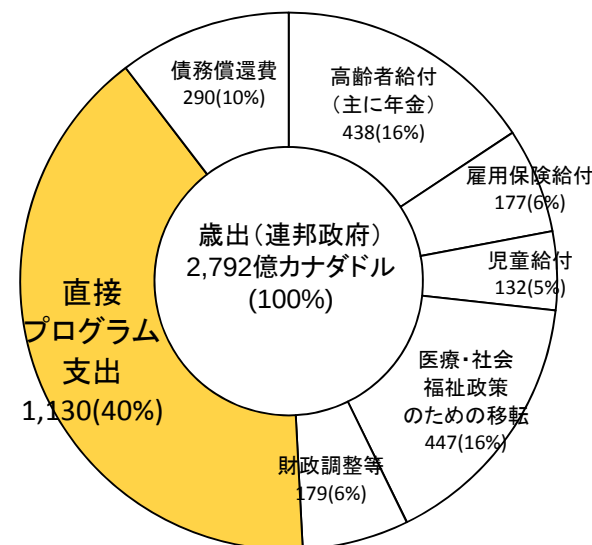
※括弧内は対GDP比 (%)

(注) 歳入増加と歳出抑制の額は経済成長等を織り込んだ見通しから比較したものであり、上記措置を講じたとしても、2010年度から2018年度にかけて、直接プログラム支出では、1,224億カナダドルから1,242億カナダドル、歳出全体でも2,742億カナダドルから3,221億カナダドルに伸びると見込まれている。

(出典)「2014年度予算計画」(2014年2月)

2010年度から2018年度の9年間で
累計1,173億カナダドルの収支改善

【2014年度予算計画における歳出構成】



【参考】カナダ財務省ヒアリング

- ・ 近年の財政健全化策に関して言えば、1990年代のものと比べ、規模が大きなものではなく、経済に対するネガティブな影響は少なかったのではないかと考えている。
- ・ 州への交付金及び個人への交付金については、削減しないという公約を現政権で行っている。1990年代においては、州への交付金についても削減していた。1990年代の均衡財政実現の最大の要因はこの州への交付金の削減。一方で、今回の均衡財政に向けた取組の中心は直接プログラム支出の抑制である。



カナダの財政健全化目標

資料 I - 4 - 7

財政健全化目標

I : 2015年度までに財政収支(連邦政府)を黒字化させる。

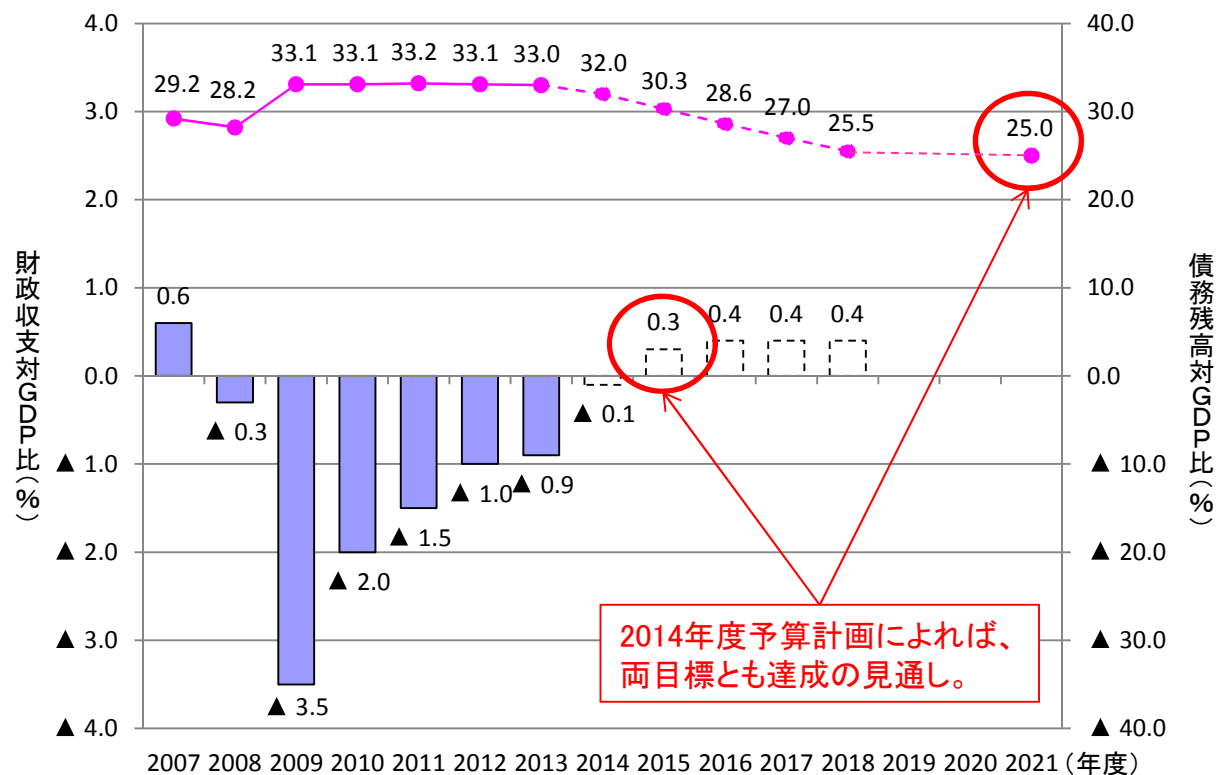
II : 2021年度までに債務残高対GDP比(連邦政府)を25%まで縮減する。



2014年度予算計画(2014年2月)

上記目標は、財務省が主体となって作成する「予算計画」(Budget Plan)に規定されている。予算計画は、閣議決定されるものであるが、法的拘束力はない。

同目標については、2013年9月のサンクトペテルブルク・サミットにおいて国際的にもコミットしている。



【参考】国家財政委員会事務局ヒアリング

財務省の作成する予算計画(Budget Plan)には予算の詳細が記載されているが、議会の承認は必要ではない。



米国の財政健全化に向けた取組み①

資料 I - 4 - 8

2011年予算管理法(Budget Control Act of 2011)

- ① 2012～2021年度の10年間、裁量的経費に上限(Cap)を設定(累計0.9兆ドルの歳出抑制)。
- ② 2013年1月以降の9年間、全ての歳出(年金、メディケイド等を除く)を一律削減(累計1.2兆ドルの歳出抑制)。

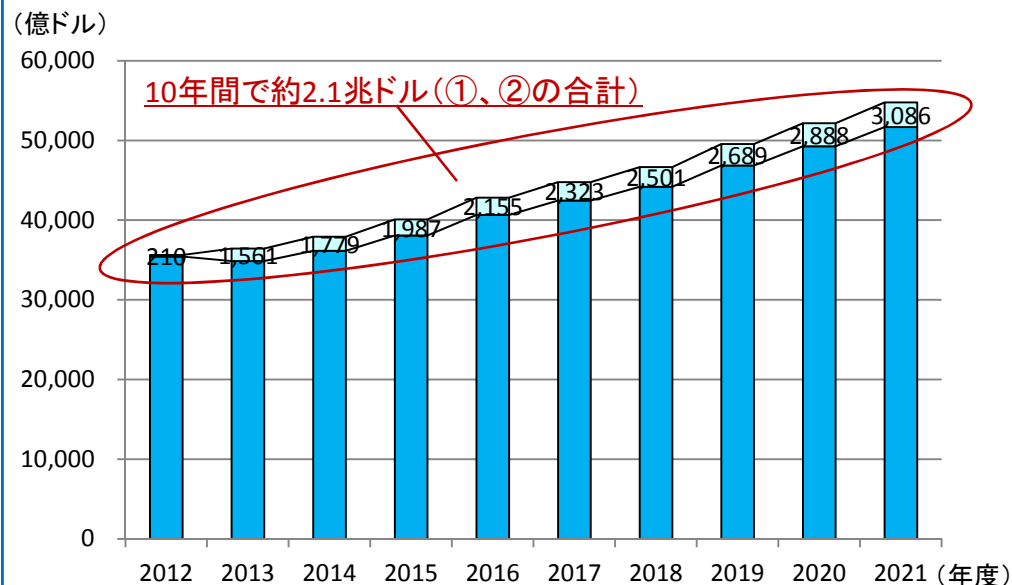
※ いわゆる「強制歳出削減」。2012年米国納税者救済法により2013年3月まで発動期限が延長され、その後発動。
⇒ 上記の①と②を合わせて、2012～2021年度の10年間で2.1兆ドルの歳出抑制が見込まれている。

【「強制歳出削減(Sequestration)」】

「強制歳出削減」は、所定の割合で予算額を一律削減するもの。具体的な削減方法は以下の通り。

- ・ 削減額を国防関係費と非国防関係費に1対1で配賦。
- ・ 国防関係費については、裁量的経費と義務的経費の比率で配賦した上で、両経費それぞれについて削減額÷削減対象経費により得た削減率を一律に適用。
- ・ 非国防関係費については、削減額から、予め削減率が定められているメディケア(2.0%)の削減額を控除した上で、国防関係費と同様の方法により、裁量的経費及び義務的経費について削減率を定め、一律に適用。
- ・ 年金勘定、メディケイド勘定等は、強制歳出削減の対象外。

【2011年予算管理法における歳出抑制のイメージ】



(注) 上記試算では、CBO作成の3月時点のベースラインに2011年度歳出予算法を織り込んだ上で、イラク・アフガン戦費を除外したベースライン。その後の2012年米国納税者救済法や2013年超党派予算法による影響は反映されていない。

(出所) CBO資料より作成。

※ 歳入増加及び歳出抑制の額については、経済成長等を織り込んだ見通し(ベースライン)から比較したものであり、対前年度比の金額ではないことに留意。このため、実額ベースの削減額ではない。



米国の財政健全化に向けた取組み②

資料 I - 4 - 9

義務的経費: Pay-As-You-Go

- 根拠法は、2010年Pay-As-You-Go法。
- 新規施策や制度変更により**義務的経費**の増加や減税を行う場合、同一年度内にその歳出増や歳入減に見合った措置を実施。

裁量的経費: Cap

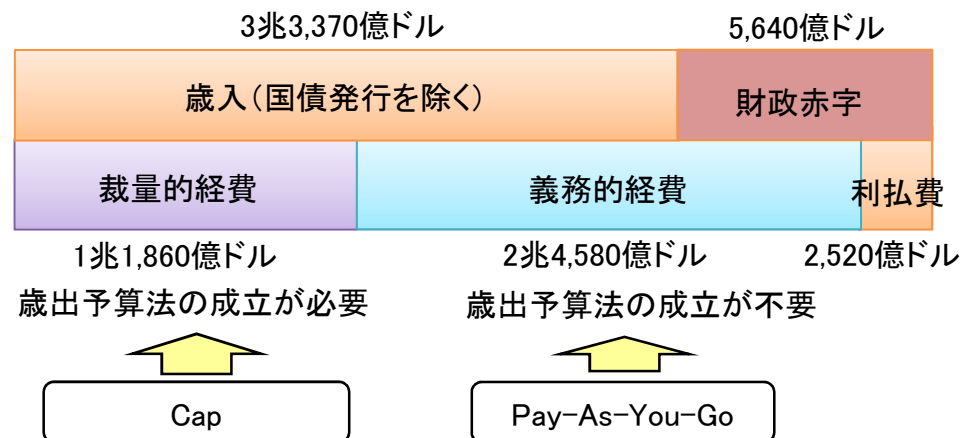
- 根拠法は、2011年予算管理法。
- **裁量的経費**に上限を設け、この上限を超える歳出予算法が成立した場合、裁量的経費に対する一律削減※を実施。

※ 前述の累計1.2兆ドルの「強制歳出削減」は、本Cap制における上限の超過により、実施されたものではない。

債務上限

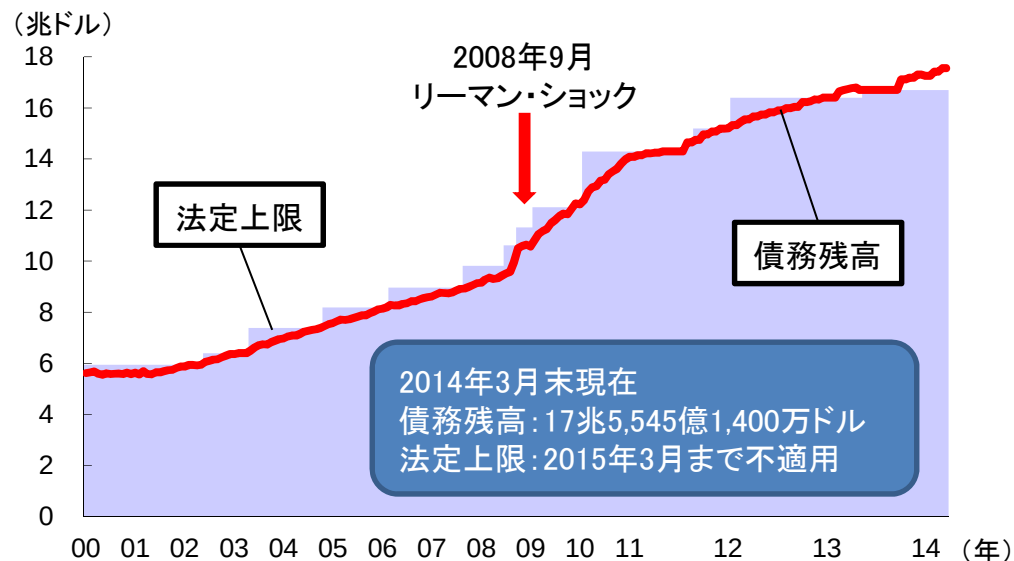
- 米国では、債務の上限を法定化している。このため、上限に達しない範囲内でしか公債を発行することはできない。
- 2013年秋、共和党と民主党との対立が先鋭化し、債務上限到達によるデフォルトの懸念が高まったが、その後、継続予算決議及び債務上限延長法により、2015年3月まで債務上限の規定は適用しないこととなった。

【参考: 2015年度予算案(※大統領の提案ベース)】



(出典)「2015年度大統領予算教書」(2014年3月)

【参考: 連邦政府債務の法定上限と債務残高の推移】



(注1) 債務残高は、各月末の残高。

(注2) 2011年以降は、枠を2倍にしてグラフを提示。

(出典) 米国財務省“Monthly Statement of the Public Debt”



米国の財政健全化目標

資料 I - 4 - 10

- 米国においては、議会が予算案を作成し、審議・議決を行うため、そもそも日本とは予算制度が全く異なることに留意が必要。政府が作成する予算案(大統領予算教書)は参考資料に過ぎない。

財政健全化目標

- 直近の2015年度大統領予算教書(2014年3月)には、具体的な財政健全化目標は掲げられていないものの、引き続き財政赤字を削減していくとの姿勢が示されている。
- 2014年度大統領予算教書(2013年4月)においては、10年間で合計4兆ドルの財政赤字(連邦政府)を削減するとの目標が掲げられていた。

※ 2015年度大統領予算教書においては、約1.4兆ドルの追加の赤字削減策を加え、2015～2024年度の10年間で約5.3兆ドルの財政赤字を削減すると見込んでいる。

【参考】米国予算の概略

- 米国の予算は、主に以下の二つの経費から成り立っている。

<義務的経費>

個々の恒久法において歳出権限が認められている経費。毎年度の議会の議決は不要。(例:年金、医療等)

<裁量的経費>

分野毎の歳出予算法で認められる経費。毎年度、議会の議決を経る必要がある。(例:国防分野歳出予算法等)

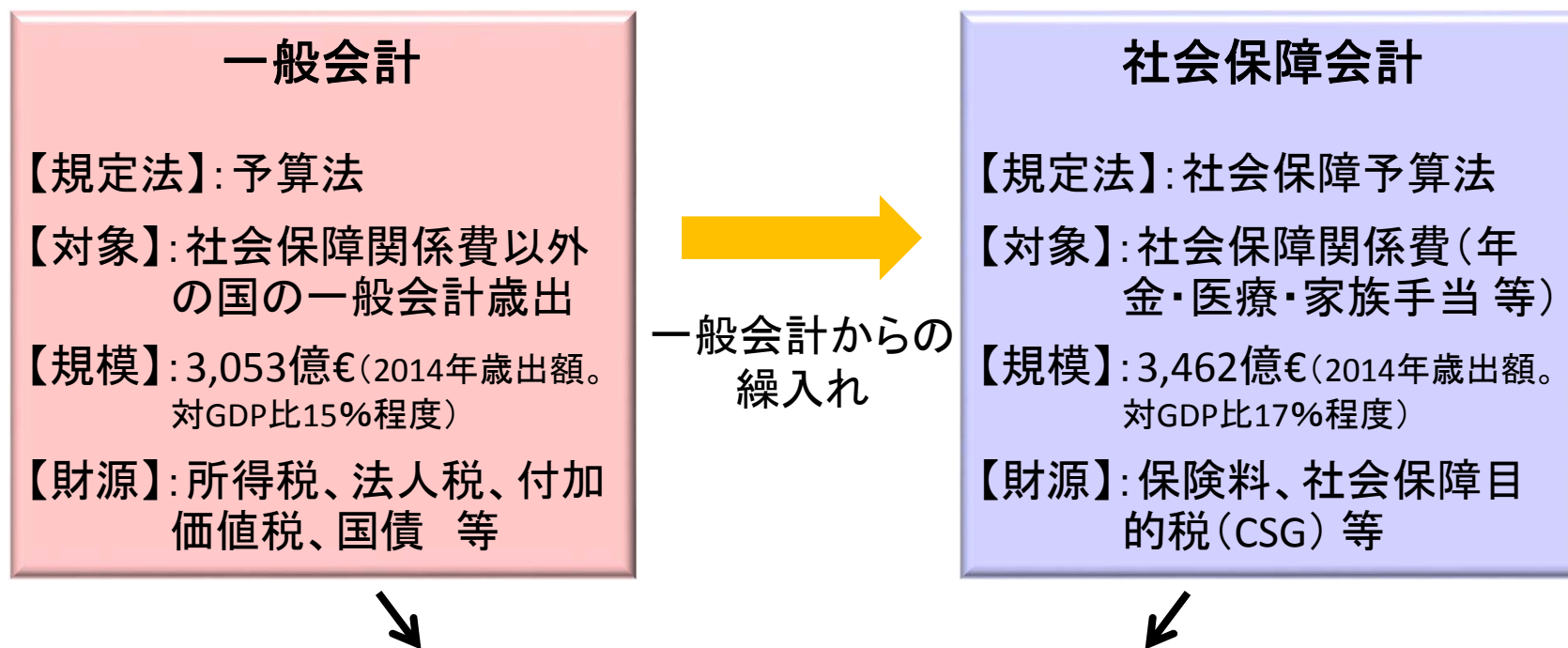
- 歳出予算法案が年度初めに成立しない場合、議会は暫定予算(Continuing Resolution)を作成し、両院の議決を経る。2013年10月、医療保険制度改革の取扱い等を巡り、小さな政府を志向する共和党と、大きな政府を志向する政府・民主党との対立が先鋭化。年度内に暫定予算も成立せず、政府職員に対する人件費等の裁量的経費の支出ができなくなり、17年ぶりに政府機能の一時停止(シャットダウン)が発生(16日間)。
- その後、上下両院の合意により当面危機を回避。2013年12月には2013年超党派予算法(Bipartisan Budget Act of 2013)が成立し、2014年1月には2014年度歳出予算法も成立。



フランスの一般会計と社会保障会計の関係

資料 I - 4 - 1 1

- 社会保障会計はその独自の財源(保険料のほか、CSG(一般社会税)やCRDS(社会保障債務返済税)など)を有しており、一般会計から独立して管理。また、高齢化に伴い財源が不足する中、目的税として、付加価値税の一定割合(現在、消費税収の10%弱)やたばこ税、アルコール税などが定められており、一般会計から繰入れられている。
- 収支が赤字となっている部分は社会保障債務返済金庫(CADES)が公債を発行しているが、財政赤字額は年々減少(▲239億€(2010年・対GDP比1.2%・対歳出総額7.7%)→▲96億€(2014年・対GDP比0.5%・対歳出総額2.8%))している。
- 上記のように、安定的な財源を確保しつつ、給付への抑制も併せて行っている。



財政健全化目標の指標は、社会保障会計も対象としている。

社会保障制度改革の基本的方向性

- わが国社会保障制度は、社会保険方式を採りながら、保険料負担とは別に「公費負担」に相当程度依存。公費負担は、本来税財源で賄われるべきであるが、現実には特例公債を通じて将来世代に負担を先送りし続けている（財政悪化の最大の要因）。
- 2025年には、いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となる「超高齢化」の時代を迎える。
- 保険料負担の公費負担への付替えは厳に慎むとともに、2025年までに給付と負担の均衡を図る改革を段階的に進めていく必要（現世代の給付に必要な財源は、将来世代に先送りすることなく、現世代で確保する必要）。

社会保障給付費 115兆円(2014年度)⇒149兆円(2025年度見込み)

年度 (GDP比)	2014年度	2025年度 (見通し)
総額※	23.0%	24.4%
うち年金	11.2%	9.9%
うち医療※	7.4%	8.9%
うち介護※	1.9%	3.2%

※GDPの伸び率を上回る増加

医療・介護分野を中心に社会保障給付は財源調達の基本となる名目成長率を上回って伸びている。

【Ⅰ. 必要な改革】(特に医療・介護分野で重要)

- イ 公的給付範囲の見直し
- ロ 給付(サービス)提供体制の効率化
- ハ 診療報酬・介護報酬の抑制とあり方の抜本的見直し
- ニ 保険者機能の発揮・強化

給
付

均衡が
不可
欠

負
担

保険料負担(64兆円、2014年度)

- 保険料負担は主として勤労世代が負担。
- 基本的に現世代で負担は賄われているものの、勤労世代の負担が過重になりがち。

【Ⅱ. 必要な改革】

保険料による支え合いの維持・強化

- 負担能力に応じた負担
- 支え手の増加

保険料負担の公費負担
への付替え(公費負担
割合引上げ等)は不可

公費負担(43兆円、2014年度)

- 公費負担を賄う税負担は、勤労世代に負担が偏らないもの(主として消費税収)が望ましい。
- 現世代で負担が賄いきれておらず、将来世代への負担の先送りが続いている。

【Ⅲ. 必要な改革】

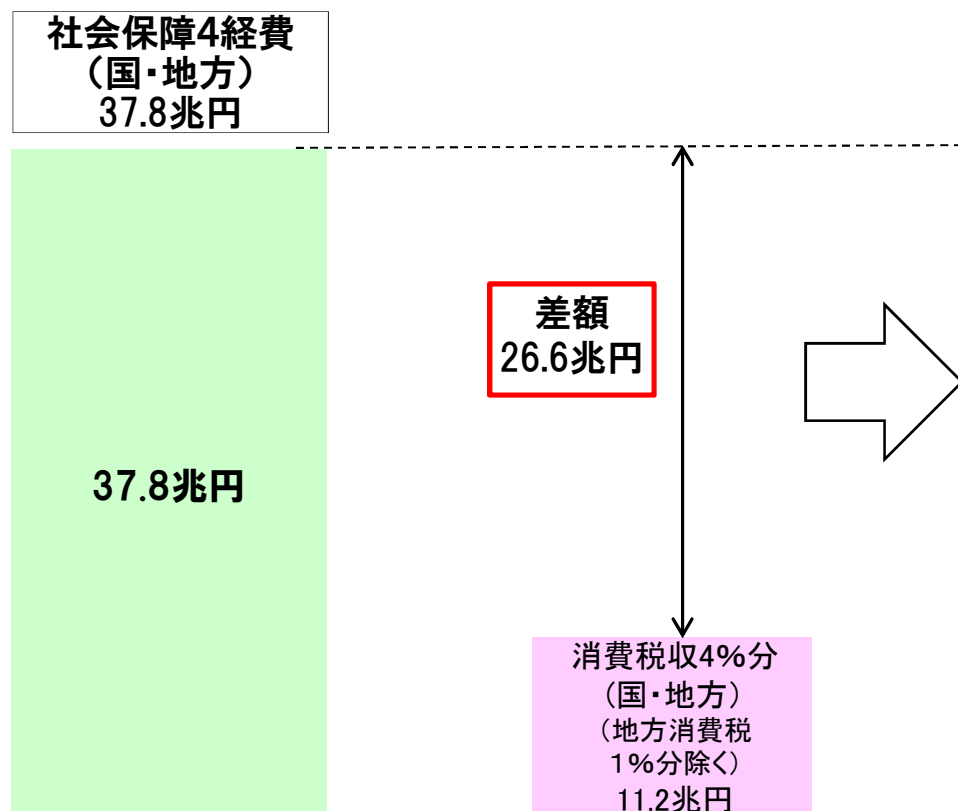
- 社会保障公費負担と消費税収の差額の解消(消費税率引上げ)

(注) 2014年度における社会保障給付費は2014年度当初予算ベース(厚生労働省)、2025年度における社会保障給付費は「社会保障に係る費用の将来推計の改定について(平成24年3月、厚生労働省)」による。

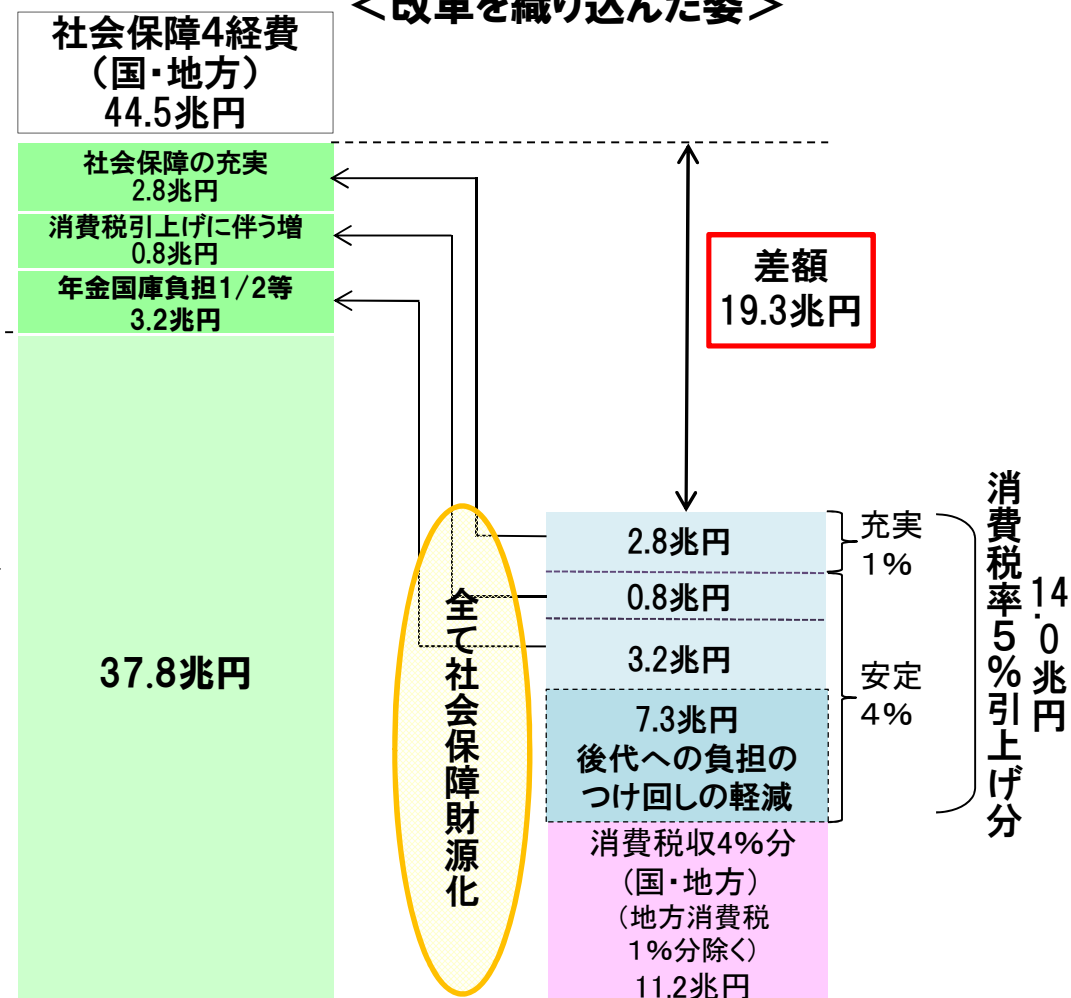
社会保障の安定財源確保

- 今般の社会保障・税一体改革により、消費税率引上げによる増収分を含む消費税込(国・地方、地方消費税1%分を除く)は、全て社会保障財源化される。
- 消費税率引上げによる増収分は、消費税率が税制抜本改革法に則り5%引き上げられた場合には、「社会保障の安定化」に4%程度、「社会保障の充実」に1%程度向けられることになる。

<改革を織り込んでいない姿>



<改革を織り込んだ姿>



(注1) 社会保障制度改革推進法では、「国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるもの」とされている(社会保障制度改革推進法第2条第1項4号)。

(注2) 計数は、2017年度時点の見込み。

(注3) 上図の社会保障4経費のほか、「社会保障4経費に則った範囲」の地方単独事業がある。

(注4) 引上げ分の地方消費税については、地方税法において、社会保障施策に要する経費に充てるとされている。また、引上げ分の地方消費税と消費税に係る交付税法定率分の総額を、地方単独事業を含む地方の社会保障給付費の総額と比較し、社会保障財源となっていることを毎年度確認することとされている。

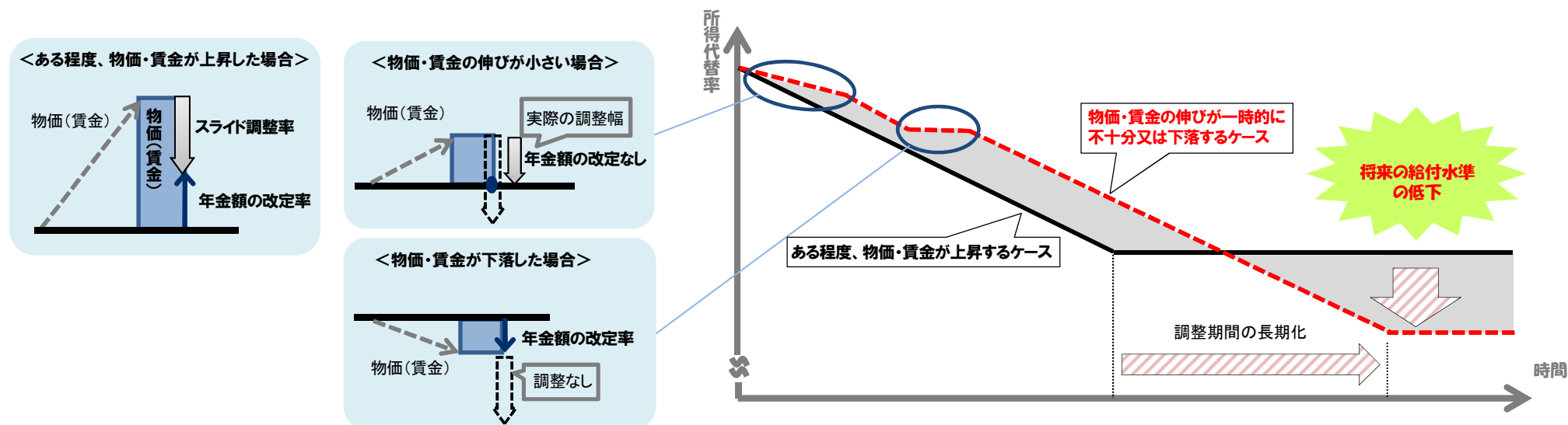
給付面で必要な改革(①年金)

- 平成16(2004)年改正により、将来の保険料率を固定し、その固定された財源の範囲内に収まるように給付水準を自動調整(マクロ経済スライド)する仕組みが導入された。
⇒ 給付と負担がバランスするためには、マクロ経済スライドの発動が大前提。
- 5年に1度、年金財政の長期的な見通しを計算し、制度の持続可能性を検証。(今年は財政検証の年)

【プログラム法に基づき検討】

＜マクロ経済スライドの見直し＞

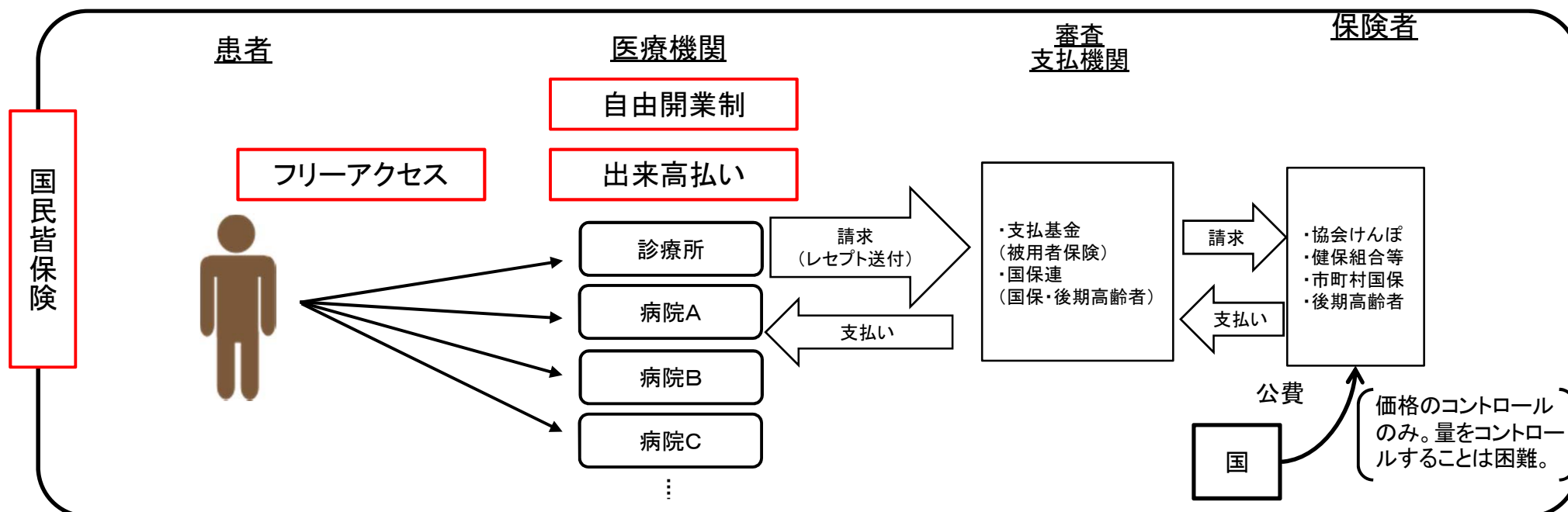
- 景気の変動に伴い賃金・物価の伸びが不十分になったり下落したりした場合であっても、マクロ経済スライド調整期間が長期化し、将来の年金給付水準が低下することのないよう、名目下限ルールの撤廃が必要。(世代間の公平)



＜年金課税の在り方＞

- 公的年金等控除については、給与所得者に比べて控除額が大きくなっている他、上限が設定されていない状況。負担能力のある高齢者には負担を求めていく必要。(世代内の公平)
- ※ 公的年金等控除や遺族年金等に対する非課税措置により、年金受給世帯であれば収入が多くとも種々の低所得者対策の対象となり得るといった課題がある。

- わが国の医療制度の特徴は以下の4点。
 - ① 国民皆保険(誰もが保険制度に加入し、保険料を支払う代わりに重い負担なしに医療サービスが受けられる)
 - ② フリーアクセス(患者が医療機関を自由に選べる)
 - ③ 自由開業制(医療サービス提供者は施設基準を満たせばどこでも自由に開業できる。医療法で定められた標榜科目の中から自由に標榜科目を選ぶことができる自由標榜制とセット)
 - ④ 出来高払い(医療機関が医療サービスを行うほど収入も増える診療報酬体系)を中心とした診療報酬点数(公定価格)制。
- こうした医療制度を維持していくに当たって、以下の点に留意する必要。
 - ・ 患者側にとっては低い患者負担でコストが明確に認識できないまま、フリーアクセスゆえに医療機関にかかりやすい仕組み。
 - ・ 他方で、医療機関側にとっては、できるだけ患者を受け入れて診療行為をすればするほど経営悪化を回避できる仕組みであり、患者と医療機関側との情報の非対称性(医療の内容が患者にとっては分かりにくいという情報格差)も加わって、過剰なサービス供給がもたらされやすいこと。
 - ・ このように医療費の増大を招きやすい構造の下、負担(公費負担、保険料負担)サイドからの歯止めとして、国による診療報酬のコントロールや保険者機能が重要であること。
- このような状況の下、医療給付の抑制のためには、主として以下の手法が考えられる。
 - イ 公的給付範囲の見直し(患者負担の引上げなど)(上記①の見直し)
 - ロ 医療サービス提供体制の見直し(フリーアクセスの緩やかな制限を含む。上記②・③の見直し)
 - ハ 診療報酬の抑制とあり方の抜本的見直し(診療報酬体系の見直し)(上記④の見直し)
 - ニ 保険者機能の発揮・強化
- 介護分野においても、同様の方向性で給付面の改革を進めることが求められる。



- 1970年代に老人医療費の無料化が実施された際、「病院のサロン化」や過剰診療が問題化され、このような事態を回避するため、1980年代から患者の一部負担が導入された（平成13年1月からは定率負担）。
- 以降、患者負担・利用者負担の引上げは、負担の公平を図りつつ、給付の重点化・効率化を図るための有力な手段となっている。
- このほか、わが国の公的給付範囲は諸外国より広いことを踏まえ、公的保険の対象を真に必要なニーズに限定していく必要。

（参考）諸外国で公的給付範囲に含まれないものの例（我が国では給付対象）

- ・先発医薬品のうち、ジェネリックの価格を超える部分（フランス、ドイツ）
- ・かぜ薬、うがい薬、下剤、睡眠薬（ドイツ）
- ・代替医療：鍼灸・マッサージ、漢方薬等（主要国）
- ・歯科、眼科、外来の処方薬（カナダ）

（注）歯科について一般医療よりも高い自己負担割合を設定（ドイツ：原則5割、イギリス、スウェーデン：定額）

【対応済またはプログラム法に基づいて検討中の項目】

- 70～74歳の医療費患者負担（1割→2割）【26年度予算対応】（26年4月より段階的に実施）
- 所得が一定以上の者の介護利用者負担（1割→2割）【法案提出済】（27年8月施行予定）
- 市販類似薬品の保険適用除外（うがい薬のみの処方）【26年度予算対応】
- 介護における要支援者への支援の見直し【法案提出済】（27年4月施行予定）
- 特養の入所者の原則要介護3以上への限定【法案提出済】（27年4月施行予定）
- 補足給付の支給要件に資産を勘案する等の見直し【法案提出済】（27年8月施行予定）

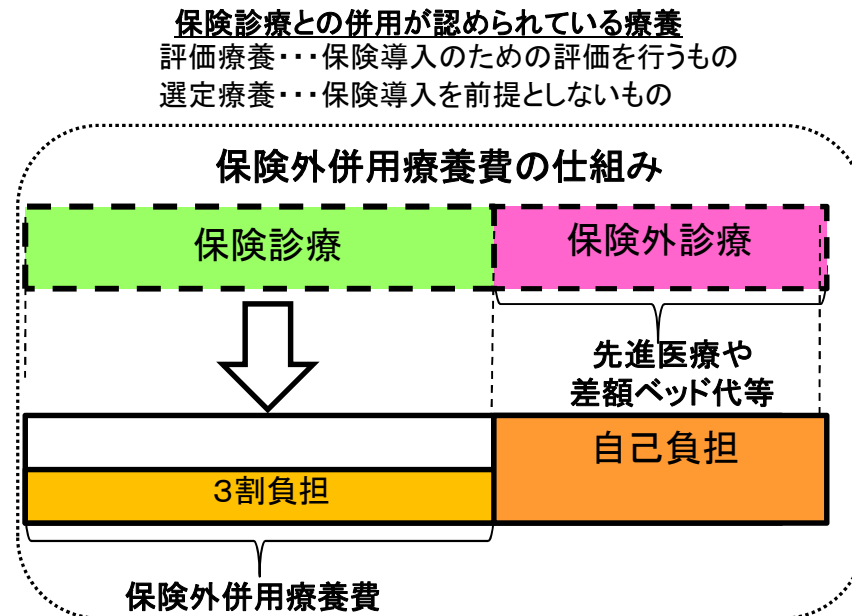
【課題】

- 受診時定額負担
 - ・ 外来受診時に、例えば1回100円など少額の定額負担を求めることを検討する必要（一体改革の議論において一旦検討された経緯）。
- 70歳以上の高額療養費制度における外来特例の廃止
 - ・ 高額療養費制度において70歳以上の者のみを対象として外来受診について設けられている低い水準の患者負担上限の特例（一般所得者の場合、12,000円。これに対し、入院の場合の患者負担上限は44,400円）を見直す必要。
- ジェネリック推進
 - ・ 後発医薬品の使用割合が主要先進国と比較して最低の水準であることを踏まえ、特許の切れた医薬品の保険償還額を後発医薬品に基づいて設定し、それを上回る部分は患者負担とする必要。
- 市販類似薬品の更なる保険適用除外
 - ・ 湿布、漢方薬など

【課題】

○ 保険外併用療養の対象の拡大

- ・ 保険外併用療養は、現在、先進医療等の将来の保険適用を前提としたもの（評価療養）と差額ベッド代等のアメニティに係るもの（選定療養）のみが認められている。
- ・ 評価療養について費用対効果を厳しく検証するとともに、一旦保険適用とされた医療技術等についても費用対効果が低いものは保険適用から外し保険外併用療養の対象とすること（「逆評価療養」）を検討する必要。



○ 評価療養（7種類）

- ・ 先進医療（先進A：66技術、先進B：40技術 平成24年12月時点）
- ・ 医薬品の治験に係る診療
- ・ 医療機器の治験に係る診療
- ・ 薬事法承認後で保険収載前の医薬品の使用
- ・ 薬事法承認後で保険収載前の医療機器の使用
- ・ 薬価基準収載医薬品の適応外使用
（用法・用量・効能・効果の一部変更の承認申請がなされたもの）
- ・ 保険適用医療機器の適応外使用
（使用目的・効能・効果等の一部変更の承認申請がなされたもの）

○ 選定療養（10種類）

- ・ 特別の療養環境（差額ベッド）
- ・ 歯科の金合金等
- ・ 金属床総義歯
- ・ 予約診療
- ・ 時間外診療
- ・ 大病院の初診
- ・ 大病院の再診
- ・ 小児う触の指導管理
- ・ 180日以上入院
- ・ 制限回数を超える医療行為

○ 柔道整復師の数の急増の抑制・保険適用（多部位請求など）の厳格化

（参考1）柔道整復に係る療養費：4,085億円（23年度）⇔診療所の医療費（8.3兆円）のうち、小児科：3,576億円、産婦人科：2,459億円
（参考2）柔道整復師の数：2.9万人（10年度）⇒5.9万人（24年度）

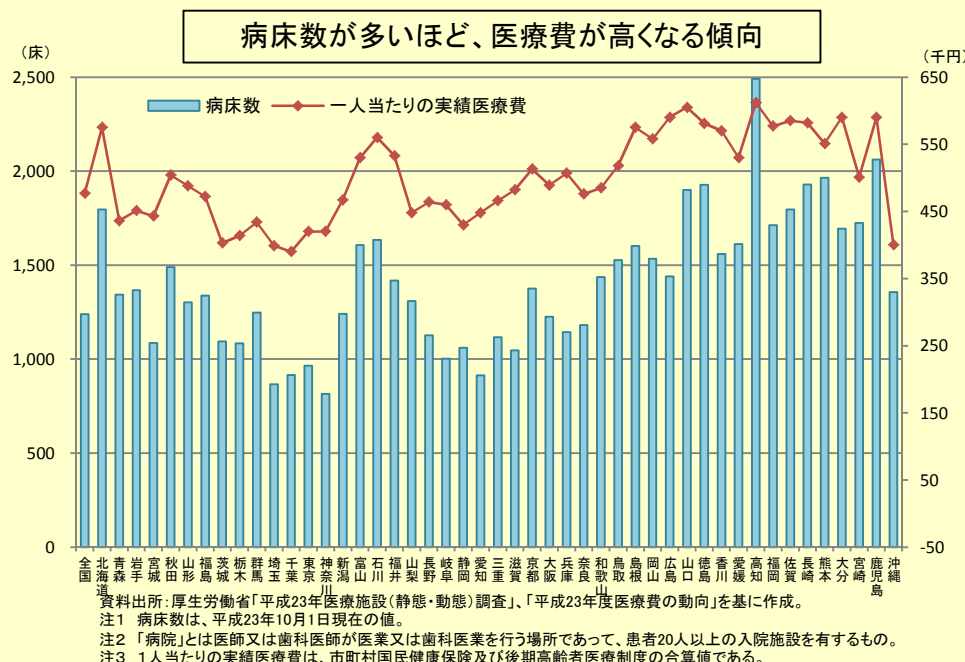
○ 混合介護の普及・促進

- ・ 地域における保険外サービスの内容、質、料金等の情報の充実
- ・ ケアプラン作成の際のその積極的な活用

ロ 医療・介護サービスの提供体制改革

- 我が国の医療・介護サービスの提供体制には、人口当たりで見ると諸外国と比べて多い病床の機能分担が不明確であり、世界的に見て入院日数も長いなど、非効率な側面がある。
- 病床数が多い都道府県ほど医療費が高くなるという傾向から見ても明らかなように、非効率な供給は過剰な需要を誘発するため、医療費の高コスト化に寄与。
- 質を落とさず、効率的な提供体制を目指すという改革の方向性は欧州諸国が辿った道。

都道府県別人口10万人に対する病院病床数(23年度)

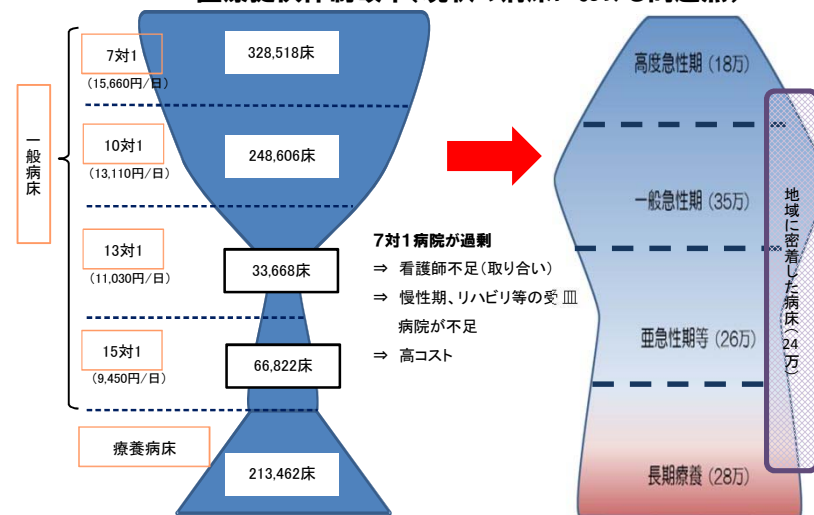


【法案提出済】

- 以下の手法により、病床の機能分化・連携を進め、「超高齢化」の時代に対応した「地域完結型」の医療・介護サービスの提供体制を構築。
 - ・ 都道府県が、各医療機能(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)ごとの必要量等を含む「地域医療構想」を策定(27年度から策定予定)
 - ・ 「地域医療構想」を実現するために都道府県の権限を強化
 - 過剰な医療機能への転換の中止要請、稼働していない病床の削減要請、要請に従わない医療機関の管理者の変更命令等
 - ・ 消費税増収分を活用して、各都道府県に基金を設置し、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護等を推進(26年度から予算措置)。医師・看護師等の医療従事者の確保にも活用。

(注)わが国の提供体制は私的所有が多いため、規制的手法と組み合わせで一定の経済的誘導が必要。

医療提供体制改革(現状の病床における問題点)



※厚生労働省保険局医療課調べ
 資料出所：平成23年11月25日 中央社会保険医療協議会総会資料(厚生労働省提出資料)

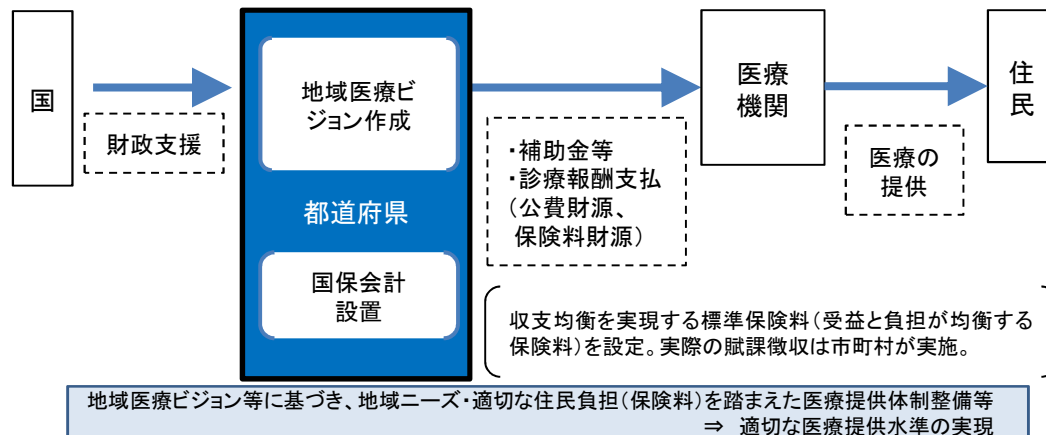
【プログラム法に基づき検討】

- 大病院の外来に関する患者負担
 - ・ 医療機関の機能分担の観点から、紹介状のない患者の外来受診に対する患者負担を見直す必要。
- 入院時食事・居住費負担
 - ・ 在宅医療との公平を図る観点から一般病床における入院時の居住費と食費（調理費）の患者負担を引き上げる必要。

医療・介護サービスの提供体制改革に関連する改革

①国保の都道府県化【プログラム法に基づき検討、来年法案提出予定】

- 医療提供体制の実情や目指すべき方向性は地域ごとに大きく異なっている。また、市町村や2次医療圏を超えた面的な提供体制の整備が必要。都道府県が提供体制の整備に一層の責任を持つ必要。
- 国保の保険者を都道府県に移行することで、都道府県が、地域医療の提供水準と、標準的な保険料等の住民負担の在り方を総合的に検討することが可能となる。
- 将来的には、急激な人口減少に伴い、相当数の「限界自治体」（人口の50%以上が65歳以上の自治体）が生ずるとされており、保険財政基盤の安定化の観点からも国保の広域化が不可欠。

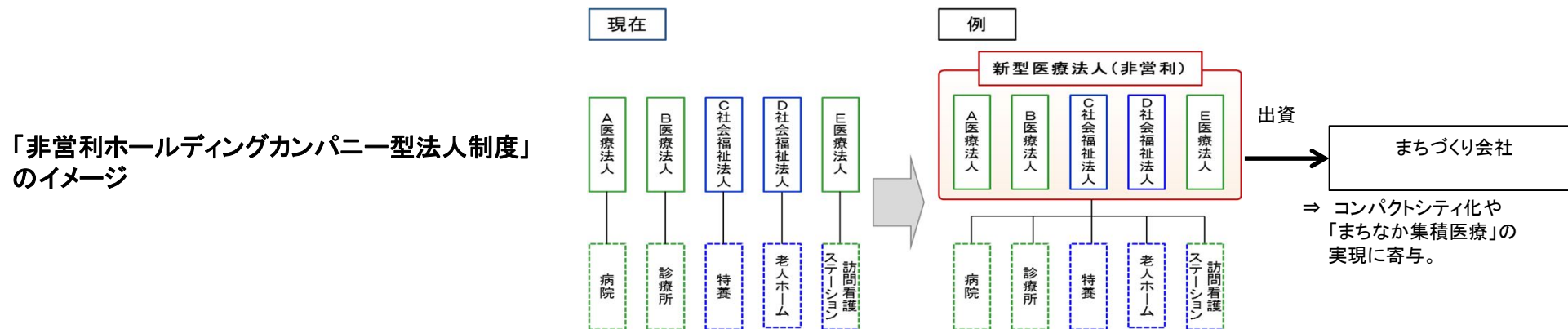


（国民健康保険の現状の課題）

- ① 保険財政の責任主体と提供体制の責任主体の分離
- ② 年齢構成が高く、医療費水準が高い
- ③ 所得水準が低い
- ④ 保険料負担が重い
- ⑤ 保険料（税）の収納率低下
- ⑥ 一般会計繰入・繰上充用
- ⑦ 財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在
- ⑧ 市町村間の格差

②医療法人制度改革【プログラム法に基づき検討】

- 地域における病床の再編・連携や医療・介護サービスのネットワーク化を図るためには、医療法人等が容易に再編・統合できるよう制度を見直すことが重要。
- 「非営利ホールディングカンパニー型法人制度(仮称)」の創設により、グループ内での、病床・診療科の設定、医療機器の設置、医療事務、仕入れ、システム等の統合による経営効率化や、グループ内での人事異動による医療・介護従事者のキャリアアップ、処遇改善につながる。また、まちづくり会社やディベロッパーと提携して、医療・介護を中心としたまちづくりを可能とする仕組みも検討(コンパクトシティ化や「まちなか集積医療」の実現に寄与)。
- これに併せて、社員・理事長の要件や出資規制・合併規制の見直し、附帯業務の拡充等の制度見直しも検討。



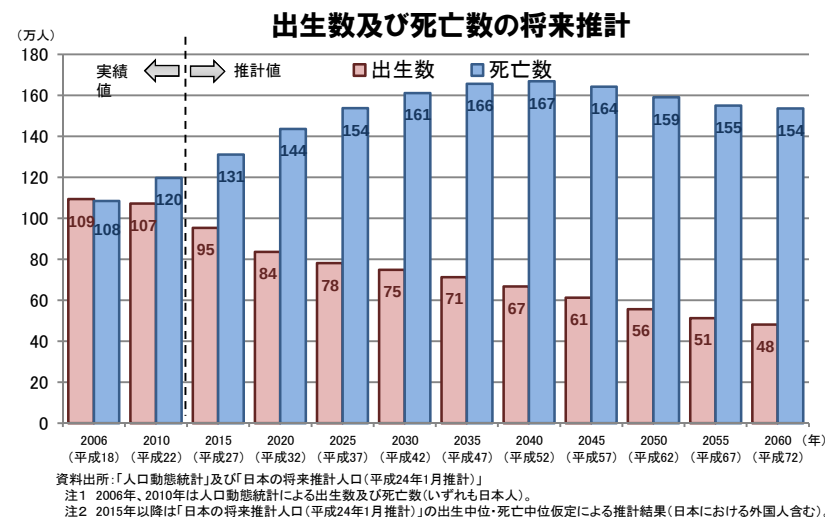
③終末期医療【課題】

- 2025年には年間で150万人以上が死亡する時代が到来。「地域完結型」の医療・介護サービスの提供体制を構築することを通じて、個人の尊厳や患者の意思がより尊重され、人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境の整備を行い、終末期医療のあり方を見直していくことが求められる。

(注1) 社会保障制度改革国民会議報告書(抄)

「超高齢社会に見合った「地域全体で、治し・支える医療」の射程には、そのときが来たらより納得し満足のできる最期を迎えることができるように支援すること—すなわち、死すべき運命にある人間の尊厳ある死を視野に入れた「QOD(クオリティ・オブ・デス)を高める医療」も入ってこよう。」

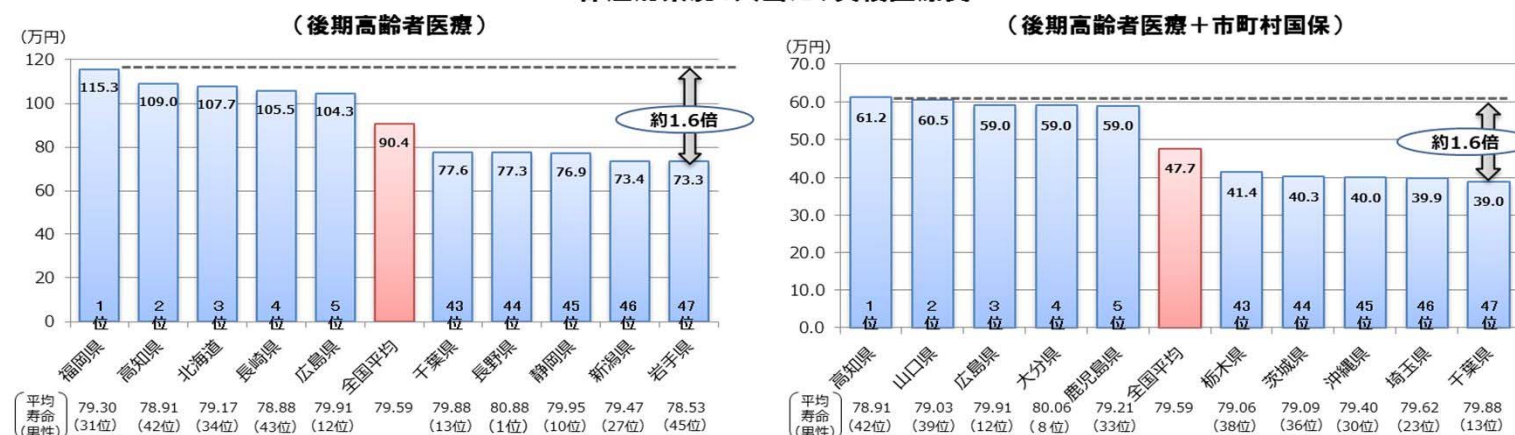
(注2) プログラム法では「個人の尊厳が重んぜられ、患者の意思がより尊重され、人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境の整備を行うよう努めるものとする」とされている。



④レセプトデータを活用した「支出目標」の導入【課題】

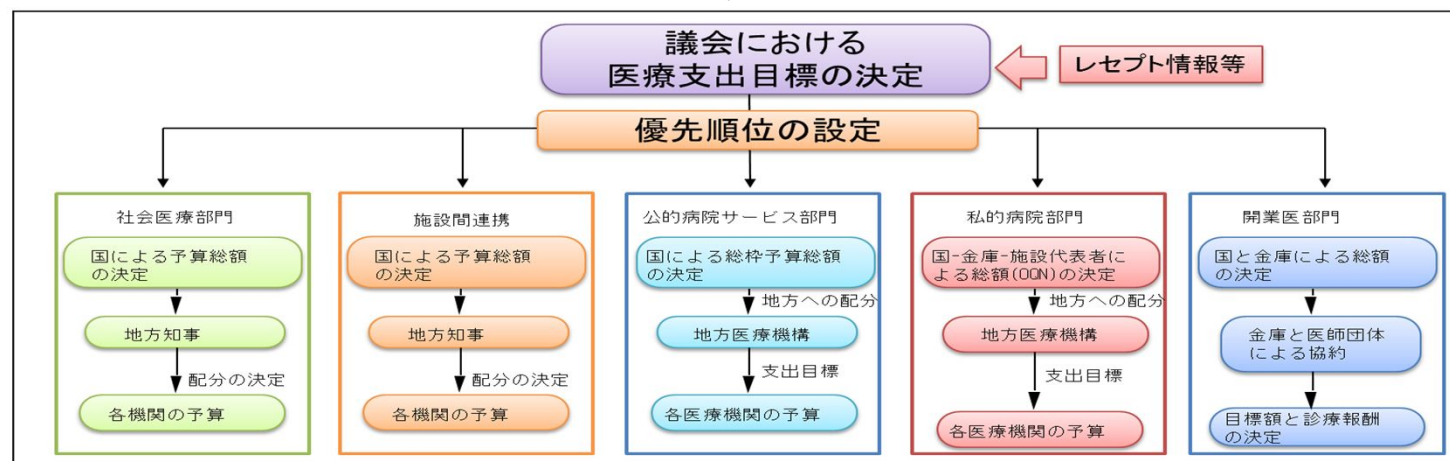
- 医療・介護サービスの提供体制改革を確実に医療費の効率化につなげていくため、フランスの医療費支出目標制度(ONDA M)を踏まえつつ、レセプトデータを活用して地域ごとに実効性ある「支出目標」を導入すべき。
- 具体的には、費用面を含め、人口・年齢構成や疾病構造等に対応する合理的かつ妥当なあるべき水準の医療需要を地域ごとに算定し、これを地域ごとの「支出目標」として設定。
(注)例えば、医療費が少ない都道府県などを標準集団として、そこから年齢・人口構成等を補正して合理的な医療需要を算定。実際の医療費との乖離の原因(ジェネリック使用率など)をレセプトデータを用いて可視化させながら妥当な支出目標を設定。支出目標の達成のためにもレセプトデータを統合的に利活用。
- 国・地域・保険者それぞれのレベルであるべき医療費の水準が「支出目標」として整合的な形で設定され、各レベルで医療費の効率化に向けた規律付けが働く制度設計を模索するべき。

都道府県別1人当たり実績医療費



資料出所：厚生労働省「平成23年度医療費の地域差(医療費マップ)」、「平成22年度都道府県別生命表」を基に作成

(参考) フランスの医療費支出国家目標制度(ONDAM)



平成26年3月28日
財政制度等審議会
財政制度分科会
松田教授提出資料を基に作成

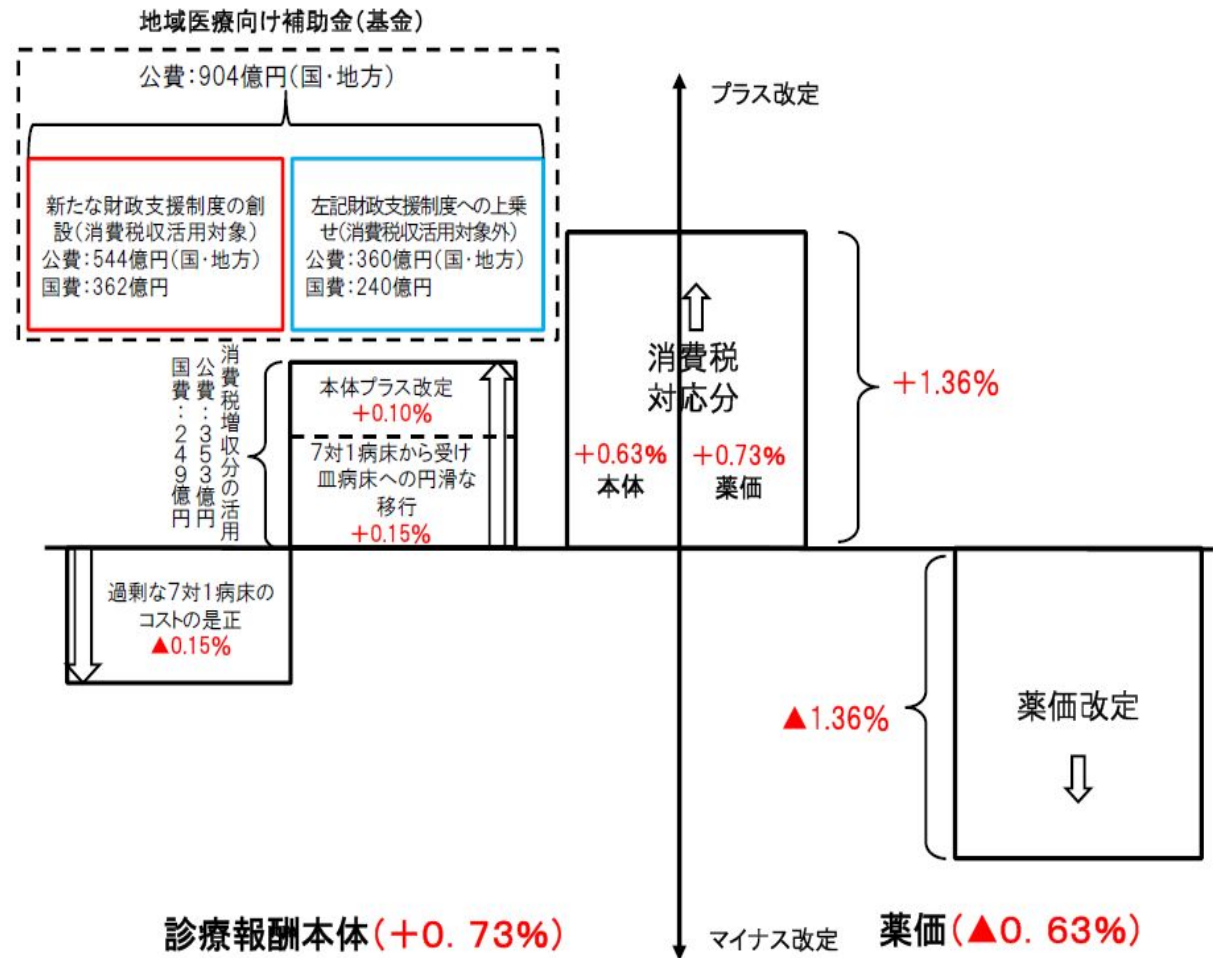
レセプト情報(主に開業医医療)とDRG情報(病院医療)をもとに医療支出を予想。これをもとにONDAMを設定。ONDAMはあくまで支出目標であるが、大幅にそれを超えることが予想されるとき疾病金庫の理事長は抑制策を提案することができる。

【課題】

- 26年度診療報酬改定において、医療費のいわゆる「自然増」を見直し、薬価の市場実勢価格の下落による「当然減」を反映させるとともに、「7対1入院基本料」算定病床の急増による高コスト化を是正したところ。
- こうした取組みを継続し、今後とも診療報酬・介護報酬を徹底して抑制する必要。
 - ・ 診療報酬について、薬価改定による「当然減」を反映（毎年の薬価調査・薬価改定など）、「7対1入院基本料」算定病床の削減を継続。
 - ・ 介護報酬について、介護事業者の収支状況や内部留保等も踏まえ、「自然増」を検証し、適正化。
- 「支出目標」制度の導入と合わせ、現行の診療報酬・介護報酬体系について、細分化・複雑化し、点数改定の予測可能性が低い（「猫の目改定」）との批判があることを踏まえ、抜本的な見直しを図るべき。

具体的には、改定率の決定・点数改定が「支出目標」と整合的に客観的なデータに基づいて行われるとともに、過度な政策誘導を避け、より包括的で簡素・透明かつ安定的な仕組みとなるよう体系的な見直しを進めていくべき。

平成26年度診療報酬改定について



- 介護保険施設である特別養護老人ホームの経営主体は社会福祉法人等に限定されており、特別養護老人ホームの約95%は社会福祉法人が経営。原則非課税の税制優遇措置や補助金の交付等、財政上優遇されている。
- 介護保険制度の導入等により社会福祉事業が措置制度から利用者の契約による福祉サービスへと変容している中、社会福祉法人について、他のサービス主体との競争条件の公平の確保が求められる一方、社会福祉法人としての本来的な意義が改めて問われている。
- このような状況の下、現在、規制改革会議においては、社会福祉法人に対し収益の一定割合について地域貢献活動への拠出を義務化することが検討されている。

社会福祉法人の税制優遇措置

	法人税	道府県民税	市町村民税
社会福祉法人	○ 原則非課税 ※収益事業により生じた所得に限り、19%課税（平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度の場合は所得の800万円まで15%）	○ 原則非課税 ※収益事業を行う場合は、 ・均等割 2万円 ・法人税割 法人税の5% ※ただし、収益の90%以上を社会福祉事業の経営に充てるならば、収益事業としては取り扱われない。	○ 原則非課税 ※収益事業を行う場合は、 ・均等割 5万円 ・法人税割 法人税の12.3% ※ただし、収益の90%以上を社会福祉事業の経営に充てるならば、収益事業としては取り扱われない。
株式会社	○ 課税 ・所得の25.5% （ただし、所得の800万円まで19%（平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度の場合は15%）。資本金が1億円以下の場合に限る。）	○ 課税 ・均等割 2～80万円 ・法人税割 法人税の5%	○ 課税 ・均等割 5～300万円 ・法人税割 法人税の12.3%

厚生労働省 社会福祉法人の在り方等に関する検討会第1回資料より

社会福祉法(抄)

(申請)

第三十一条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。

十二 解散に関する事項

3 第一項第十二号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

(残余財産の帰属)

第四十七条 解散した社会福祉法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、所轄庁に対する清算終了の届出の時ににおいて、定款の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

規制改革会議「介護・保育事業等におけるイコールフティング確立の更なる論点」(平成26年2月28日)

2. 財政措置の見直し

介護保険事業など民間事業者と競合するサービスを提供する社会福祉法人には、収益の一定割合(法人税相当額)を一定の社会貢献活動(生計困難者に対する無料・低額の介護や地域福祉への貢献活動など)への支出に充てることを法令等で義務付けてはどうか。

また、これらの義務を着実に履行させるため、地域貢献活動への拠出制度の創設と併せて、義務を履行しない場合は法令違反として業務停止等の対象となることを明確化してはどうか。

(参考2)特別養護老人ホーム等の経営状況

- 介護報酬等を原資としてこれまで積み上げられた内部留保についてもそのあり方を考える必要。財務諸表が公表されていないため正確に把握されていないが、社会福祉法人の収支状況は上場企業と比較しても極めて良好であり、巨額の内部留保の存在が指摘されている。
- 民間企業が経済の好循環に向けて近年にない賃上げを実現しつつある中、介護職員の処遇改善が求められているのであれば、まずは特別養護老人ホーム等において内部留保を活用する必要。
- 平成27年度介護報酬改定において、「自然増」を検証し、収支状況や内部留保等も踏まえ、適正化を図ることが重要である。

フロー・ベース

特別養護老人ホームの収支は極めて良好。

	平成20年	平成23年	平成25年
特養	3.4%	9.3%	7.5%(※1)

(平成23年度 介護事業経営実態調査及び平成25年度 介護事業経営概況調査結果(厚労省))

(※1) 調査客体1,734施設 有効回答数938施設(有効回答率54.1%)

【参考】民間企業の売上高経常利益率

平成24年度 東京証券取引所決算短信集計 4.7%(市場第一部(連結))

平成24年度 法人企業統計 3.5%(全産業)

平成24年(平成23年度決算) 中小企業実態基本調査 2.3%(法人企業)

平均的な特養(定員約70人)では、

収支差 月+約190万円、年間+約2,300万円

ストック・ベース

毎年度の収益が累積し、**巨額の内部留保を形成。**

	1施設あたり内部留保額
平成23年12月 厚労省公表(※2)	3億 782万円(22年度末)
平成25年 5月 厚労省公表(※3)	3億1,373万円(23年度末)(※4)

(※2) 1087施設のみの実態把握

(※3) 調査対象とした特養は6,104施設。回答のあった2,518施設のうち、内部留保が正確に把握できた1,662施設のみの実態把握。

(※4) 実在内部留保(今現在、未使用資産の状態で留保されている額(=「現預金・現預金相当額」-「流動負債+退職給与引当金」と調査時において定義)の額は、1億5,564万円。

特養約6,000施設



**全体で約2兆円
の内部留保
(単純推計)**

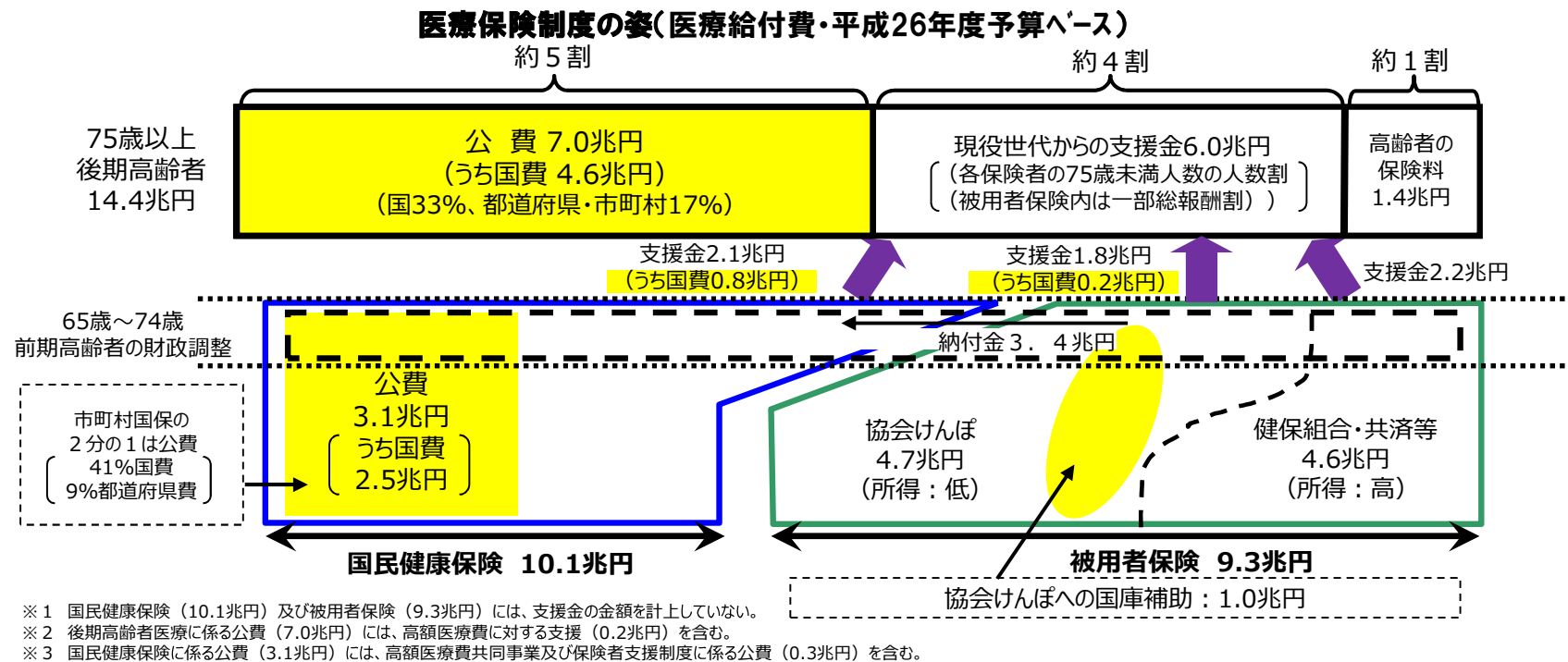
【参考】平成23年度「高齢者施設専業」社会福祉法人 財務データ(規制改革会議 松山専門委員提出資料(平成25年11月27日))

	厚生労働省所轄 108法人平均	東京都所轄 28法人平均	都内市区所轄 91法人平均
事業収入	1,718百万円	1,244百万円	805百万円
経常収支差額	125百万円	76百万円	32百万円
経常収支率	7.3%	6.1%	4.0%

二 保険者機能の発揮・強化

資料Ⅱ－１－９

- わが国の医療保険制度においては、職業・年齢によって加入する保険者が分立（サラリーマン（大企業：健保組合等、中小企業：協会けんぽ）、自営業者：市町村国保、75歳以上：後期高齢者医療）しているため、生涯を通じた医療記録がなく、それに基づいた健康管理が困難。
- このため、被用者保険側からは、高齢者に係る医療費の適正化を行うための手段をほとんど持ち合わせていないにもかかわらず、その保険料負担を支援金や納付金という形式により負わせられていることが保険者機能の発揮のディスインセンティブとなっているとの指摘がある。



- しかし、所得や疾病構造等が異なる保険者が分立している以上は一定の財政調整は避けられない。また、公費負担への依存を高める余地がない我が国の社会保障制度において、公費にこれ以上その調整を委ねる訳にもいかない。
- これらを前提として、以下のような改革が必要。
 - ① 国保・後期高齢者医療における保険者機能の発揮・強化（都道府県化）
 - ② 後期高齢者支援金のインセンティブ
 - ③ 医療のICT化

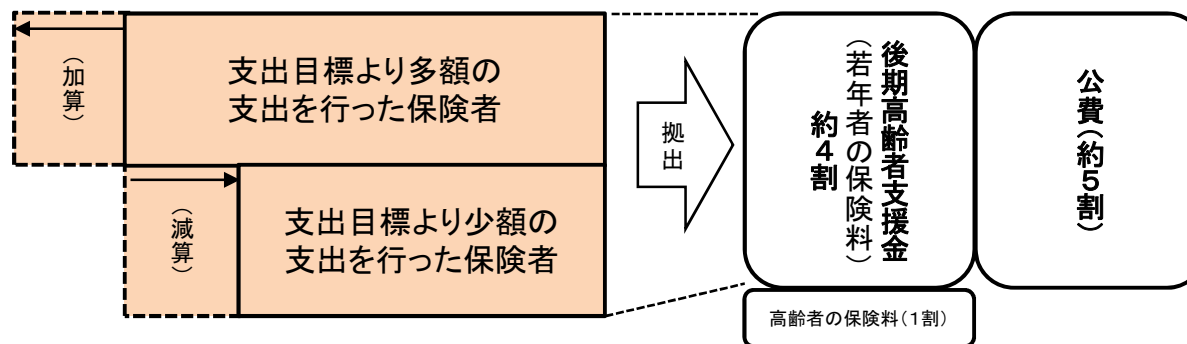
①国民健康保険・後期高齢者医療における保険者機能の発揮・強化【課題】

- 医療保険の約7割は、市町村国保・後期高齢者医療におけるもの（加入者数は全体の40%程度）であり、医療費適正化は市町村国保と後期高齢者医療においてこそ重点的に取り組まれるべき。
- 国民健康保険及び後期高齢者医療における保険者機能の発揮・強化を促す方策として、「支出目標」の設定が重要。
- 国民健康保険については、プログラム法に則り、財政運営責任を都道府県に移すことで、市町村と適切に役割分担しつつ、保険者機能を強化する予定。後期高齢者医療についても保険者機能の強化を検討する必要。

②後期高齢者支援金等によるインセンティブ【課題】

- 現行の後期高齢者支援金の加算・減算の仕組みについて、医療費適正化計画についての見直しと同様、今後は端的にアウトカムである医療費の効率化の度合い（保険者ごとに設定する「支出目標」の達成の程度）に応じたものとすべき
- 現行法律において10%を上限とすることとされていることを踏まえ、加算・減算率も0.23%から大幅に引き上げるべき。
- 更には前期高齢者納付金についても同様の仕組みを検討するとともに、被用者保険が高齢者医療の医療費効率化の取り組みなど運営に参画していく仕組みも検討する必要。

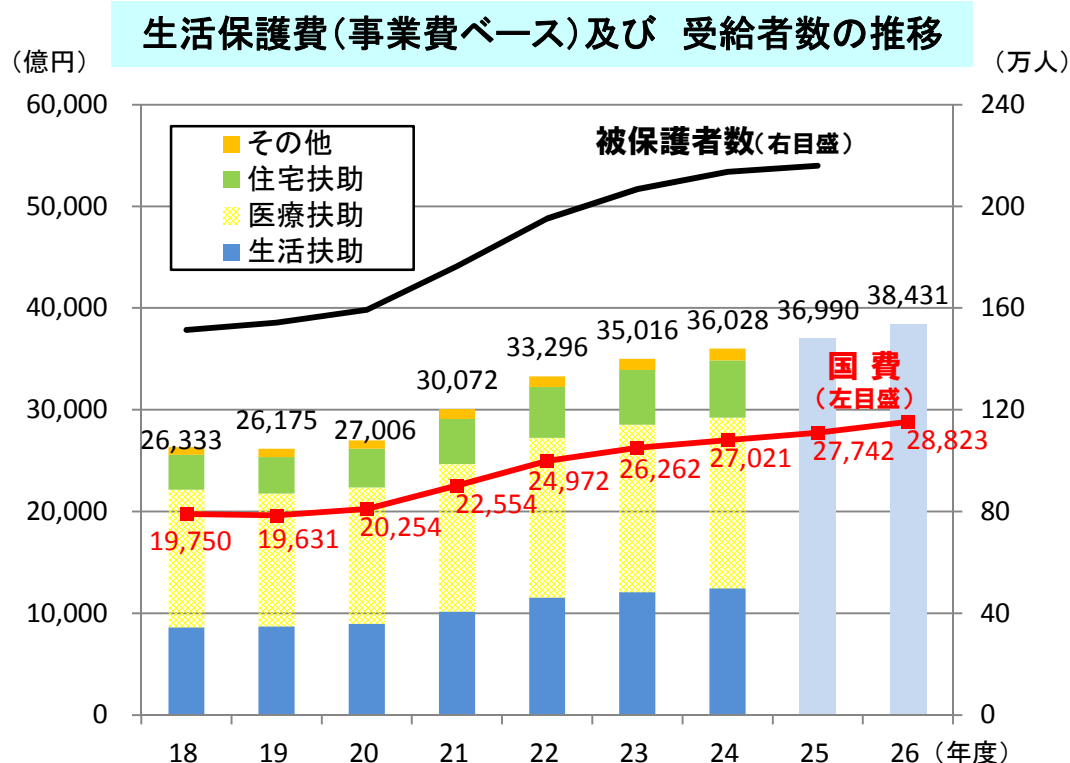
<後期高齢者支援金の加算・減算>



③医療・介護のICT化【課題】

- レセプトデータの分析・活用の枠組みの標準化が進められることを踏まえ、そうした共通基盤の上で各保険者が医療・介護費用の効率化のためICT化の取り組みを深化させるべき。

- 生活保護受給者は、過去最高の217万人。生活保護費も増加しており、更なる生活保護制度の見直しは不可欠。
- 生活扶助基準の見直しが25年度より実施されているが、各種扶助・加算の水準の検証は行われておらず、27年度予算編成において、各種扶助・加算制度の見直しを実施する必要。
- 27年4月に施行される「生活困窮者自立支援法」は、生活保護制度の見直しと一体で、生活保護に頼らない自立を促進するものであり、その財源は、生活保護制度の更なる見直しにより確保する必要。



資料：「生活保護費負担金事業実績報告」及び「被保護者調査（平成23年度以前は「福祉行政報告例」）」
 ※ 平成24年度までは実績額、25年度は補正後予算額、26年度は当初予算額

これまでの取組み

- 生活扶助（生活扶助基準を見直し 等）
- 医療扶助（後発医薬品使用の原則化 等）
- 生活保護制度の見直し
 - ・不正受給対策の強化（調査権限の強化 等）
 - ・被保護者の自立促進（就労自立給付金の創設等）

（参考）

「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日）（抄）

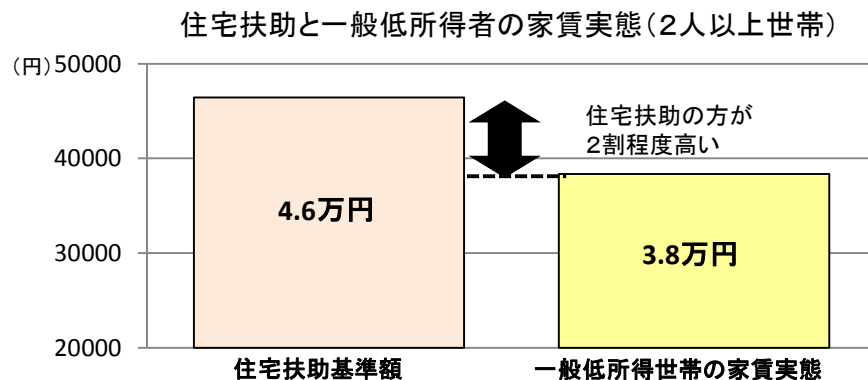
（生活保護・生活困窮者支援）

支援の在り方(加算制度や各種扶助の給付水準)を速やかに検討し、見直す。不適正・非効率な給付を是正する。

【課題】

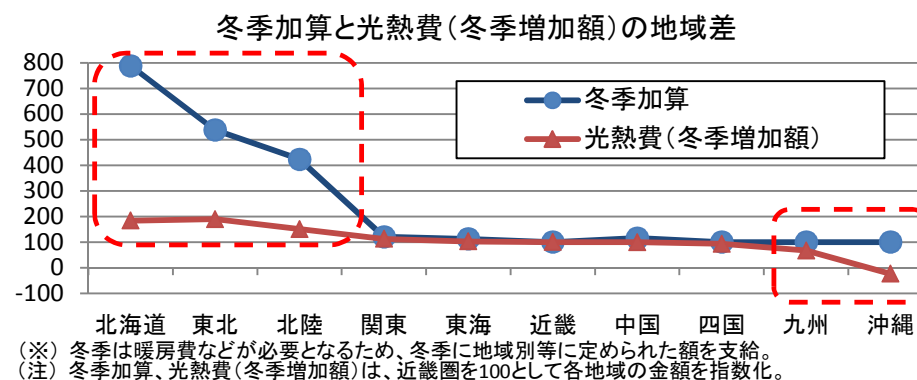
住宅扶助

- 住宅扶助は低所得者世帯の家賃実態を上回っている。住宅扶助の水準の適正化と改定方式の見直しが必要。



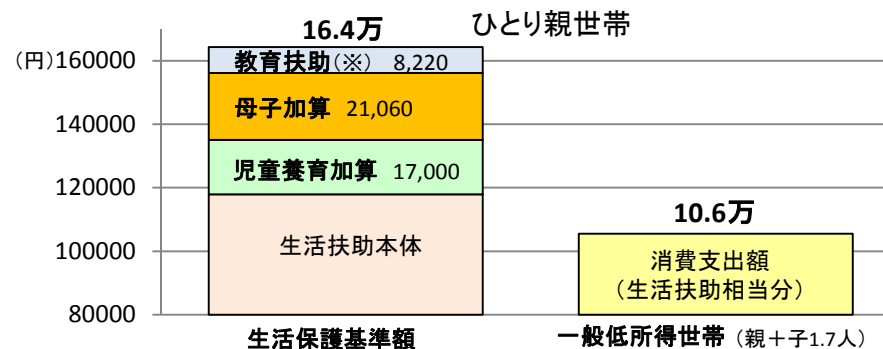
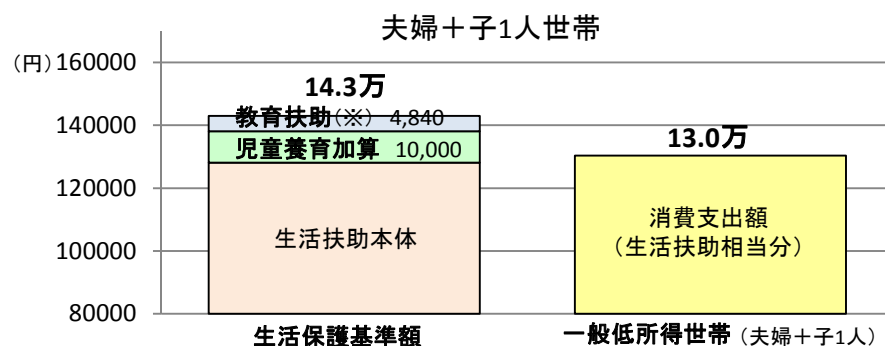
冬季加算

- 光熱費の地域差に対し、冬季加算の地域差は過大。冬季加算の水準の適正化と対象地域の限定が必要。



有子世帯の加算・扶助

- 各種加算・扶助を加えた有子世帯の生活保護水準は、低所得の有子世帯の消費水準を上回っている。有子世帯の加算・扶助のあり方・水準について総合的な見直しが必要。



(※) 一般低所得世帯(世帯収入300万円未満)の家賃実態、消費支出額は、全国消費実態調査(平均21年度)に基づき、光熱費(冬季増加額)は、家計調査(平成25年度)に基づき財務省で試算。

Ⅱ 負担面で必要な改革(保険料による支え合いの維持・強化)

<負担能力に応じた負担>

- 「負担能力別」に負担のあり方を切り替えていくことなどにより、保険料負担による支え合いを維持・強化していく必要

【プログラム法に基づき検討、来年法案提出予定】

- 後期高齢者医療支援金における全面総報酬割の導入
 - ・ 支援金の2/3が人数割りとなっており、財政力の弱い(所得水準の低い)協会けんぽの負担が他の被用者保険と比べて重いため、協会けんぽに国費を投入している(0.2兆円)(保険料負担の公費への付替え)。
 - ・ 全面総報酬割とすることで被用者保険者間での負担の公平が図られ、国費投入も不要となる。
- 所得の高い国保組合への補助の見直し(定率補助の廃止)
 - ・ 保険料負担率が、健保組合や協会けんぽよりも低い、国保組合(所得の高い国保組合)に対しても、定率32%もの高率の補助が行われており、これを適正化する必要。

【課題】

- 介護納付金への総報酬割の導入
 - ・ 納付金はすべて人数割りとなっており、財政力の弱い(所得水準の低い)協会けんぽの負担が他の被用者保険と比べて重いため、協会けんぽに国費を投入している(1,500億円)(保険料負担の公費への付替え)
 - ・ 全面総報酬割とすることで被用者保険者間での負担の公平が図られ、国費投入も不要となる。

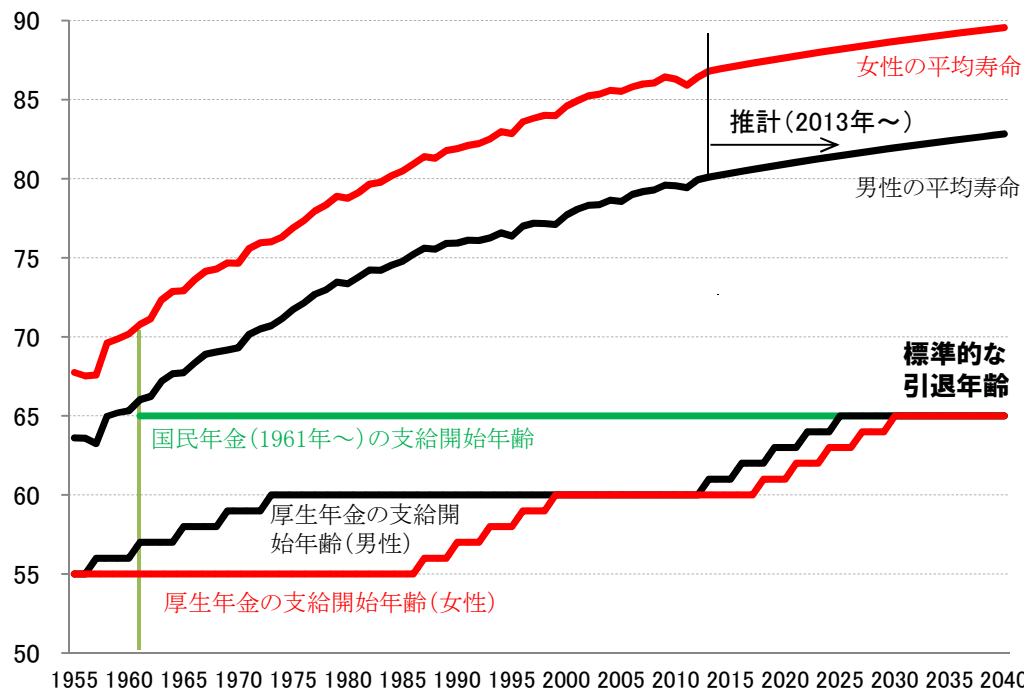
(注)プログラム法では「後期高齢者支援金への全面総報酬割の検討状況等を踏まえ」検討するものとされている。
- 後期高齢者医療の保険料軽減特例措置の廃止
 - ・ 後期高齢者医療制度の円滑な導入のため平成20年度から毎年度補正で措置(26年度からは当初予算化)。「好循環実現のための経済対策」(25年12月5日閣議決定)では「段階的な見直しを前提に検討に着手する」とされており、早期の具体化が必要。
- 各種低所得者対策における資産の勘案
 - ・ マイナンバー制度の活用により資産等を把握し、これを低所得者の定義の見直しにつなげ、給付の効率化とあわせ、保険料軽減措置を見直していくことも必要。
- 介護保険被保険者年齢の引下げ
 - ・ 第2号被保険者の対象者は医療保険に加入する40歳から64歳。被保険者の対象年齢引下げを検討する必要。

<支え手の増加> 高齢期の就労と年金受給について【課題】

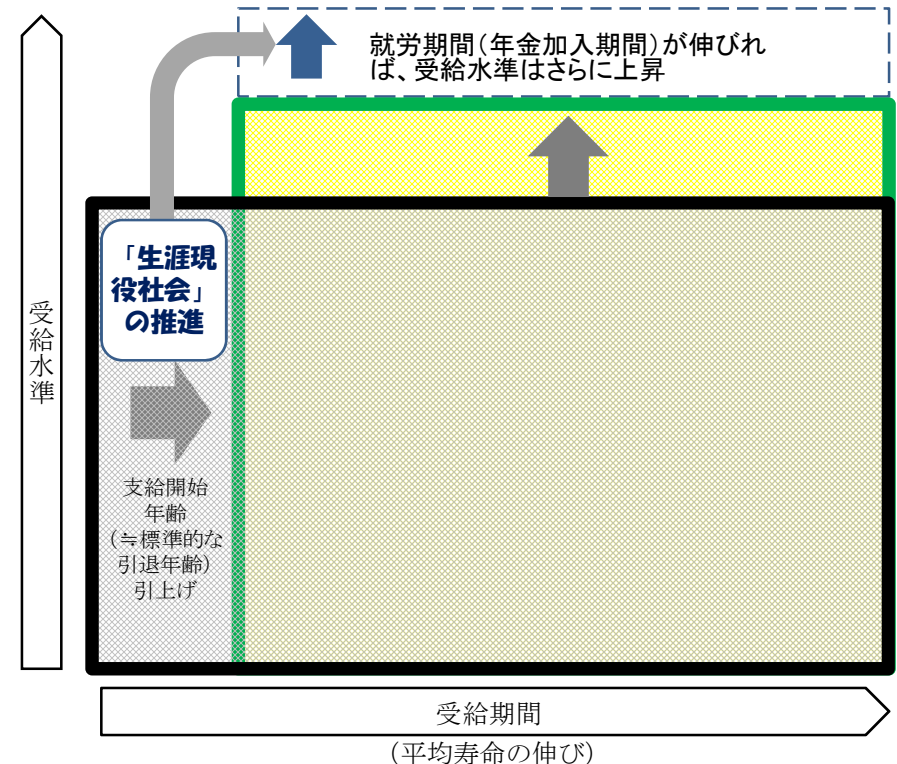
資料Ⅱ－１－１２

- 高齢期の就労と年金受給のバランスの観点から、2025年度以降における、「標準的な引退年齢」(＝年金支給開始年齢)の延長について検討が必要。

※ 支給開始年齢前であっても60歳以降繰上げ受給が選択可能。



(注) 厚生年金の定額部分(1階部分:64歳まで支給)の支給開始年齢は、2001～2013年度にかけて(女性は2006～2018年度にかけて)60歳から65歳に引上げ
(出所)「平成24年簡易生命表の概況」(厚生労働省)、「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)の死亡中位ケース



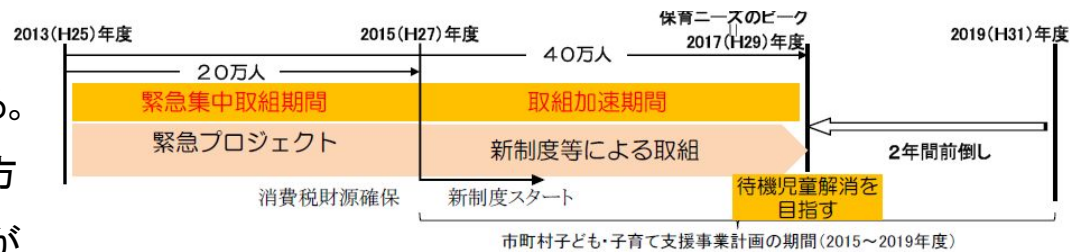
(注) 年金給付総額への影響を模式的に示したものであり、個々の受給者の受給額への影響を示したものではない。

厚生年金保険の適用拡大【プログラム法に基づき今後検討】

- いわゆる「130万円の壁」など、働かない方が有利になる仕組みをなくしていく必要がある。非正規労働者に対するセーフティネットを強化するという観点も踏まえ、更なる適用拡大に向けた検討を深めていく必要。

子ども・子育て支援【プログラム法に基づき検討】

- 保育のニーズは平成29年度にピーク。それまでに保育の受け皿を約40万人拡充する「待機児童解消加速化プラン」に着実に取り組む必要。
- そのためには、子ども・子育て支援新制度の施行が期待される。
- 子育て支援の充実(量の拡充・質の改善)のため、国・地方あわせて最大1兆円超程度の財源が必要とされるが、財源が確保された範囲内でしか公費は充てることがあり得ない。
- このうち0.7兆円程度については、消費税率が税制抜本改革法に則って10%に引き上げられた場合に、消費税増収分を活用して確保する予定。ただし、その場合も27年度から消費税増収分が満額確保される訳ではない。また、消費税率の10%への引上げについては、税制抜本改革法に則って、経済状況等を総合的に勘案しながら、本年中に適切に判断していくことになる。
- 0.7兆円程度の子育て支援の充実についても、その中で施策の優先順位付けを行う必要。
- 0.7兆円程度を上回る財源が必要となるのであれば、高齢者向けの社会保障関係の予算や税制を見直すことや事業主の負担を求めていくことを含め、検討を行うべき。

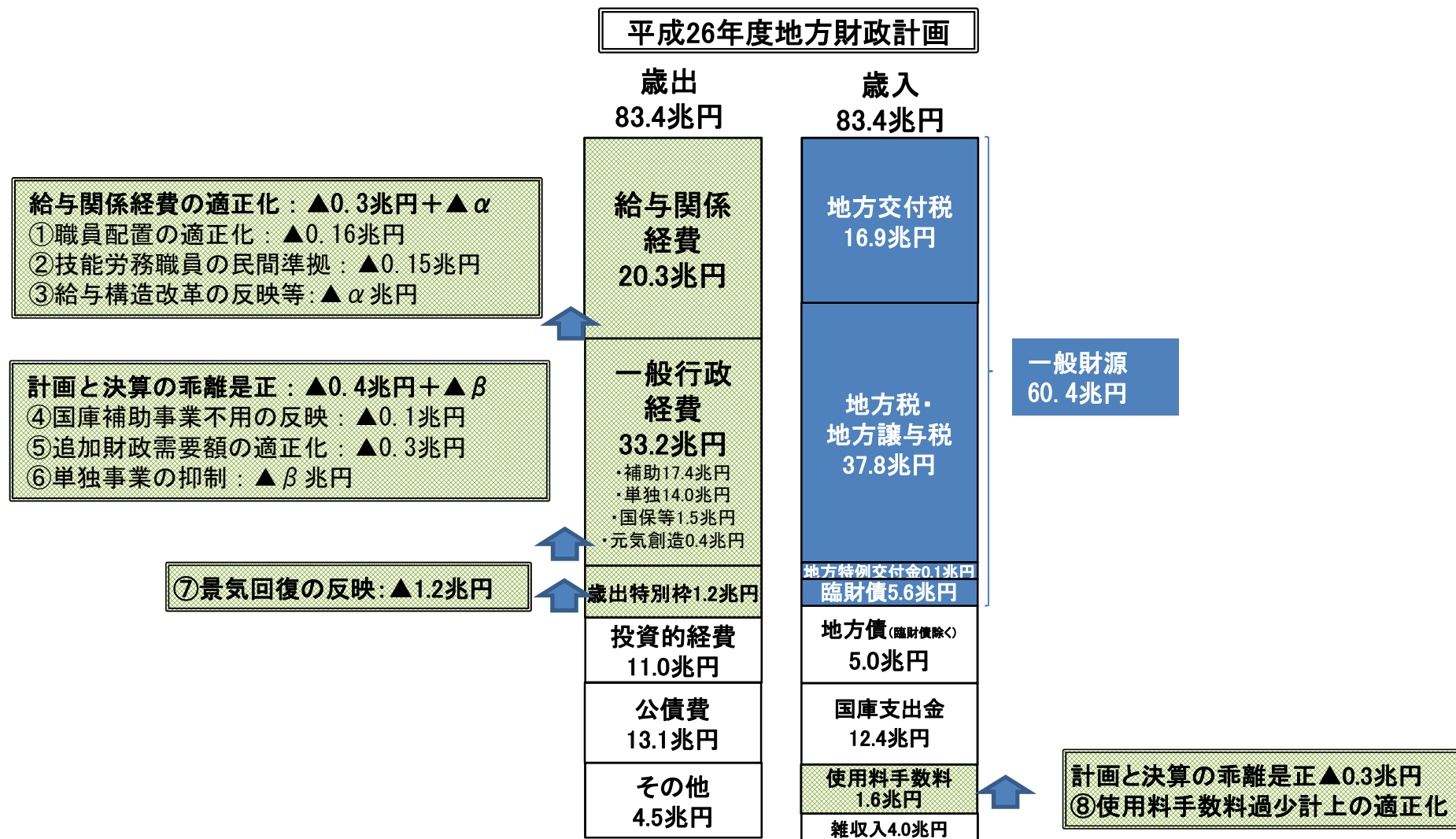


子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」（所要額）
※内閣府、文部科学省、厚生労働省による試算

	量的拡充	質の改善
所要額	4,068億円程度	3,003億円程度～0.6兆円超程度
内 容	○認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)	○職員配置の改善、職員給与の改善 ○地域子育て支援機能の強化、小規模保育の体制強化等
	○地域子ども・子育て支援事業の量的拡充	○地域子ども・子育て支援事業の新設及び内容充実
	○社会的養護の量的拡充	○社会的養護の充実

地方財政計画で適正化すべき事項

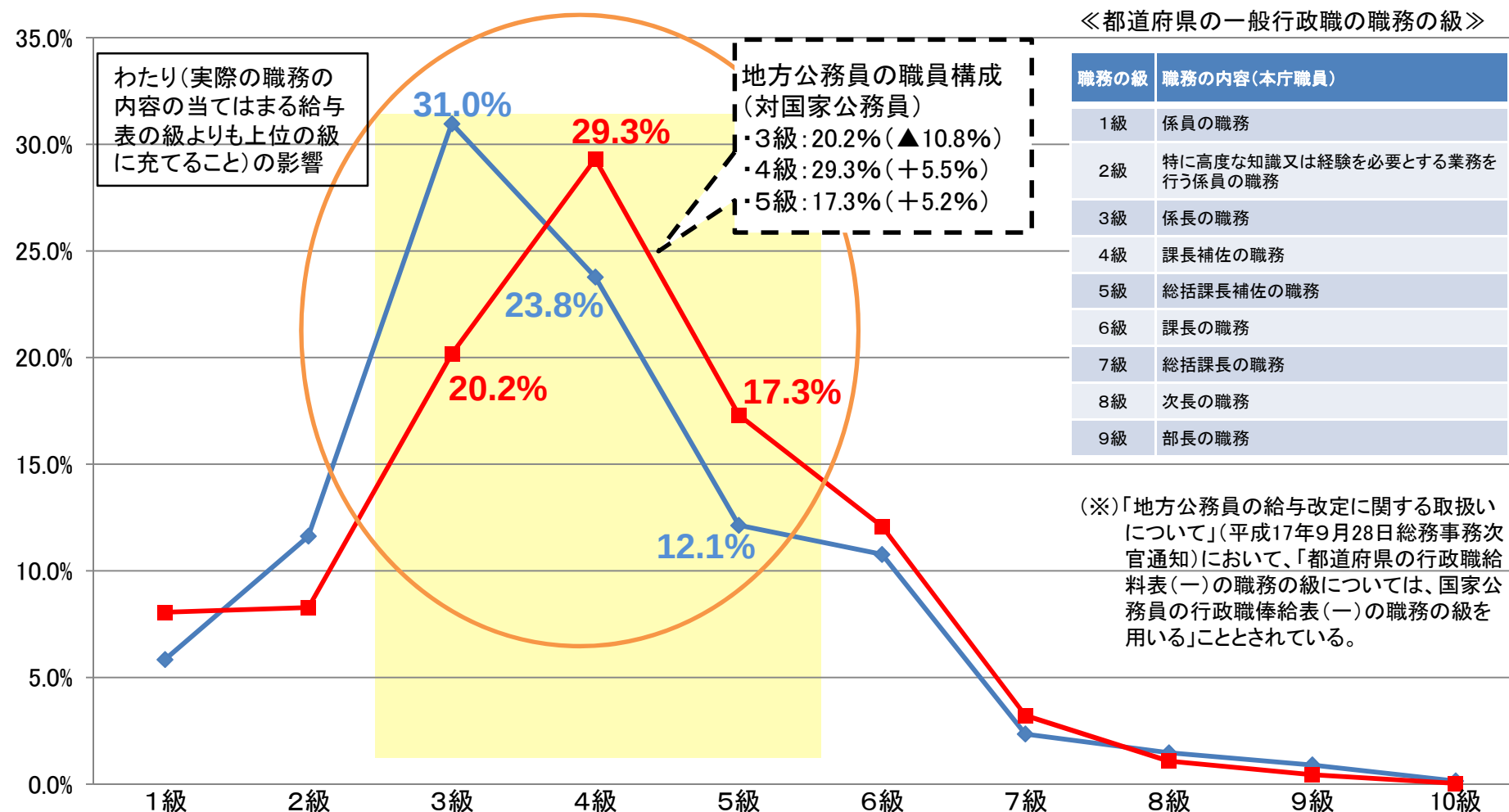
- 地財計画における歳出計上等の適正化により、一般財源は▲2.2兆円以上の削減が可能。
- 地財計画の計上適正化等を速やかに行い、地方の一般財源総額の水準に反映すべき



給与関係経費の適正化(適正な職員配置を前提とした経費の計上)

- 過去の「わたり」の影響もあり、都道府県職員は国家公務員より上位の職務級に配置されており、結果として、標準的な経費を上回る給与費を交付税で財源保障している現状にある。
- 骨太2006で「級別職員構成を是正する」とされており、国家公務員と同じ職員配置を前提に歳出計上する方式に速やかに改める必要(節減額▲1,600億円)

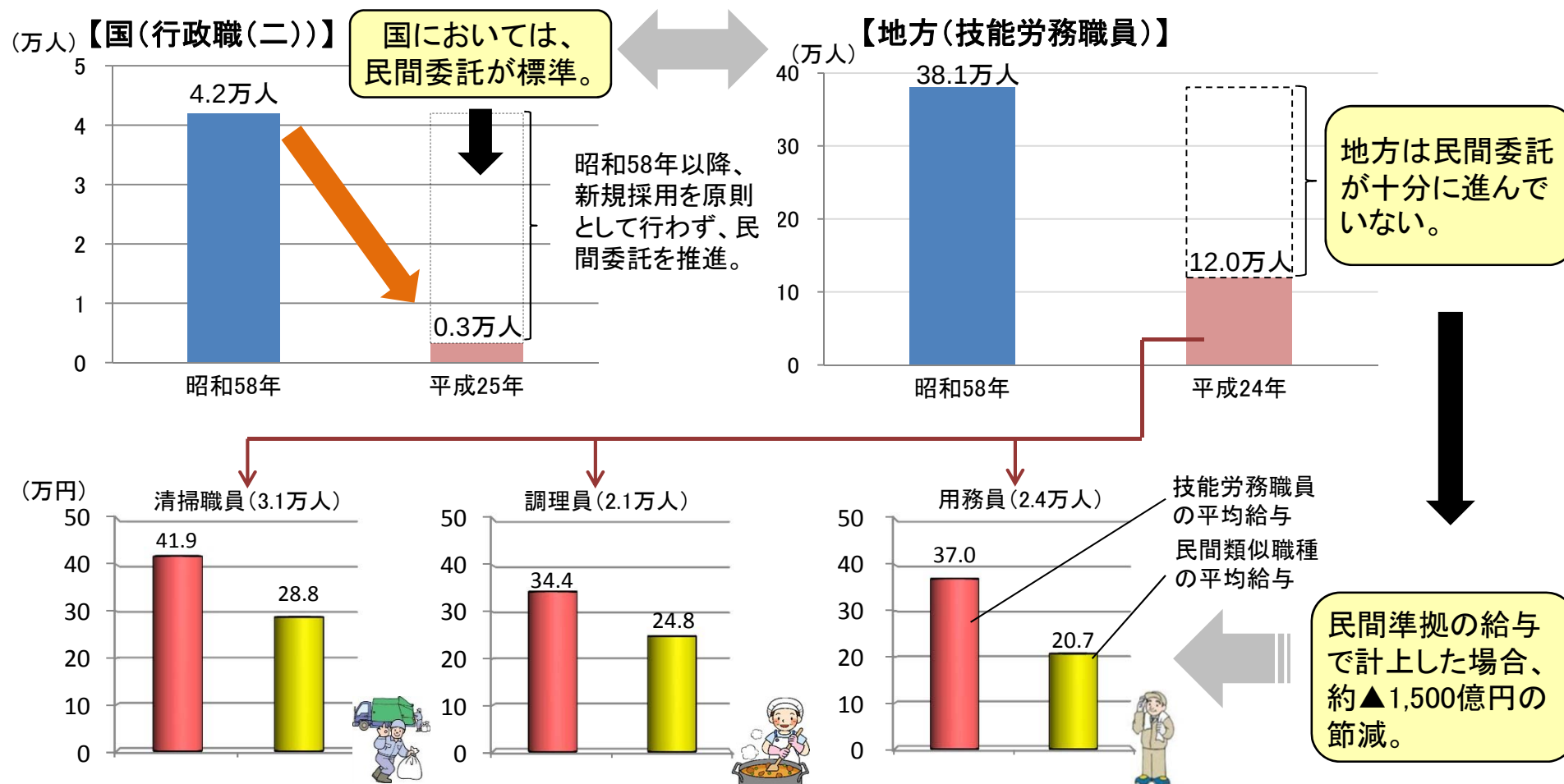
◆国家公務員(行政職(一)) ■都道府県職員(一般行政職)



(※)平成24年国家公務員給与実態調査(人事院)及び平成24年地方公務員給与実態調査(総務省)より。設定している職務の級が異なる東京都及び大阪府は除外。

給与関係経費の適正化（地域における民間準拠の徹底）

- 骨太方針2006において地域における民間準拠の徹底を行うとされているが、地方の技能労務職員の民間委託は進んでおらず、民間を上回る給与を地方交付税で財源保障している状況。
- 技能労務職員の給与は、標準的な歳出である民間委託を前提に歳出計上する必要。（節減効果▲約1,500億円）



（※1）技能労務職員の平均給与月額は、「平成24年地方公務員給与実態調査」（総務省）より、民間類似職種の平均給与月額は、「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）の直近3ヶ年平均による。

（※2）「賃金構造基本統計調査」のデータは、年齢、業務内容、雇用形態等の点において技能労務職員データと完全に一致しているものではない。

一般行政経費単独事業の抑制

- 近年増額されている一般行政経費単独事業については、公立施設所が減少している観点も踏まえ、その減額を検討する必要。

一般行政経費単独事業の内訳(推計値)
(貸付金除く。23年度決算をベースにした推計)

民生費・衛生費・労働費 5.9兆円
総務費・議会費 3.3兆円
教育費 2.5兆円
商工費0.5兆円
農林水産費0.5兆円
警察・消防費0.3兆円

保育所数の推移

	H18	H23	増減	運営費 財政措置
公立 保育所	11,873	9,957	▲1,916 ▲16.1%	単独
私立 保育所	10,847	11,794	+947 +8.7%	国庫 補助

(注) 公立保育所運営費の国庫補助制度は平成16年に廃止され一般財源化された。

公立保育所数の減少を踏まえた
単独事業費の減額が必要

公立学校数の推移

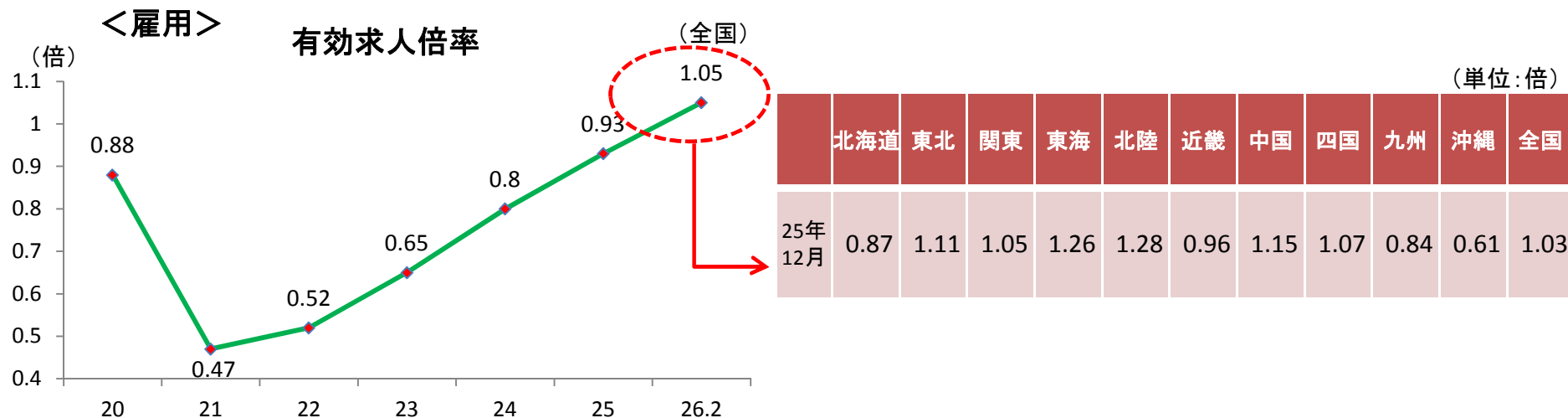
	H18	H23	増減	運営費 財政措置
公立 小中学校	32,797	31,346	▲1481 ▲4.4%	単独
公立 高等学校	4,045	3,724	▲321 ▲7.4%	単独

公立学校数の減少を踏まえた単
独事業費の減額が必要

(注) 一般行政経費単独事業の内訳は開示されていないため、23年度決算における各経費の決算統計から他の歳出項目(人件費・普通建設事業費・貸付金・繰出金及び一行補助の事業費(計画ベース))及び積立金積立額を除くことにより、各経費の内訳を推計。

景気回復の反映(歳出特別枠)

- 地方自治体が行う雇用対策・地域活性化対策を行うための歳出特別枠（1.2兆円）は、①雇用指標の明確な改善、②H26から頑張る地方を応援する元気創造事業費を別途計上していること、③その多くが配分される都市部は地方税収の相当程度の増収が見込まれることを踏まえ、速やかに廃止すべき。



＜歳出特別枠の推移＞

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
歳出特別枠	0.9	1.4	1.5	1.5	1.5	1.2
地域の元気創造事業費						0.35

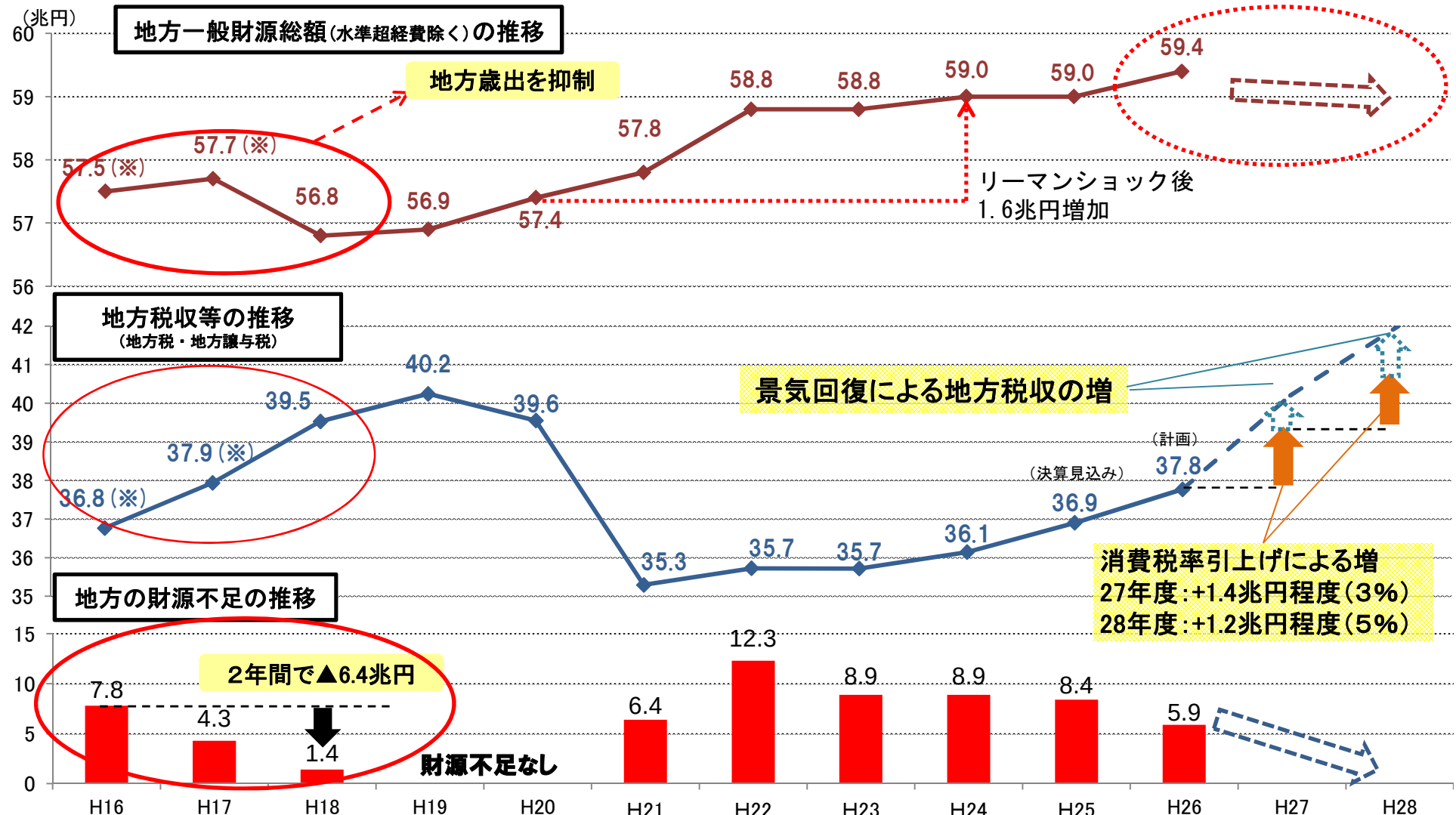
26も実質的に1.5兆円を維持

人口を基本とした上で、各地方団体の行革努力や経済活性化の成果指標で配分

人口を基礎に配分するため、25決算で地方法人2税の増収が見込まれる財政力の強い6都府県、政令市・中核市等に6割程度が配分される

地方一般財源総額・地方税収と地方財源不足額の推移

- 前回の景気回復局面(H16～H18)では、地方税収増の下で地方歳出を抑制し地方の財源不足は2年間で6.4兆円縮小。
- リーマンショック後増加した地方歳出について、後述する観点から、徹底した適正化を行う必要。



(※)地方税収等は、平成24年度までは決算額。平成25年度は決算見込み、26年度は地方財政計画額。(超過課税分、法定外税等を除く。)

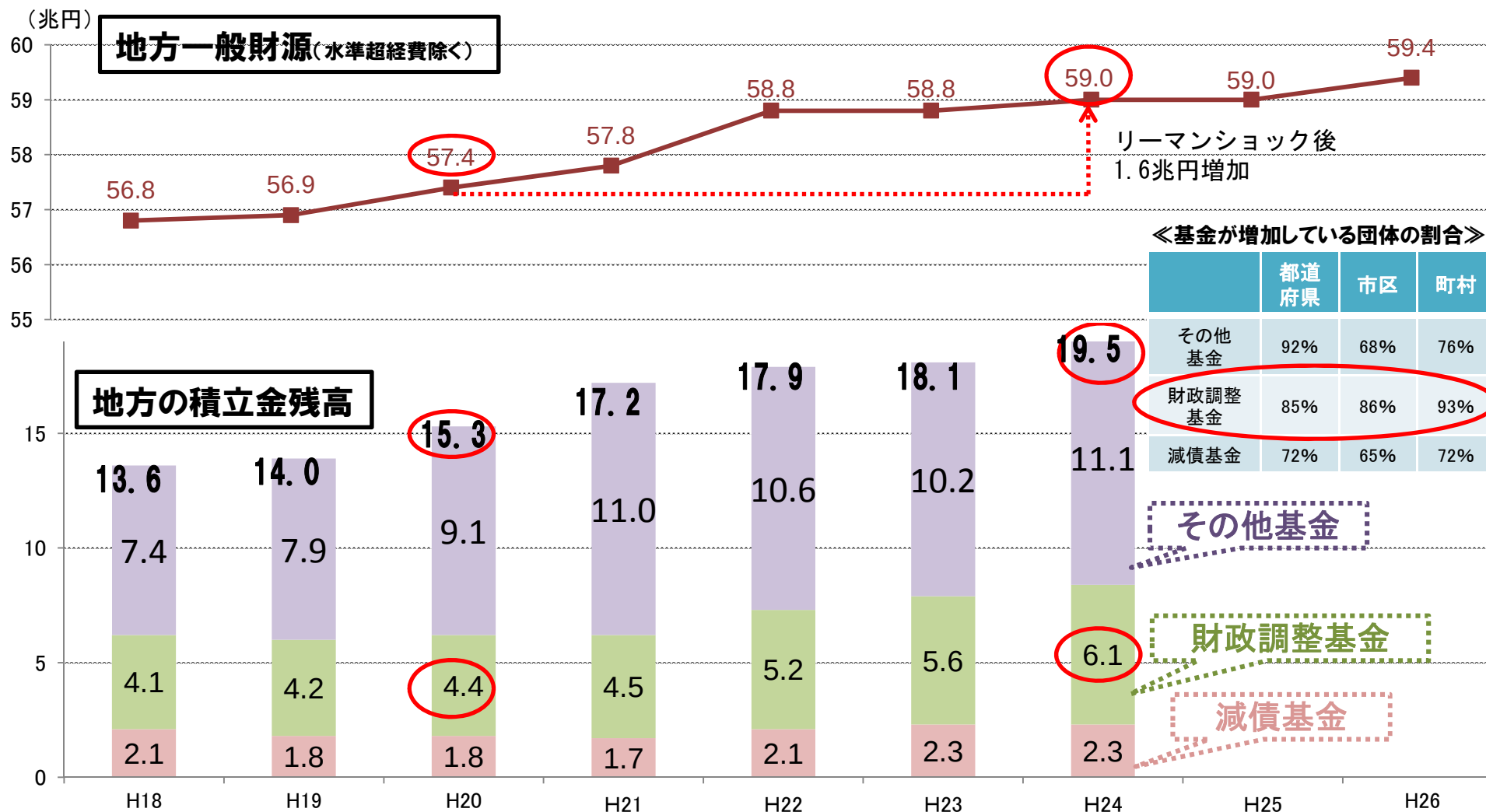
(※)平成16年度、17年度については、18年度に平年度化した税源移譲3兆円とベースを合わせて修正(16年度: +2.6兆円、17年度: +1.9兆円)

(※)地方の財源不足は、折半対象財源不足(平成21年度以降は別枠加算(及び平成23～25年度はその他加算0.2兆円)前。)

地方一般財源総額の水準と地方の積立金残高の推移

資料Ⅱ－２－７

- リーマンショック後、地方の一般財源総額が高水準で維持される中で、地方の積立金は4.2兆円増加（うち財政調整基金は1.7兆円増加）。地方財政計画の歳出水準が過大であることの証左。



(※1)一般財源及び地方歳入は、地方財政計画ベース。積立金残高は、各年度末決算ベース。

(※2)平成23年度及び24年度の積立金残高については、被災3県のその他基金(23年度:1.5兆円、24年度:1.5兆円)を除いた額。

(※3)基金が増加している団体の割合は、平成20年度決算と平成24年度決算の比較により算出。

近年の一般財源総額の水準と地方税収等

- H22以降の４年間、地方税収等の決算での上振れが続いている。
- 地方税収等の決算増収を精算してない結果、地方の一般財源総額は計画額より更に高い水準となっている。
- H27の一般財源総額は、近年の地方税収等の決算増収を加味した水準とする必要。

地方税収等の推移

(地方税及び地方譲与税)

(単位：兆円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
計画	41.2	37.6	34.4	35.6	35.9	36.4	37.8
決算	39.6	35.3	35.7	35.7	36.1	36.9(*)	
乖離	▲1.6	▲2.4	+1.3	+0.1	+0.2	+0.6(*)	

○地方法人２税の決算額が計画額より下振れ

⇒ 国・地方折半で負担し、必要な一般財源を確保

(仕組み)

- ・ 総務大臣の同意又は許可の下、減収補てん債を発行
- ・ 元利償還費を国・地方折半で負担

(*) 減収補填債発行実績

H20：0.9兆円、H21：1.2兆円

地方の一般財源総額が地財計画時点の想定より2.2兆円程度（うち地方法人２税分1.4兆円程度）増加

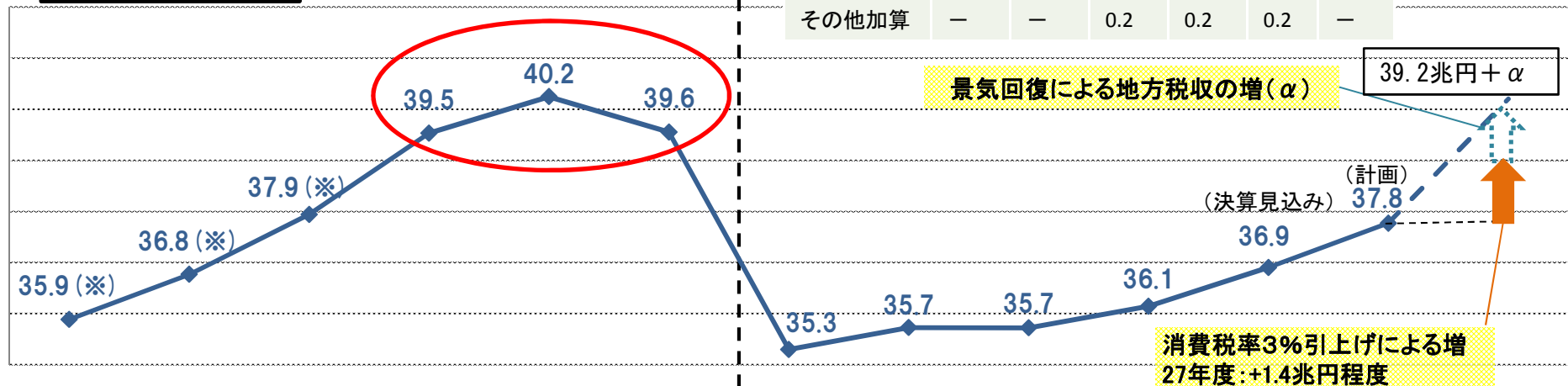
(*) H25は、地方税収は平成25年12月時点での総務省見込み、地方譲与税はH25決算を基にした決算見込み。

地方交付税の別枠加算

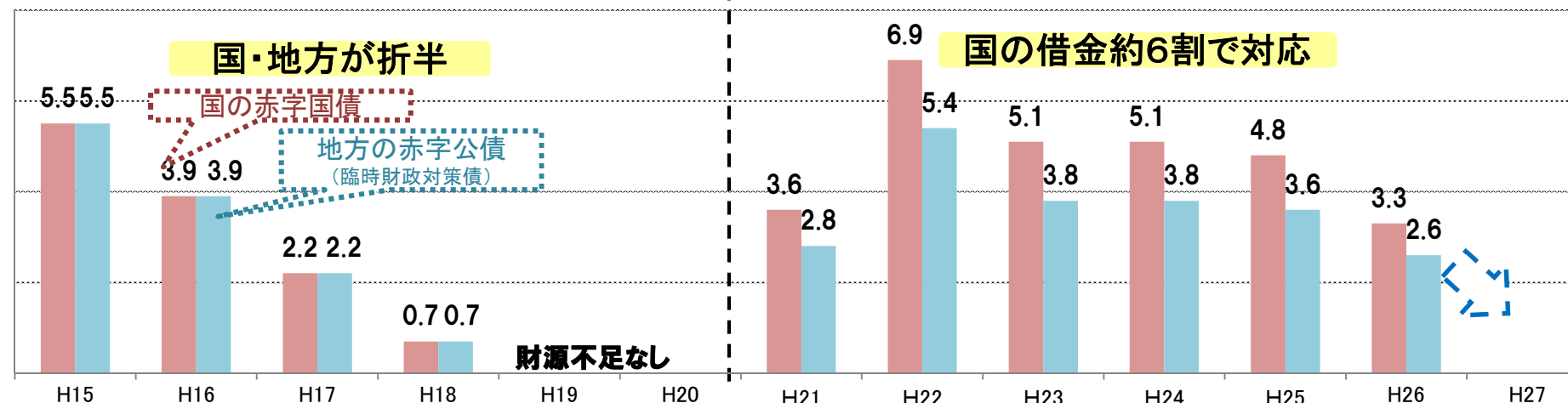
資料Ⅱ－２－９

- 地方の財源不足は国・地方が折半で借金して対応してきたが、リーマンショック後の危機対応として、平成21年度以降、国の借金約6割で対応し、地方の借金を抑制。
- 27年度の取扱いは、地方の税收の動向等を踏まえて検討。

地方税收等の推移
(兆円)
(地方税・地方譲与税)

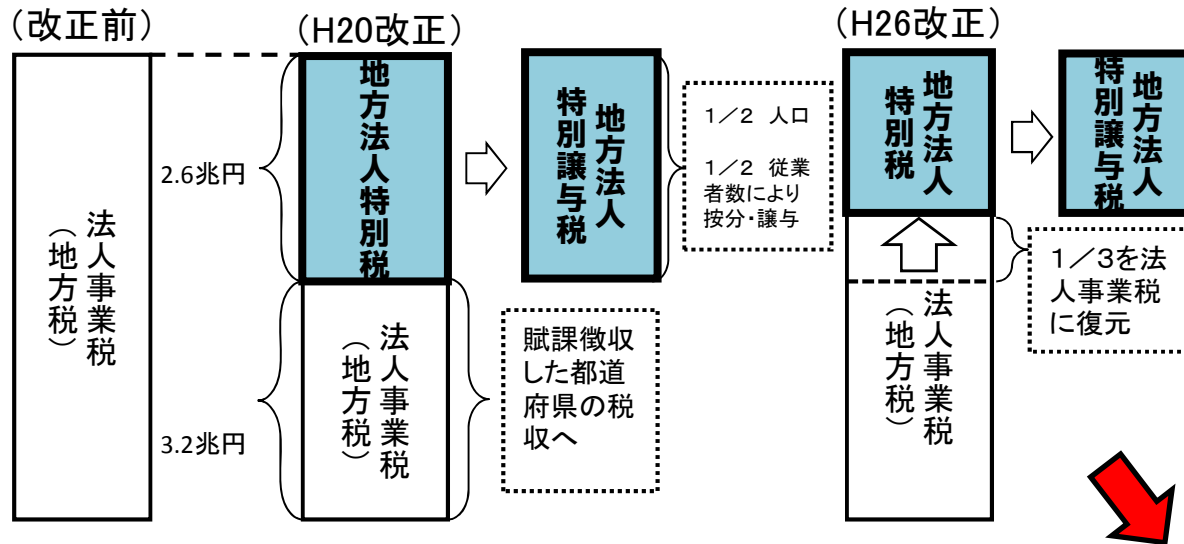


地方の財源不足への対応



(※) 地方税收等は決算額(平成25年度は決算見込み、26年度は計画額)。18年度に平年度化した税源移譲3兆円とベースを合わせて修正(15年度: +3.0兆円、16年度: +2.6兆円、17年度: +1.9兆円)。
(※) 地方の財源不足は折半対象財源不足額。ただし21年度以降は別枠加算(及び23～25年度はその他の加算0.2兆円)前。

＜地方法人特別税・譲与税の仕組み＞

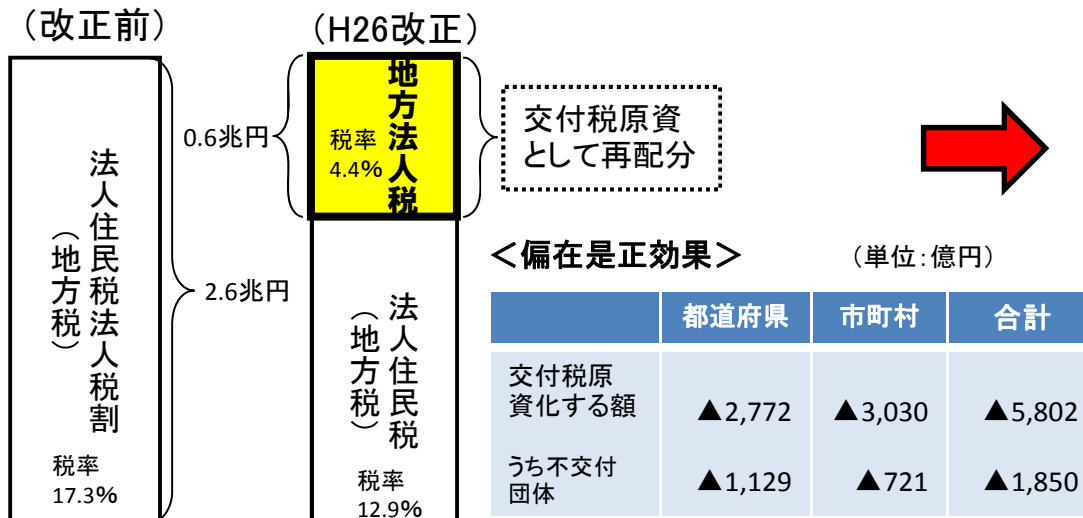


＜偏在是正効果＞

(単位: 兆円)

	想定	H22	H23	H24	H25
地方法人特別税等の規模	2.60	1.42	1.54	1.67	1.98
減収団体の影響額うち東京都	▲0.4	▲0.19	▲0.20	▲0.16	▲0.25
	▲0.3	▲0.16	▲0.15	▲0.10	▲0.19

＜法人住民税法人税割＞



与党税制改正大綱(平成25年12月)

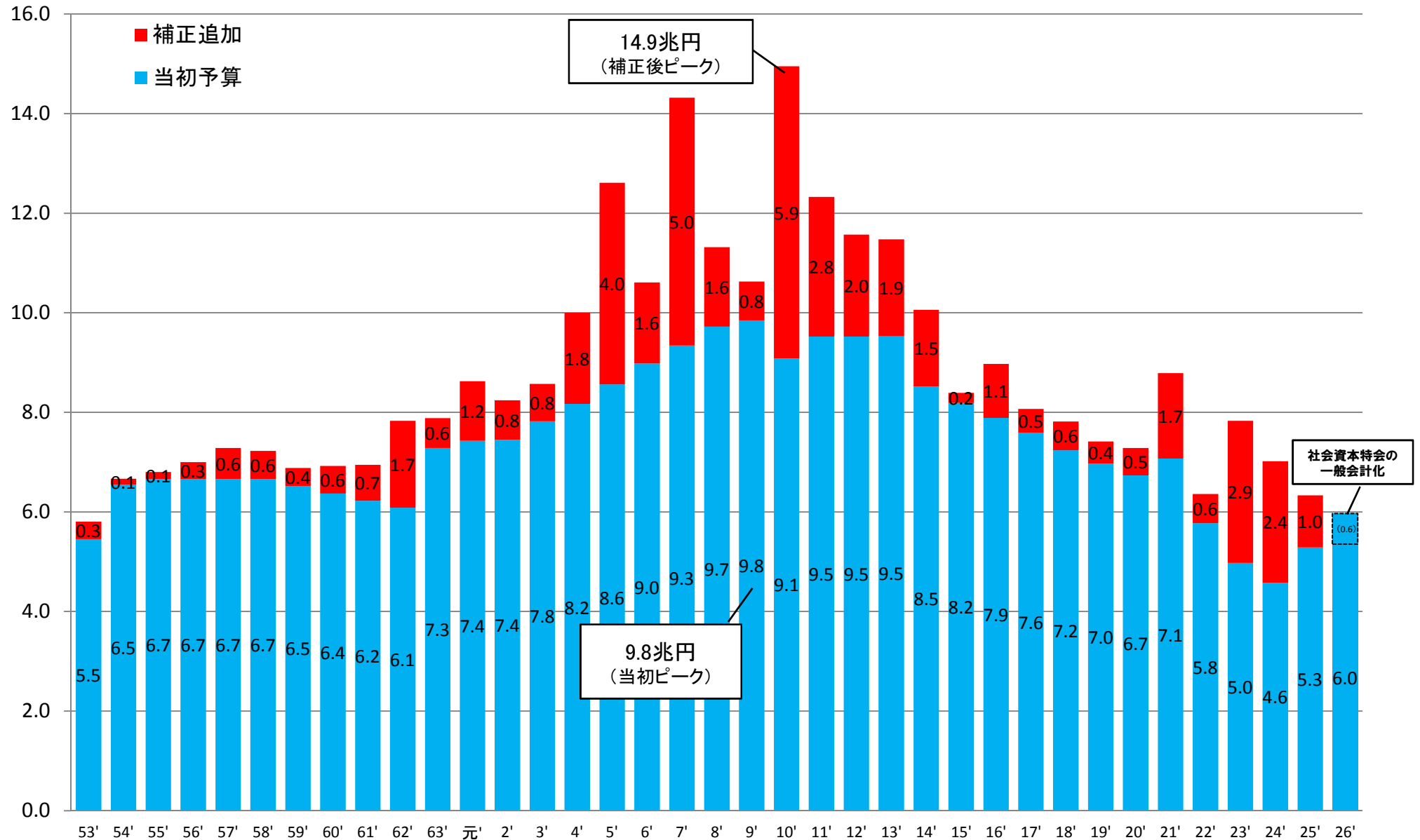
消費税率10%段階

- 法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。
- 地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

(注) 法人住民税法人税割、地方法人税の税收見込みは過去5年間の決算平均(H19～H23年度)。
法人住民税法人税割の税收は26地財計画で2.2兆円、地方法人税の税收は足元税收・平年度ベースで0.5兆円。

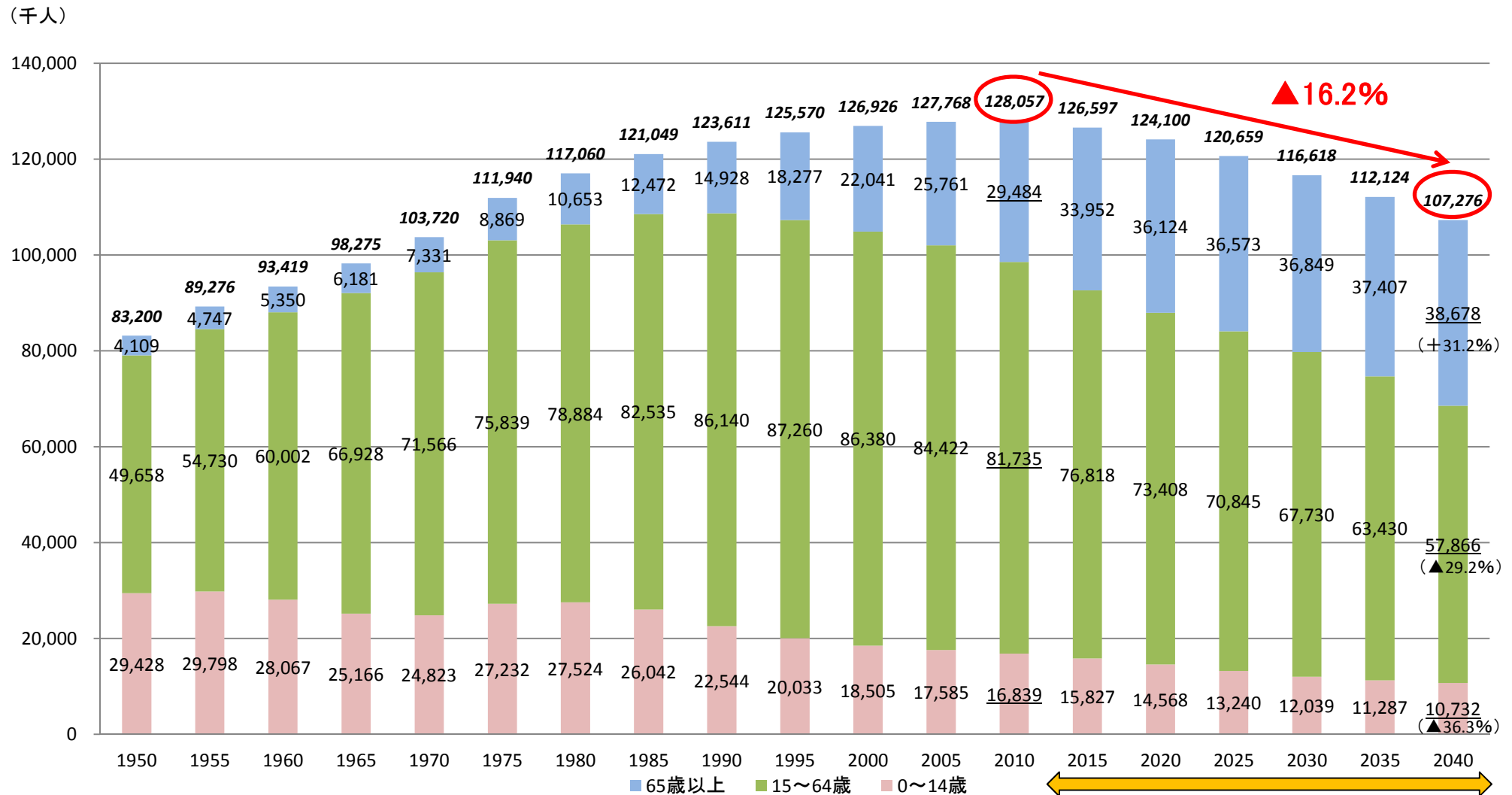
公共事業関係費の推移

(兆円)



(注) NTT-A、B(償還時補助等を除く)を含む。

我が国の人口推移と将来予測について



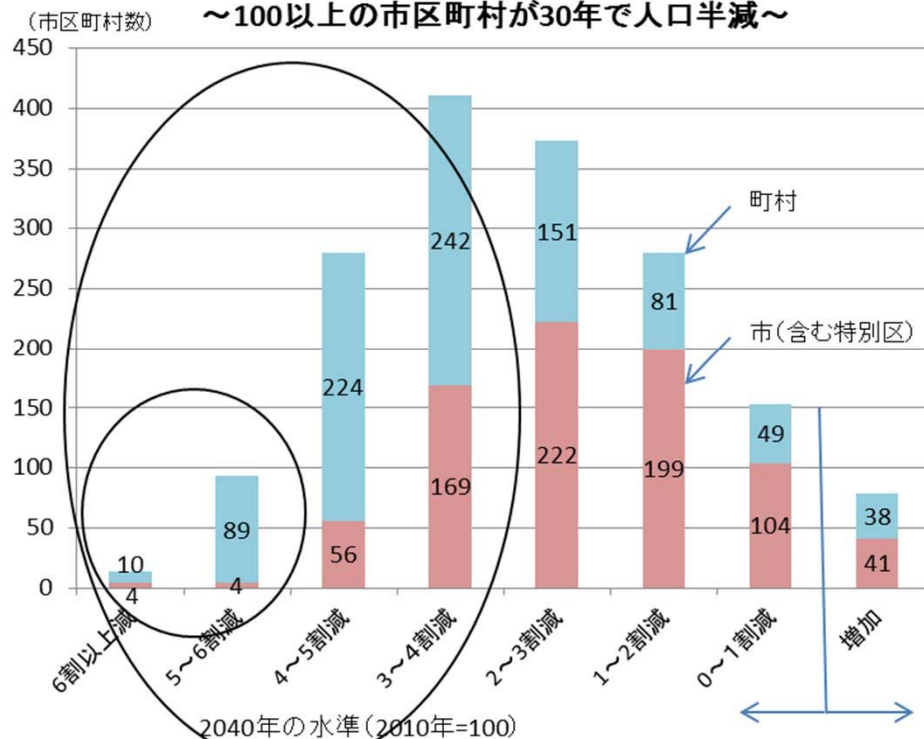
国立社会保障・人口問題研究所

1950年から2010年までの人口推移は、「人口統計資料集2013 年齢3区分(別人口及び増加率(1884～2011年))」を基に作成。

2015年から2040年までの人口予測は、「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」を基に作成。

市区町村別人口の変化(2010年と比べた2040年の水準)

～100以上の市区町村が30年で人口半減～



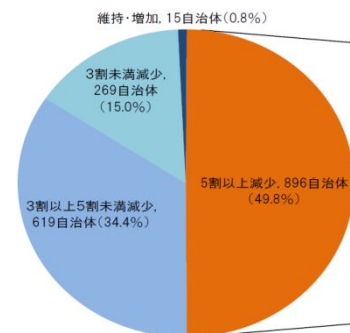
(備考)国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口
(平成25年3月推計)」をもとに作成。

平成26年3月12日 第4回「選択する未来」委員会資料より抜粋

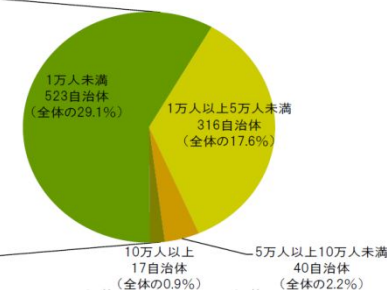
第1回「選択する未来」委員会 増田委員提出資料
(平成26年1月30日)

- 鍵を握るのは、「20～39歳若年女性人口」。2040年時点で、若年女性人口が5割以上減少し、人口1万人未満の小規模自治体は、「消滅可能性」が高い。
- 2040年に若年女性人口が5割以上減少する自治体は、人口移動が収束するケースでは、373市町村(全体の20.7%)に対し、人口移動が収束しないケースでは、896市町村(全体の49.8%)。
- うち、1万人未満となる自治体は、人口移動が収束するケースでは243市町村(全体の13.5%)に対し、人口移動が収束しないケースでは、523市町村(29.1%)。

20～39歳女性人口の変化率でみた市町村数



20～39歳女性人口が5割以上減少する市町村の人口規模別にみた内訳

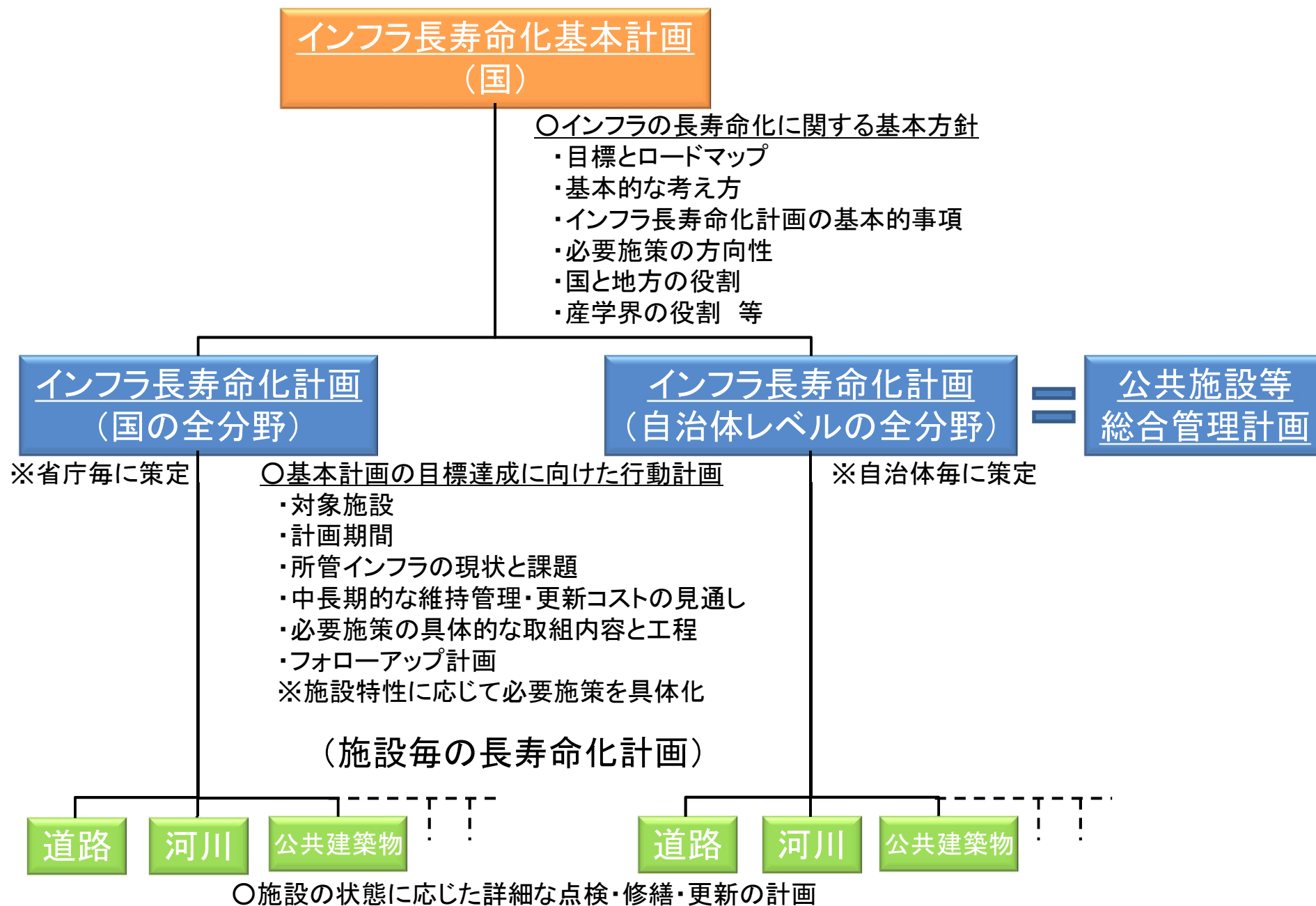


(備考)

- 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計(平成25年3月推計)」及びその関連データより作成。
- 人口移動が収束しないと仮定した場合の推計は、2010年から2015年にかけての人口の社会純増数(純移動率がプラスとなっている項の合計)と社会純減数(純移動率がマイナスとなっている項の合計)とがその後もほぼ同じ水準で推移するよう、年次別・性別・年齢階級別(85歳未満まで)の純移動率について、プラスの純移動率、マイナスの純移動率別に一定の調整率を作成し乗じて推計したもの。
- 数値は、12政令市は区をひとつの自治体としてみており、福島県の自治体を含まない。

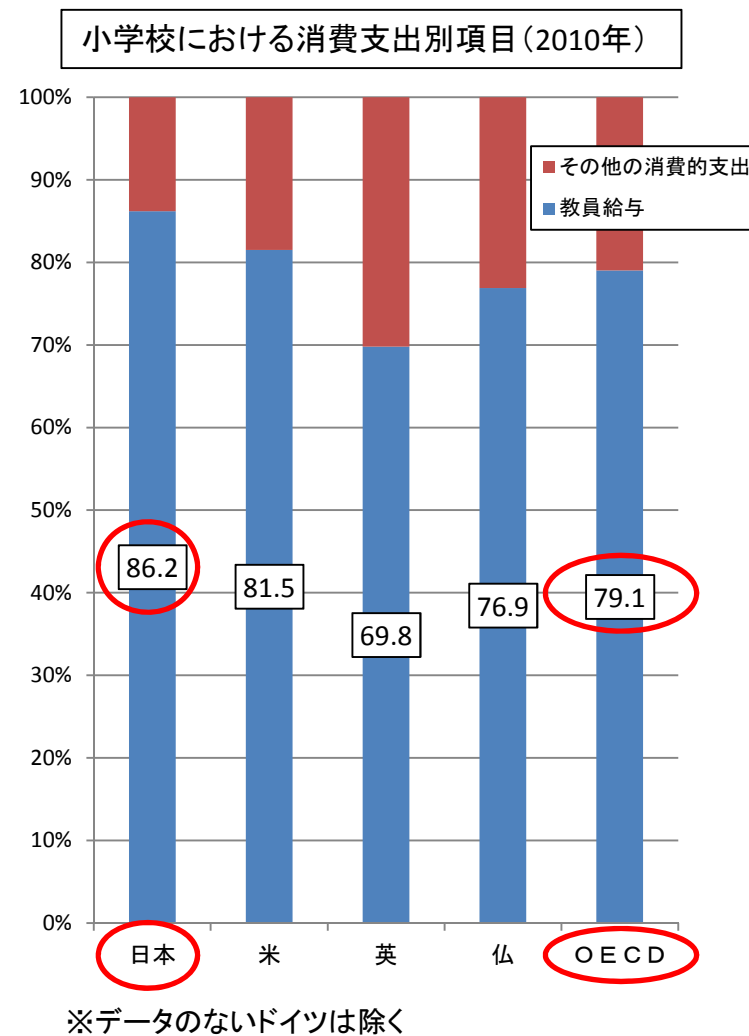
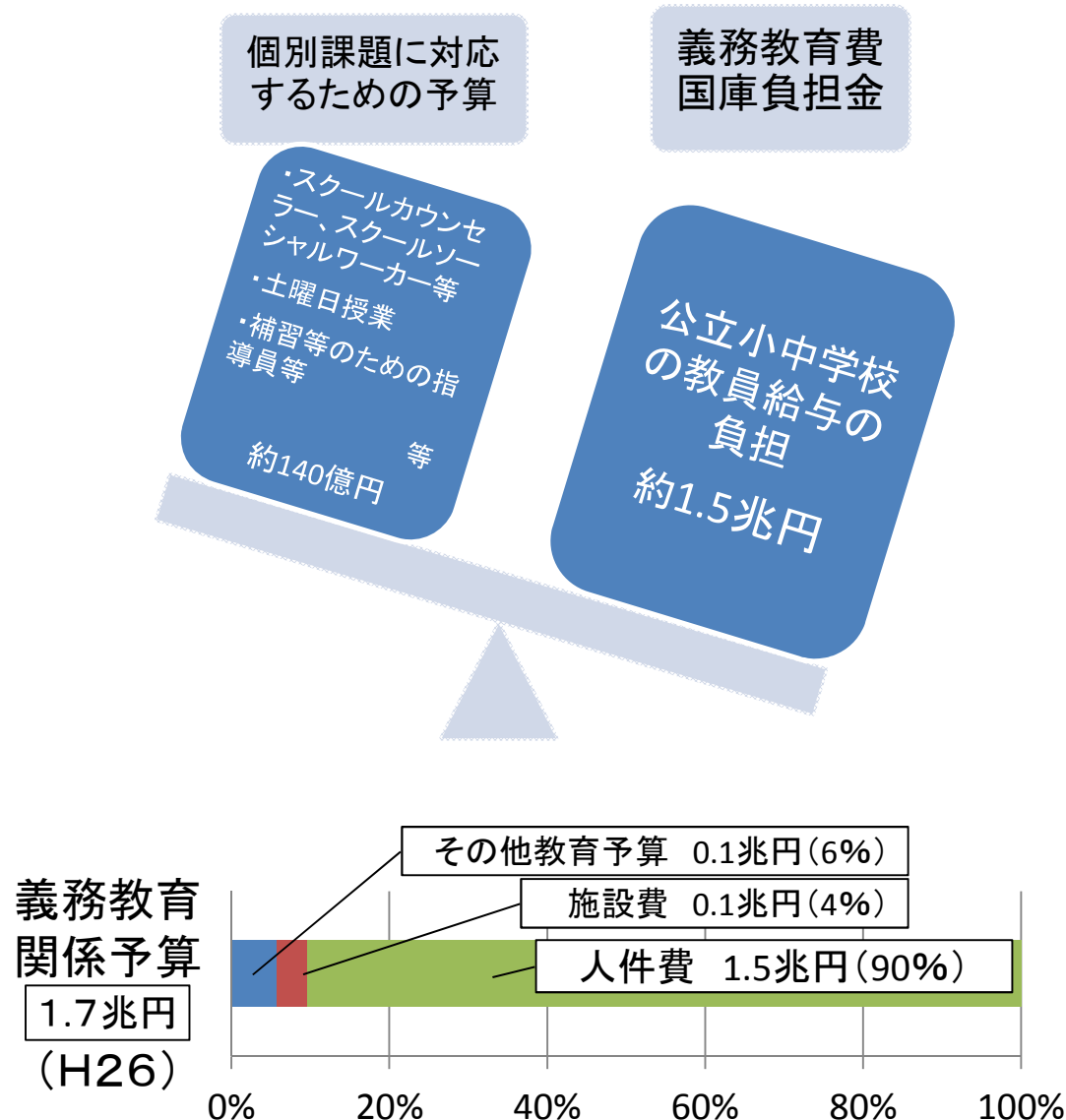
インフラ長寿命化に向けた計画の体系（イメージ）

資料Ⅱ－３－４



学校運営のあり方(外部の力の活用)

～小中学校の予算は教員給与に配分が偏りすぎている～



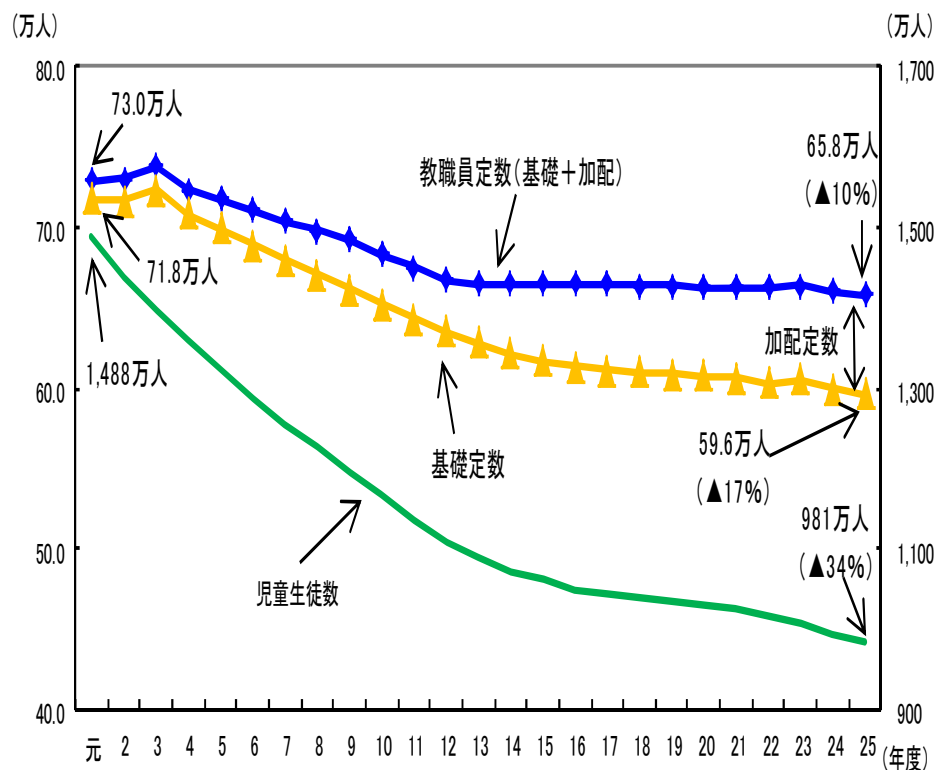
(出 所)OECD「図表で見る教育 2013」

児童生徒数あたりの教職員数は大幅に増加している

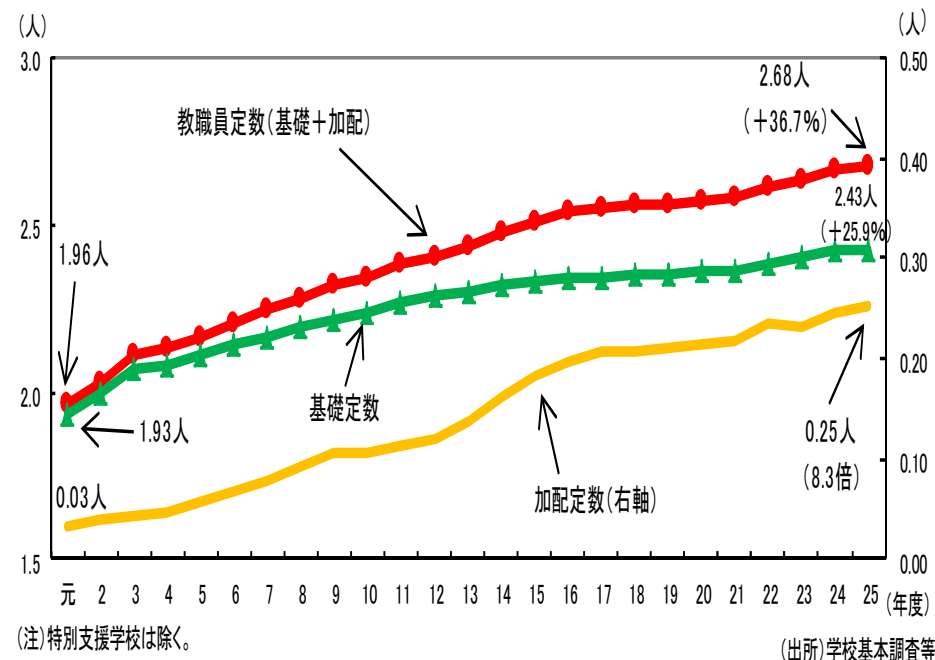
資料Ⅱ－４－２

- 政策目的に応じて予算措置される定数（加配定数）は、平成元年以降、約5万人（11,418人→61,660人）増員されている。その結果、児童生徒当たりの加配定数は約8.3倍（+733.3%）に増加。
- 学級数に応じて計算（法令で規定）される定数（基礎定数）は、平成元年以降、児童生徒数の減少幅ほど減っていない。その結果、児童生徒当たりの基礎定数は25.9%増加。
- 教職員定数全体（基礎＋加配）でみれば、児童生徒あたりの定数は、平成元年以降、約1.4倍（+36.7%）に増加。

【児童生徒数及び教職員定数の推移】



【児童生徒40人当たりの教職員定数の推移】



	平成元年	平成25年	
教職員定数全体	1.96人	2.68人	(+36.7%)
基礎定数	1.93人	2.43人	(+25.9%)
加配定数	0.03人	0.25人	(+733.3%)

- 加配定数については、文部科学省から毎年大幅な増員要求が行われてきており、予算編成過程でその必要性を検討。
- 財政制度等審議会からは、数次にわたり、「厳しい財政状況の下で厳しく政策効果を問う必要がある」「教職員定数を抑制し、大きな効果が得られる施策に対して重点的に予算措置すべき」といった建議が行われている。
- 平成26年度予算においては、教職員定数全体の合理化縮減等により▲10人の減員とし、文部科学省の大幅増員要求（＋3,800人）から国費ベースで約82億円（事業費ベースで約246億円）を縮減。

【平成26年度予算の編成等に関する建議(抜粋)】
(財政制度等審議会(平成25年11月29日))

- (義務教育費国庫負担金について、)我が国の厳しい財政状況の下で、受益者当たりの予算額が大幅に増加し続けている施策は極めて例外的である。改めて厳しく政策効果が問われなければならない。
- 少人数学級の推進については政策効果がないのは明らかである。また、ティームティーチングや習熟度別指導の推進についてもまずはその政策効果をよく検証した上で、既存定数の重点化により対応するのが基本である。
- 財政当局は、小規模校の統合についても推進しつつ、義務教育予算の量的拡大(教職員数増)を抑制し、教育の「質」向上(既存定数の有効活用、外部人材の活用等)に努めるべきである。

【教職員定数の要求数と予算措置の推移】

年度	要求数	予算措置
24年度	＋2,900人	＋2,800人
25年度	＋5,200人	＋800人
26年度	＋3,800人	▲10人

国費ベース ▲82億円

- ⇒ 文部科学省の教職員増員要求(82億円)は、義務教育関連施策のうち、例えば、「いじめ対策等総合推進事業」(48億円)、「外部人材の活用(8,000人)」(33億円)の合計総予算額を上回る規模。(括弧内は 26年度予算額)
- ⇒ これらの施策への投資による政策効果の大きさと比較して、さらに加配定数を増員するという投資を選択することに合理性は認められないのではないか？

(参考) 26年度予算における主な義務教育関連施策

- ・土曜日の教育活動推進プラン (14億円)
- ・いじめ対策等総合推進事業 (48億円)
- ・道徳教育の充実 (14億円)
- ・特別支援教育充実事業 (28億円)
- ・外部人材の活用 (8,000人) (33億円)
- ・英語教育強化地域拠点事業 (5億円)

全国学力・学習状況調査の結果

- 平成25年度全国学力・学習状況調査を用い、文部科学省は、「小学校においてティームティーチングに取り組んだ学校の平均正答率が向上」「中学校において習熟度別指導に取り組んだ学校の平均正答率が向上」と評価。
- ⇒ 同じ基準に立つならば、「小学校・中学校ともに少人数学級に取り組んだ学校の平均正答率は悪化した」と評価せざるをえないのではないか？
- また、文部科学省は、平均無回答数が減少したことをもって、「少人数学級に取り組んだ学校では、学習への積極的な姿勢が見られる」と評価。
- ⇒ 同じ基準に立つならば、「ティームティーチングや習熟度別指導は、学習への姿勢を悪化させる」と評価せざるをえないが、そもそも無回答数で学習への姿勢を測れるものなのか？

(表1)平均正答率(+は向上、-は低下)

<小学校>		国語A			算数A		
		H22	H25	H25-H22	H22	H25	H25-H22
少人数学級	H22未実施でH25実施	193校	0.052	-0.018	193校	0.047	0.004
	H22とH25両方未実施	4307校	-0.003	0.004	4307校	0.001	0.002
ティームティーチング	H22未実施でH25実施	88校	-0.003	0.023	368校	-0.022	-0.004
	H22とH25両方未実施	3273校	-0.002	-0.004	2733校	-0.003	-0.002
習熟度別指導	H22未実施でH25実施	53校	0.064	-0.016	387校	-0.031	-0.021
	H22とH25両方未実施	3397校	0.000	0.001	2594校	-0.009	0.000

<中学校>		国語A			数学A		
		H22	H25	H25-H22	H22	H25	H25-H22
少人数学級	H22未実施でH25実施	457校	0.017	0.000	457校	0.032	0.006
	H22とH25両方未実施	2535校	-0.030	-0.017	2535校	-0.028	-0.022
ティームティーチング	H22未実施でH25実施	84校	0.000	0.009	296校	-0.032	-0.032
	H22とH25両方未実施	3185校	-0.008	-0.004	2268校	-0.001	-0.002
習熟度別指導	H22未実施でH25実施	65校	-0.129	-0.102	322校	-0.051	-0.025
	H22とH25両方未実施	3239校	-0.004	-0.000	2169校	0.004	-0.006

(表2)無回答数(+は増加、-は減少)

<小学校>		国語A(全18問)		国語B(全10問)		算数A(全19問)		算数B(全13問)	
		H25	差	H25	差	H25	差	H25	差
少人数学級	32人以下学級の児童(※1)	1.882	-0.076	0.235	-0.081	0.312	-0.018	0.790	-0.054
	36人以上学級の児童(※2)	1.958		0.259		0.330		0.843	
習熟度別指導	習熟度別指導を受けた児童	1.998	0.203	0.301	0.124	0.319	0.051	0.838	0.038
	受けていない児童	1.795		0.228		0.268		0.758	
ティームティーチング	T・Tを受けた児童	1.869	0.051	0.255	0.070	0.306	0.024	0.820	0.042
	T・Tを受けていない児童	1.802		0.231		0.282		0.778	

<中学校>		国語A(全32問)		国語B(全9問)		数学A(全36問)		数学B(全16問)	
		H25	差	H25	差	H25	差	H25	差
少人数学級	32人以下学級の生徒(※1)	0.713	-0.081	0.235	-0.024	1.893	-0.052	2.635	-0.067
	36人以上学級の生徒(※2)	0.794		0.259		1.945		2.702	
習熟度別指導	習熟度別指導を受けた生徒	0.882	0.176	0.301	0.074	1.945	0.146	2.699	0.207
	受けていない生徒	0.706		0.228		1.799		2.492	
ティームティーチング	T・Tを受けた生徒	0.764	0.051	0.255	0.024	1.876	0.041	2.636	0.104
	T・Tを受けていない生徒	0.714		0.231		1.835		2.532	

出典：文部科学省 概算要求資料「全国学力・学習状況調査を活用した少人数教育の効果検証について(速報)」

#

公立小中学校規模の現状

1. 児童・生徒数等

	児童・生徒数	学校数	学級数	教員数	1校当たり 児童・生徒数	1校当たり 学級数	1学級当たり 児童・生徒数	1校当たり 教員数	教員一人当たり 児童・生徒数
小学校	6,556,527人	20,507校	269,868学級	410,928人	319.7人	13.2学級	24.3人	20.0人	16.0人
中学校	3,255,326人	9,699校	114,603学級	237,568人	335.6人	11.8学級	28.4人	24.5人	13.7人

(注)平成25(2013)年度学校基本調査(学校数は、休校中等の学校を除いている。)

2. 児童・生徒数と学校数の直近のピーク時との比較

☞ 児童・生徒数の減少幅に比べ学校数は大きく変化していない。

		昭和56(1981)・61(1986)年	平成25(2013)年	増減率
小学校	児童数	11,819,002人	6,556,527人	▲44.5%
	学校数	24,574校	20,507校	▲16.6%
中学校	生徒数	5,885,843人	3,255,326人	▲44.7%
	学校数	10,483校	9,699校	▲7.5%

(注1)昭和56(1981)、昭和61(1986)、平成25(2013)年度学校基本調査(学校数は、休校中等の学校を除いている。)

(注2)直近のピーク時は、小学校は昭和56(1981)年、中学校は昭和61(1986)年。

3. 学級数別学校数

☞ 小中学校とも、標準規模に満たない学校が約半数を占めている。

	小学校		中学校	
	学校数	構成比	学校数	構成比
5学級以下	2,346校	11.4%	2,028校	20.9%
6～11学級	7,120校	34.7%	2,983校	30.8%
12～18学級	6,153校	30.0%	3,108校	32.0%
19学級以上	4,888校	23.8%	1,580校	16.3%

← 標準規模

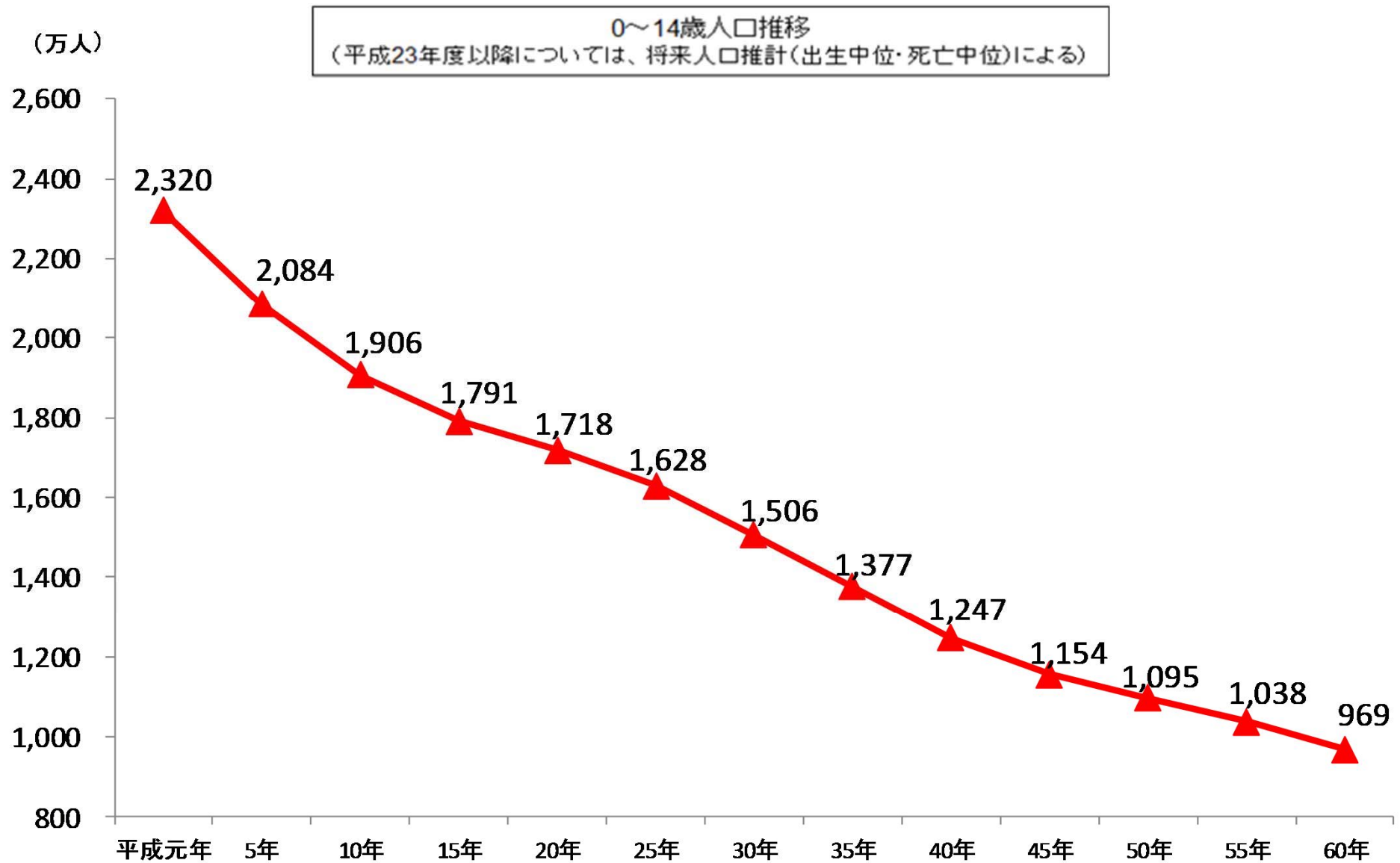
(注1)平成25(2013)年度学校基本調査(学校数は、休校中等の学校を除いている。)

(注2)標準規模:学校教育法施行規則第41条(第79条)

46.1

51.7%

0～14歳人口推移



出所：日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）

学校統合の教育上の効果について

学校統合により学校規模の適正化が図られる場合の教育上の効果については、以下の点があげられる。

- 一般に、一定の規模がある学校では、子どもが集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力をさらに伸ばしやすいという利点がある。
- 各学年複数学級とすると、人間関係に配慮した学級編制ができる、習熟度別指導等の多様な指導形態をとることができる、スポーツでクラスの対抗戦ができる、部活動がより多くの種目、多くの人数でできるため、生徒のモチベーションがあがるなどの利点がある。
- 教員配置に関しても、各学年複数学級とすることで、教員同士が指導方法について協議ができるようになる、校務分掌を組織的に行いやすくなるなどの利点がある。
- 現在の規定は、小・中学校ともに12学級以上18学級以下を標準とし、地域の実態その他により特別の事情があるときはこの限りではないとされているが、上記の観点を総合して考えると、12学級以上18学級以下を標準とすることについては、現在も概ね妥当であると考えられるのではないか。

(平成21年7月6日 中央教育審議会 初等中等教育分科会(第66回)
配付資料「小・中学校の適正配置に関する主な意見等の整理」より抜粋)

要因①

- 基礎定数は学級数をベースに計算しており、学級数減少に至らない少子化は、基礎定数の減少を伴わない。
また、学級数減少に至る場合も、基礎定数は児童生徒数の減少ほど減少しない。

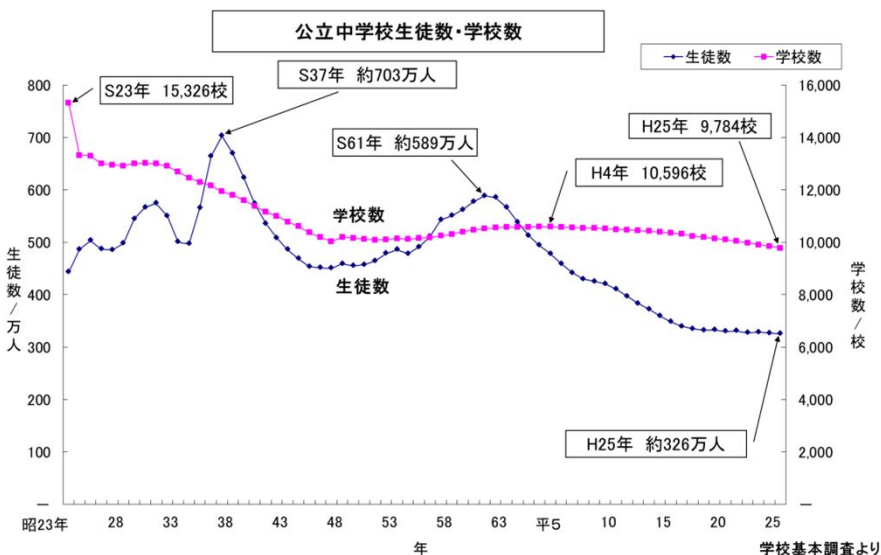
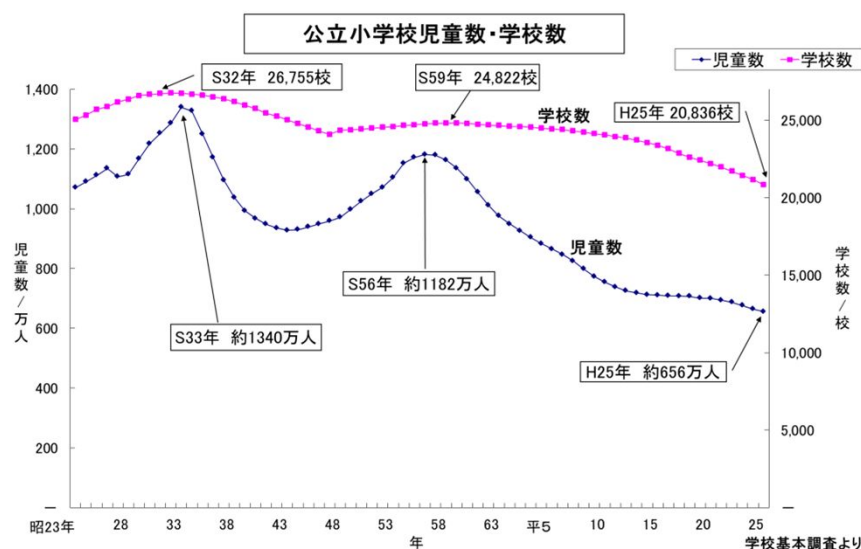
【義務標準法による標準的な教職員配置(小学校の場合)】

児童数	学級数	教職員 合計	児童生徒40人 当たりの教職員数
470人	12学級 (40人、小1は35人)	17.50	1.5人
↓	↓	↓	↓
290人	(25人、小1は20人)		2.4人
↓	↓	↓	↓
235人	6学級 (40人、小1は35人)	10.75	1.8人

校長	副校長 教頭	教諭				教員計	養護 教諭	事務 職員
		学級 担任	担任外	生徒 指導	小計			
1	1	12	1.5	－	13.5	15.5	1	1
1	1	12	1.5	－	13.5	15.5	1	1
1	0.75	6	1	－	7	8.75	1	1

要因②

- 児童生徒数の減少幅ほど学校数は減っていない。このため、過小規模校においては、少子化により学級数の過少人数化が進む場合が多く(学級数は減少しない)、基礎定数は減少しない。



国立大学の現状(1)

資料Ⅱ－４－１０

○世界における日本の大学の評価は必ずしも高いものではない。

○日本の国立大学における事業規模は毎年度増加しているのが実態であり、また世界ランキングは必ずしも運営費交付金の規模に連動していないことから、日本の大学評価が向上していないのは、運営費交付金に係る予算の制約によるものではないと考えられる。

大学ランキングトップ100に入る日本の大学はわずか2校

◆Times Higher Education「World University Rankings」 (2013-14年度のランキング)

1. カリフォルニア工科大学(米)
2. オックスフォード大学(英)
3. ハーバード大学(米)
4. スタンフォード大学(米)
5. マサチューセッツ工科大学(米)

23. 東京大学

52. 京都大学

日本の他の大学については100位圏外

運営費交付金配分額
トップ15大学

順位	大学名	25'予算額 (億円)
1	東京大学	840
2	京都大学	565
3	東北大学	505
4	大阪大学	475
5	筑波大学	427
6	九州大学	420
7	北海道大学	379
8	名古屋大学	329
9	広島大学	258
10	神戸大学	208
11	東京工業大学	217
12	千葉大学	179
13	岡山大学	196
14	金沢大学	169
15	新潟大学	179

世界大学ランキングにおける
国立大学

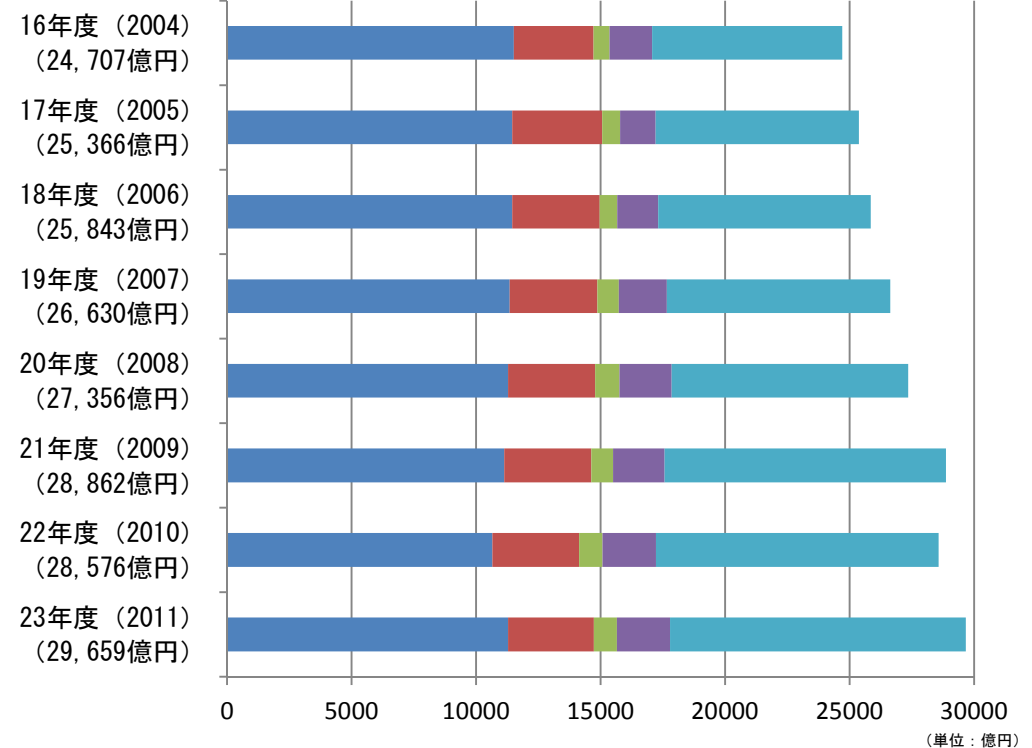
大学名	世界ランク
東京大学	23
京都大学	52
東京工業大学	125
大阪大学	144
東北大学	150
名古屋大学	201-225
東京医科歯科大学	276-300
北海道大学	301-350
九州大学	
筑波大学	

20	東京医科歯科大学	150
----	----------	-----

ランク圏外

国立大学法人収入額推移表

■運営費交付金 ■自己収入(授業料等収入) ■寄附金 ■産学連携等研究収入等 ■その他



注1: 「自己収入」については、決算報告書の金額を記載している。

注2: 「寄附金」については、財務諸表の附属明細書の金額を記載している。「産学連携等研究収入等」については、決算報告書の「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」から「寄附金」の額を控除した金額を記載している。

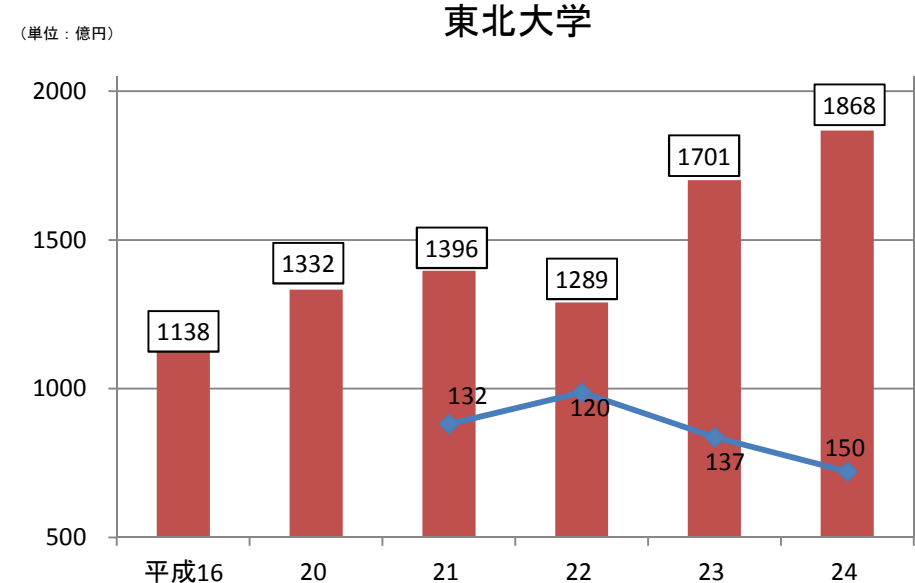
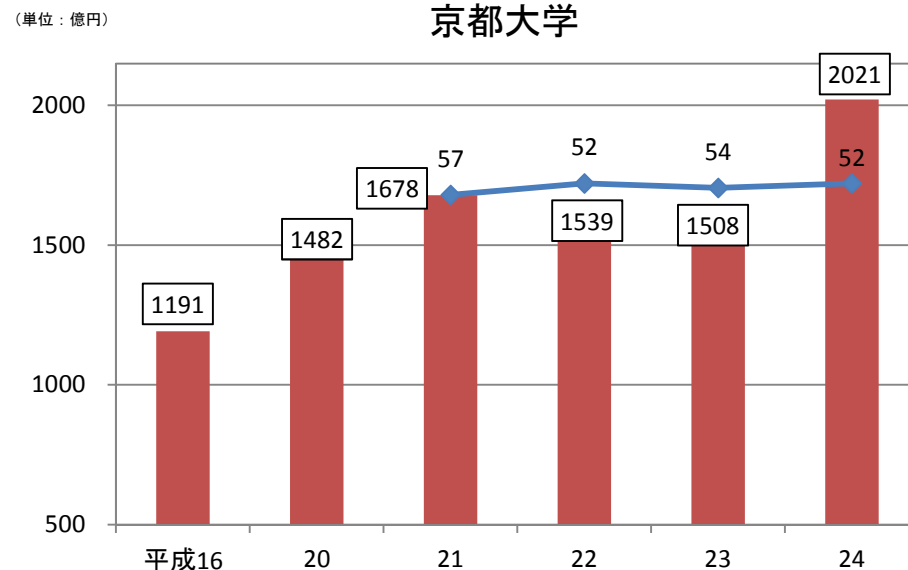
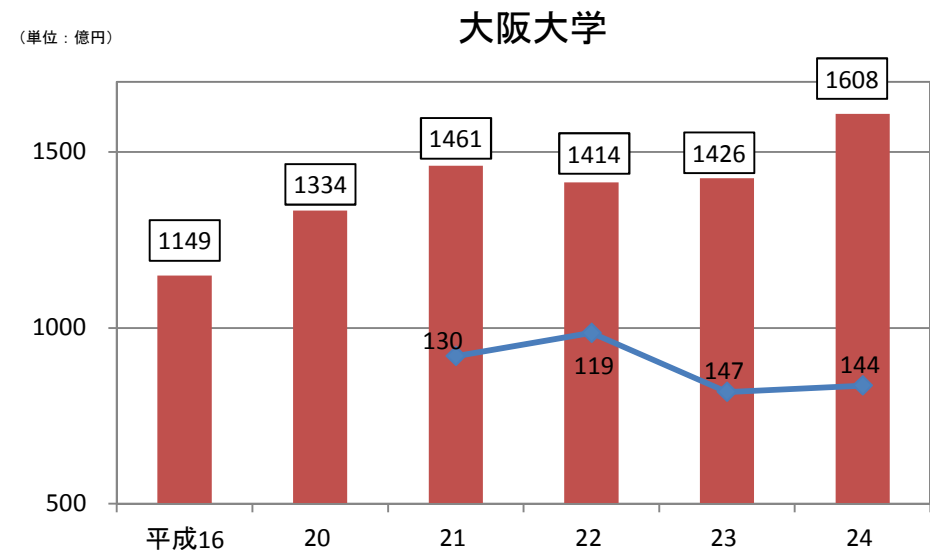
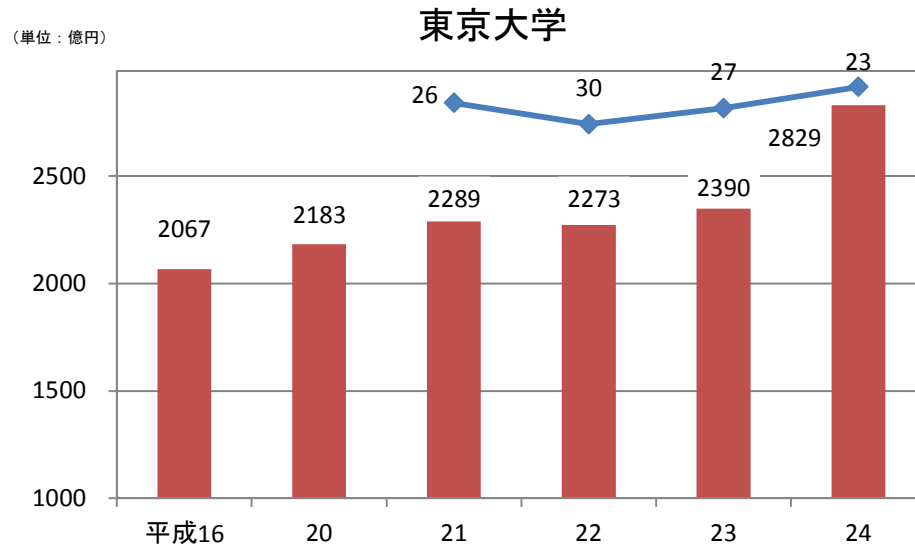
注3: 科学技術振興調整費は、「産学連携等研究収入等」の欄に含まれている。科学研究費補助金等の間接経費については、「自己収入(雑収入)」に含まれている。

注4: 「その他」には附属病院収入、補助金等収入、雑収入を含み、施設整備費補助金、船舶建造費補助金等は計上していない。

国立大学の現状(2)

資料Ⅱ－４－１１

○国内上位4大学※について、事業規模は増加傾向にあるものの、大学の評価とは必ずしも比例していない。
○世界トップレベルの教育研究拠点となり得る潜在力を持つ大学においてすら、資金の一層の有効活用が必要とされている現状（ex：マネジメント能力の強化、グローバル人材の育成、産学連携の強化）



■ 総収入額 ◆ 大学ランキング順位

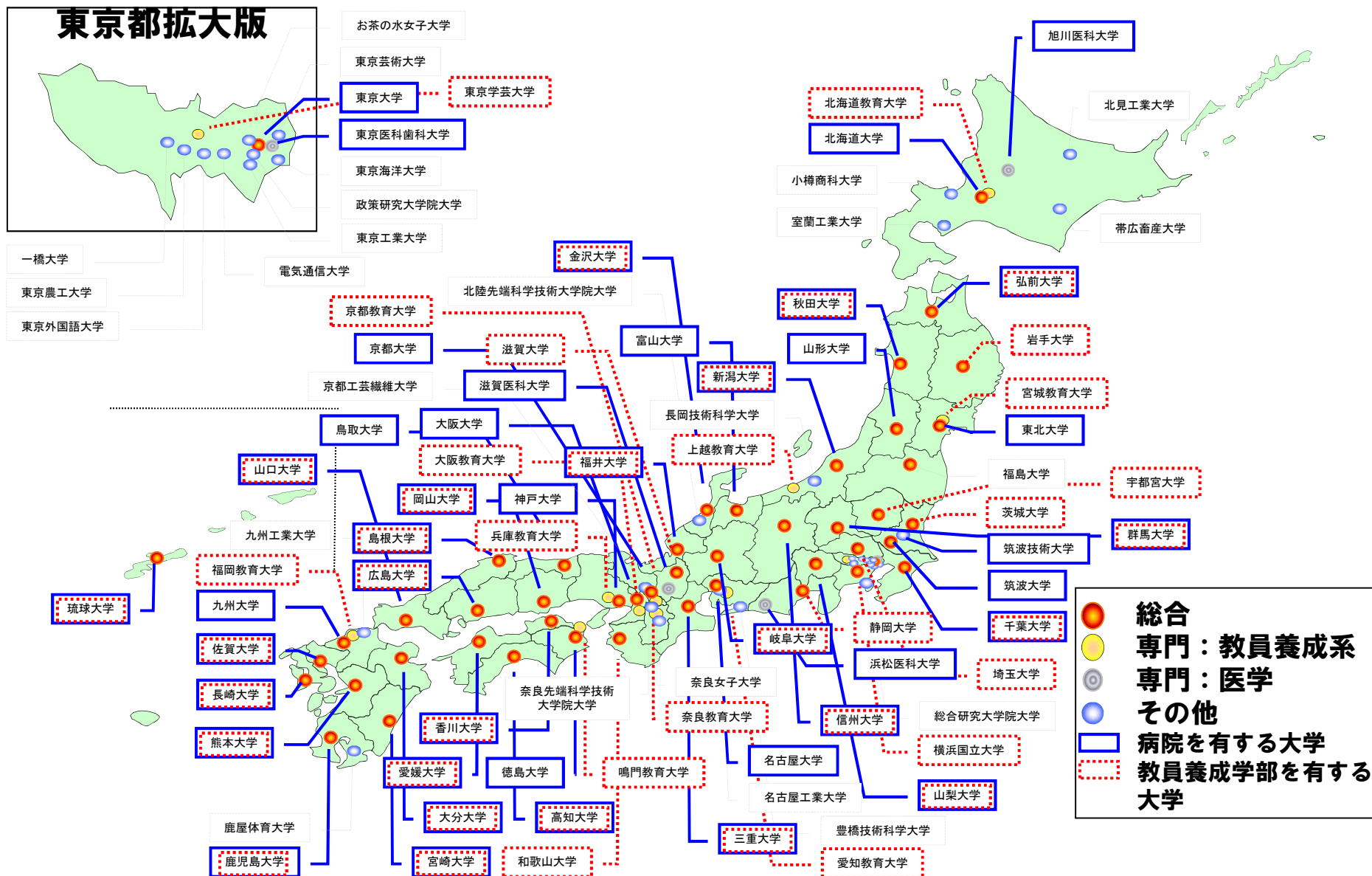
(注1) ※は運営費交付金の金額規模

(注2) 大学ランキング順位はTimes Higher Education World University Rankingsの2010-2011を21年度、2011-2012を22年度、2012-2013を23年度、2013-2014を24年度の順位としている。

国立大学の現状(3)

資料Ⅱ－４－１２

- 国立大学86校のうち、いわゆる総合大学は47校を占め、各都道府県に1校の割合。
- これらの大学が特色のない大学運営を行っていることが、大学評価が向上しない一因ではないか。



大学における教育研究組織の見直し

資料Ⅱ－４－１３

○教育研究組織の見直しを行って機能強化を行っている大学がある一方、全く見直しを行っていない大学が存在する中、一般運営費交付金の予算については、必ずしも機能強化に向けての取組みが反映されるような配分となっていない。

（機能強化を行っている大学の事例）

【国立大学Aの学部の変遷】

教育学系学部を見直し、理工系学部を機能強化

平成16年度			平成25年度		
学部・学科等	入学定員		学部・学科等	入学定員	増減
教育学系学部	A課程	230	教育学系学部	A' 課程	230
	B課程	50		B' 課程	150
	C課程	90	経済系学部	A学科	115
	D課程	90		B学科	115
	計	460		計	380
経済系学部	A学科	115	経済系学部	A学科	115
	B学科	115		B学科	115
	計	230		計	230
経営系学部	A学科	75	経営系学部	A学科	75
	B学科	70		B学科	70
	C学科	65		C学科	65
	D学科	65		D学科	65
	計	275		計	275
理工系学部	A学科	140	理工系学部	A' 学科	140
	B学科	160		B' 学科	175
	C学科	130		C' 学科	160
	D学科	145		D' 学科	270
	E学科	90		計	745
	計	665		計	745
学部合計	1630		学部合計	1630	80

※夜間主除く

※夜間主除く

（機能強化を行っていない大学の事例）

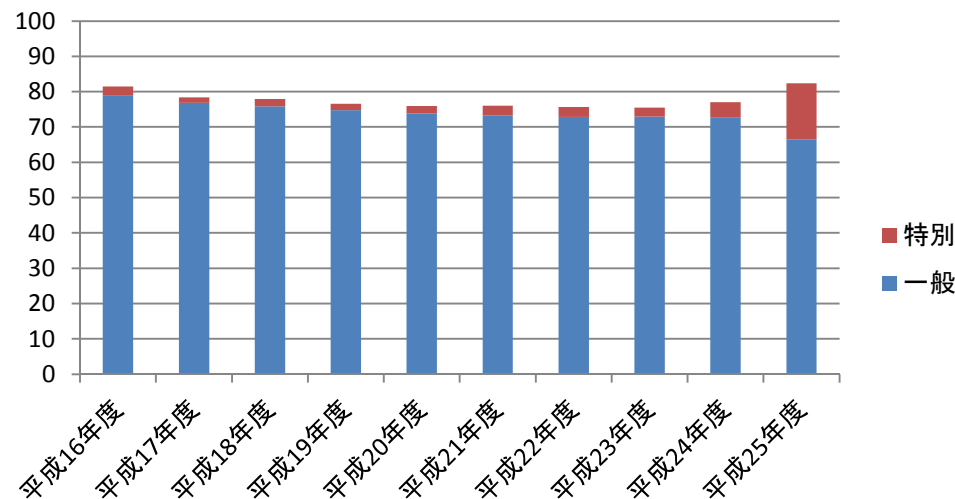
【国立大学Bの学部の変遷】

教育研究組織・入学定員に変化がない

平成16年度			平成25年度		
学部・学科等	入学定員		学部・学科等	入学定員	
教育学系学部	A課程	100	教育学系学部	A課程	100
	B課程	50		B課程	50
	C課程	95		C課程	95
	計	245		計	245
経済系学部	A学科	130	経済系学部	A学科	130
	B学科	130		B学科	130
	C学科	45		C学科	45
	計	305		計	305
工学系学部	A学科	80	工学系学部	A学科	80
	B学科	80		B学科	80
	C学科	70		C学科	70
	D学科	60		D学科	60
	E学科	80		E学科	80
	計	370		計	370
医学系学部	A学科	85	医学系学部	A学科	100
	B学科	60		B学科	60
	計	145		計	160
学部合計	1065		学部合計	1080	

国立大学Aの運営費交付金推移

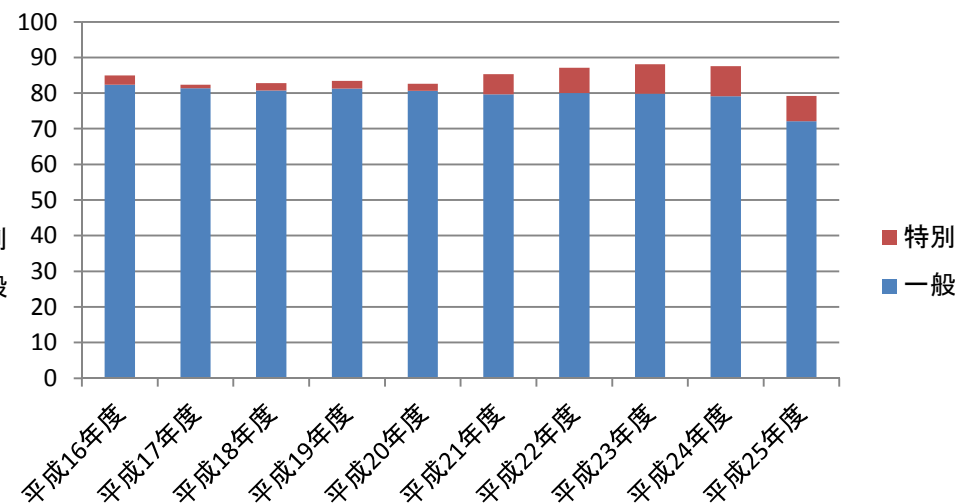
（単位：億円）



（注）上記以外に退職手当等に係る特殊経費分を計上

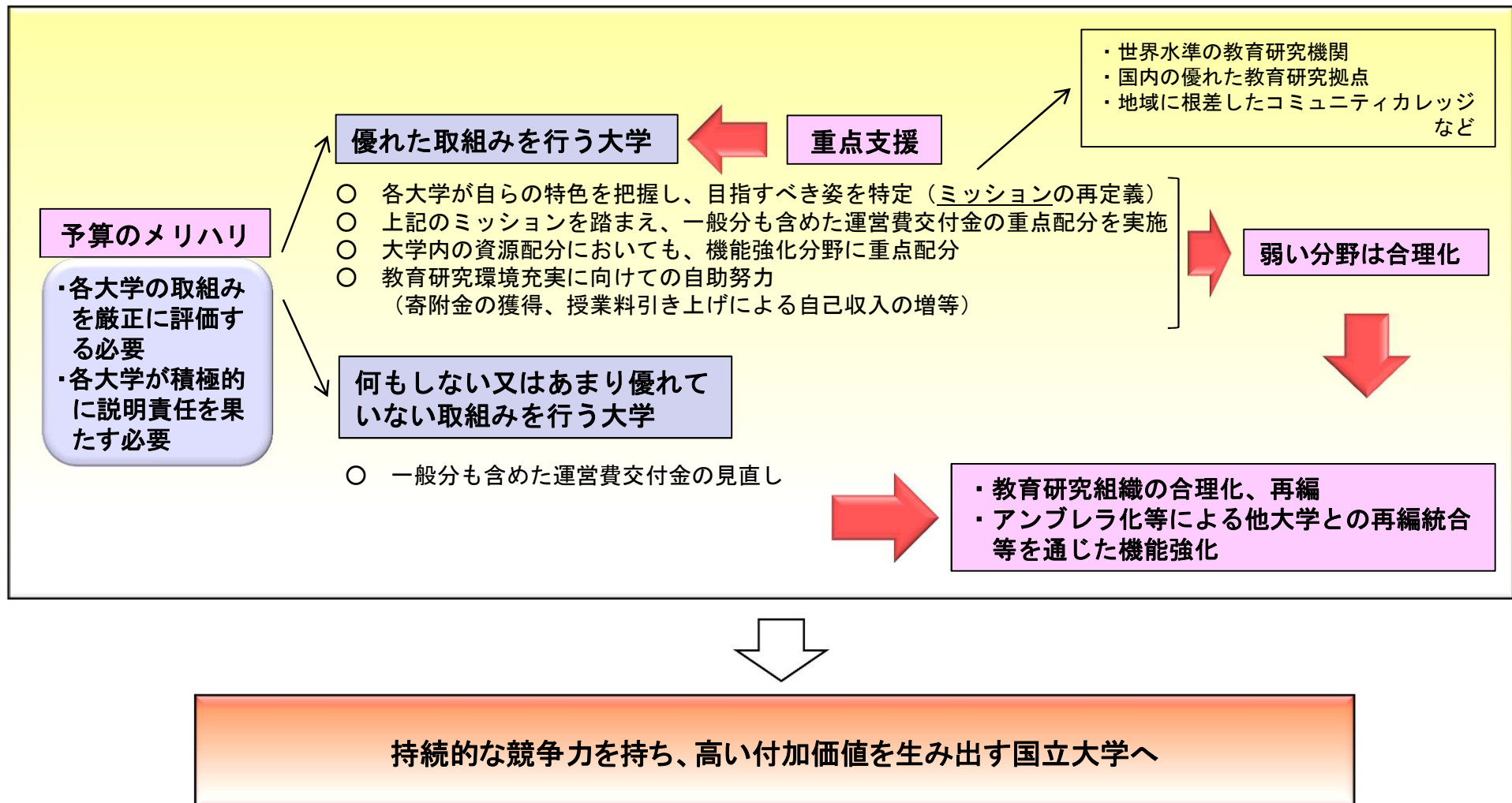
国立大学Bの運営費交付金推移

（単位：億円）



（注）上記以外に退職手当等に係る特殊経費分を計上

- 国立大学全体に係る評価を向上するためには、一般運営費交付金を含めた大学予算についてメリハリを付けた配分を行うことにより、優れた取組みを行う大学に対しては重点支援する一方、その他の大学についてもより有効に社会的要請を果たせるよう、思い切った合理化・再編統合により機能強化を図ることが必要ではないか。
- 重点支援を実施する前提として、各大学の取組みを厳正に評価する必要があるのではないか。
- 各大学がその取組みについて、納税者である国民に対して積極的に説明責任を果たす必要があるのではないか。

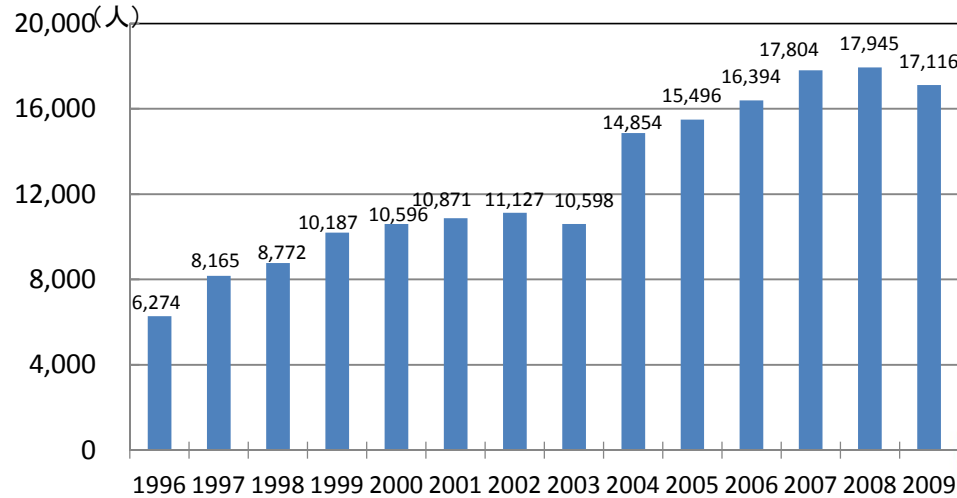


ポストドクターの現状(1)

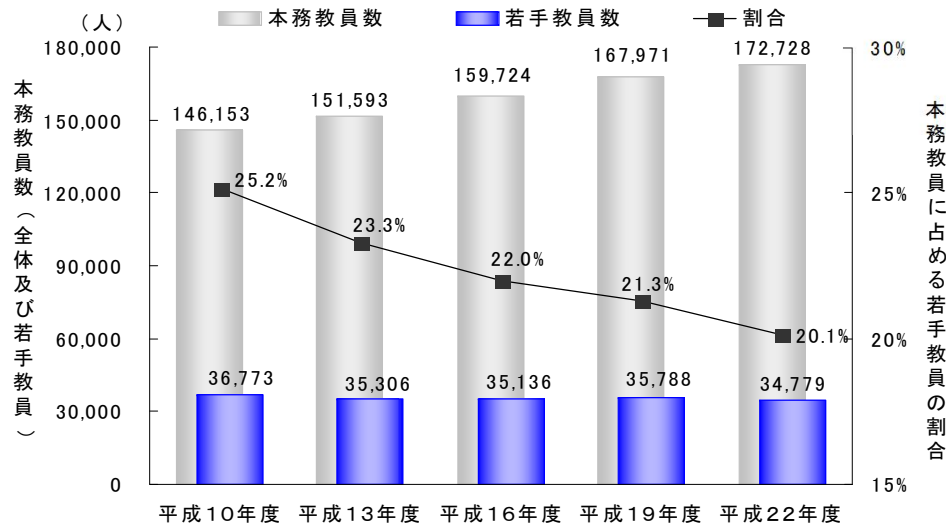
資料Ⅱ－４－１５

大学院について量的整備が図られた結果、ポストドク総数が増加。一方で、若手教員数は増えておらず、ポストドクの状態が継続・長期化する傾向。

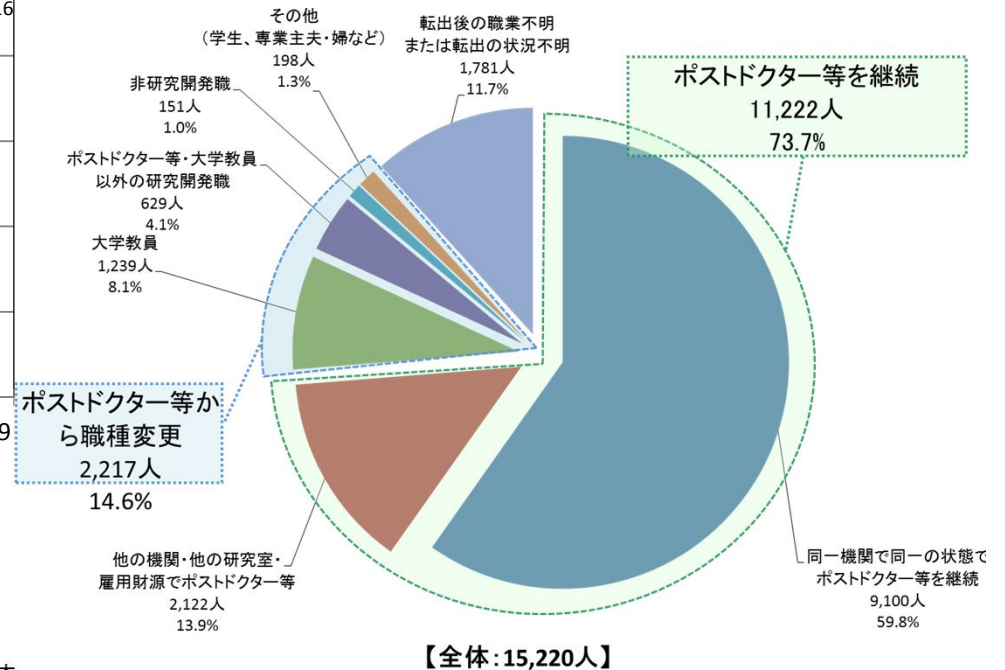
① ポストドクター数の推移



② 大学の本務教員に占める若手教員(37歳以下)の割合



③ ポストドクターの継続・職種変更の状況



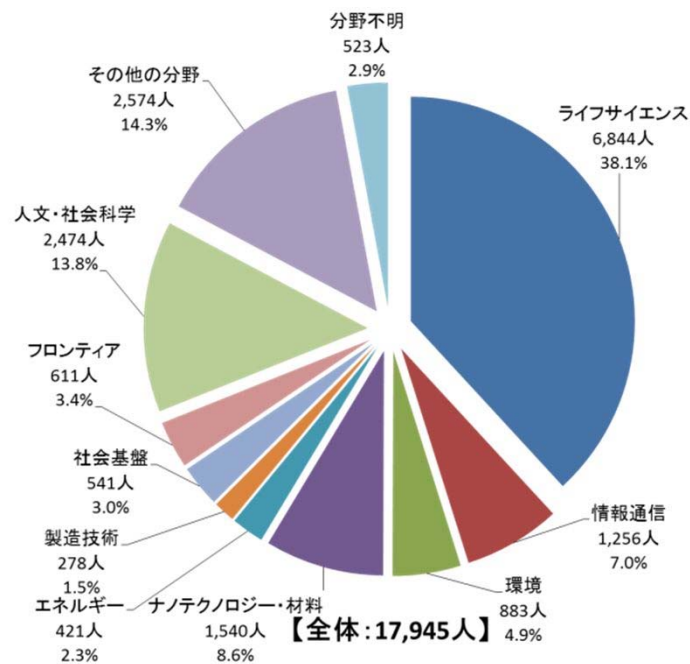
(出所)①: 1996～2003年度は「ポストドクター等一万人支援計画」における支援対象人数
 2004～2009年度は文部科学省「大学・公的機関等におけるポストドクター等の雇用状況調査」(2009年度より調査様式を変更し、複数の雇用財源による同一人物の重複計上を排除している)
 ②: 文部科学省「学校教員統計調査」(②)
 ③: 文部科学省「大学・公的機関等におけるポストドクター等の雇用状況調査」

ポスドクターの現状(2)

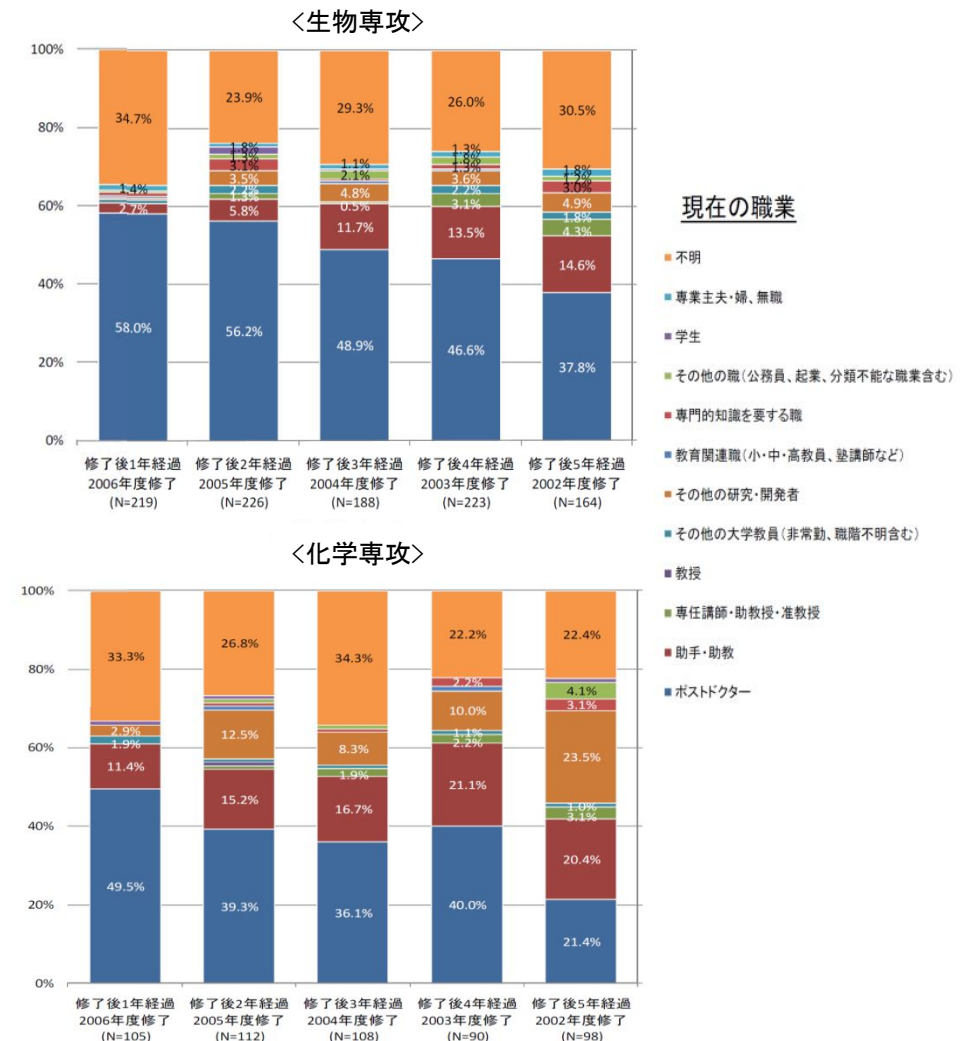
資料Ⅱ－４－１６

分野に偏在が見られる(生物系のポスドクが多いが、他の専攻と比べ長期にわたりポスドクに留まる傾向)

①ポスドクターの分野別内訳(2008年実績)



② 専攻別に見る博士課程修了直後にポスドクターになった者の現在(2002-2006 年度理学分野修了者全体)



出所: 文部科学省科学技術政策研究所調査資料182「ポスドクター等の雇用状況・博士課程在籍者への経済的支援状況調査」(①)
文部科学省科学技術政策研究所調査資料184「理学系博士課程修了者のキャリアパス」(②)

○優秀なポスドクについて、能力に応じたキャリアパスが的確に描けるよう、若手研究者へのポスト振替等を推進すると共に、ポスドクのキャリアパスの多様化・供給の適正化が必要ではないか。

○こうした取組を推進する大学を運営費交付金の配分において評価する仕組みが必要ではないか。

